

刑事訴訟法上罰金以下ノ事件ニ付テハ被告ハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ルモ該代人ハ刑事訴訟法第二百四十二條ニ所謂訴訟關係人ニ非ス從テ該代人ノ爲シタル控訴申立ハ不適法ナリトス

○檢事局ノ事務分配上上訴ハ檢事正ノ名ヲ以テ之ヲ爲スヘキコトヲ定メタル場合ニ在テハ檢事正ノ缺員若クハ不在ノ時他ノ檢事カ其代理ノ名義ヲ以テ上訴ヲ申立ツルモ違法ニ非ス

○私訴判決ニ對スル上訴ハ代理人ニ依リ之ヲ申立ツルモ違法ニ非ス

(反對)

刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ヲ以テ特ニ規定シタル者ノ外代人ニ依リテ上訴ヲ爲スコトヲ認許セス故ニ代人ノ名義ヲ以テシタル上告申立ハ不適法ナリ  
刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ニ於テ特ニ規定シタルモノノ外代理人ヨリ上訴ヲ爲スコトヲ認許セス從テ委任代理人カ爲シタル控訴申立ハ不適法ナリ

○刑法第七十條ニ依ル刑ノ免除ノ判決ハ被告ニ對シテ無罪ノ言渡ヲ爲シタルモノニ非ス却テ之ヲ有罪ト認メ相當ノ刑ヲ科スヘキモノナルモ裁判確定前自白シタル爲メ特ニ其刑ヲ免除セルニ過キサルモノトス從テ被告カ自己ノ利益ヲ保護スル爲メ上訴ノ方法ニ依リテ該判決ノ變更ヲ求メ得ヘキハ當然ナリ  
○未成年者ハ私訴ニ付テハ訴訟無能力者ナレハ其獨立シテ爲シタル上告

申立ハ不適法ナリトス

(同主旨)

未成年者カ刑事裁判所ニ於テ公訴附帶ノ私訴ニ關スル行爲ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

○控訴審ニ於ケル私訴代理人ハ其資格ニ於テ當然被告ニ代リテ私訴上告ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

○檢事ノ上訴ハ其申立書ニ別段ノ記載ナキトキハ一應被告ノ不利益ニ爲シタルモノト解スヘキハ刑事訴訟法第二百四十二條及ヒ其他檢事ニ關スル規定ノ旨趣ニ於テ當然ナリトス

第二百四十三條

○辯護人ニシテ被告人ニ代リ控訴ノ申立ヲ爲スモ辯護届ヲ差出ササルトキハ公廷ニ召喚スルノ必要ナシ

○被告人及ヒ辯護人雙方ヨリ上告申立ヲ爲スモ辯護人ノ申立ニシテ被告人ノ明言シタル意思ニ反セサル限ハ二者毫モ牴觸スル所ナキヲ以テ共ニ有效ナリトス從テ其申立ノ一ニシテ法定期間内ニ提出セラレテ被告人又ハ辯護人ヨリト告趣意書ヲ差出シタルトキハ其上告ハ適法ニ成立シタルモノトス

三	三〇	四	六	三元	四
二	二			一元	
九	五	二	二	七	九



(反對)

被告人自ら上告ヲ爲シタルトキハ辯護人其依頼ヲ啖タズ獨立シテ之カ上告ヲ爲スコトヲ得ス  
辯護人ヨリ上告申立ヲ爲シタル後被告人ヨリ同シク上告申立ヲ爲シタルトキハ辯護人ノ上告  
申立ハ無効ニ歸ス從テ被告人ニ於テ定期内趣意書ヲ差出ササルトキハ縱令辯護人ヨリ趣意書  
ノ呈出ヲ爲スモ其上告ハ成立セズ

○刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ヲ以テ特ニ規定シ  
タルモノノ外代理人ニ依リテ上訴ヲ爲スコトヲ認許セス故ニ上告趣意  
書ト雖モ代理人ノ名義ヲ以テ提出シタルモノハ趣意書タルノ效ナシ

○刑事訴訟法第二百四十三條ノ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得ル辯護  
人ハ原審ニ於テ被告事件ノ辯論ヲ爲シタル者ナルコトヲ要ス〔同一判  
例三六年五六三頁〕

(同主旨)

被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ辯護人(刑事訴訟法第二百四十三條)ハ前審ニ於テ選定  
セラレタルモノナルヲ要ス

第一審裁判所ニ於テ辯護人タリシ者ニ非サレハ被告人ニ代リテ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

○刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ニ於テ特ニ規定シ  
タルモノノ外代理人ヨリ上訴ヲ爲スコトヲ認許セス從テ委任代理人カ  
爲シタル控訴申立ハ不合法ナリ(第二百四十二條四四年二六八五頁參照)

三五	二五
三〇	三
三九	九
三八	八
三七	九四五
三元	二二六
二九	三三
三五	三三
四三	三三〇

(同主旨)

罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ハ第一審第二審ニ限リ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキモ  
第三審ニ於テハ辯護人及ヒ法律上代理人ノ外人ヲシテ上告ヲ爲スコトヲ認許セス

罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付テハ被告ハ第一二審ニ於テハ代人ヲ差出スコトヲ得ヘキモ  
上告審ニ於テハ代人ヲ以テ上告ヲ爲スコトヲ認許シタル法條ナシ  
刑事事件ニ付キ上訴ヲ爲スコトヲ得ルモノハ檢事其他訴訟關係人辯護人又ハ被告人ノ法律上  
代理人ナリトス而シテ刑事訴訟法中罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ公判ニ付テハ被告人ハ代  
理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ル旨ノ規定アルモ上訴ヲ爲スニ付キ代理人ヲシテ之ヲ爲サ  
シムルヲ得ル旨ノ規定アルコトナシ

刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ヲ以テ特ニ規定シタル者ノ外人ニ依リ  
テ上訴ヲ爲スコトヲ認許セス故ニ代人ノ名義ヲ以テシタル上告申立ハ不合法ナリ

○刑事訴訟法第二百四十三條ニ依リ辯護人カ被告人ニ代リテ爲ス上訴ハ  
被告人ノ上訴トシテ移審ノ效力ヲ生スルニ止マリ獨立ノ上訴トシテ特  
ニ上級審ノ審判ヲ受クル效力ヲ生スルコトナシ

(同主旨)

辯護人ハ獨立シテ上告ノ申立ヲ爲スノ權ナシ〔同一判例二八年五卷六頁、同一〇六頁〕  
辯護人ノ上訴ハ被告人ニ代リテ爲スモノニシテ辯護人ノ獨立シタル上訴ニ非ス  
被告ニ代リテ爲シタル辯護人ノ上訴ハ被告ノ上訴トシテ被告事件ヲ上級審ニ繫屬セシムルニ  
止マリ獨立シタル辯護人ノ上訴トシテ特ニ上級審ノ審理判決ヲ受クルノ效力ヲ發生スルモノ  
ニ非ス從テ辯護人ノ控訴申立ニ對シテ單ニ被告ヨリ控訴申立ヲ爲シタルモノトシテ審理判決

三二	三	三六	二	二八	二五
三四	六	三九	二	二五	四
二九	二九	二二六	七四一	二二五	四
一八〇四					



○被告ノ原審ニ於ケル辯護人及ヒ法律上代理人ハ上訴ヲ申立ツル權アリト雖モ此等ノ者カ選任シタル代理人ノ上訴ハ其何人タルヲ問ハス無効ナリトス

○被告人及ヒ辯護人各別ニ控訴ノ申立ヲ爲シタルトキト雖モ二箇獨立ノ控訴成立スルモノニ非サレハ裁判所ハ一箇ノ控訴トシテ審理判決スヘキモノトス

(同旨)

被告並ニ辯護人ヨリ上訴ヲ爲シタルトキハ辯護人ノ上訴ハ被告ノ上訴ニ合併セラレ當然其中ニ包含セラルルモノトス從テ被告ノ控訴ニ對シテ審理判決ヲ爲シタル以上ハ辯護人ノ控訴ニ對シテモ亦審理判決ヲ爲シタルモノトス

被告人及ヒ辯護人ニ於テ各別ニ控訴ヲ申立テタルトキト雖モ各別ニ審理判決ヲ與フヘキモノニ非ス辯護人ノ控訴ハ被告人ノ控訴ニ合併セラレ之ヲ一箇ノ控訴トシテ審理判決スヘキモノトス

○辯護人ハ私訴ニ付テハ刑事訴訟法第二百二十一條第二項ニ基キ之カ答辯ヲ爲シ得ルニ止マリ被告人ニ代リ當然上訴ヲ爲スノ權利ヲ有セス從テ同第二百四十三條ノ規定ハ單ニ公訴ノ判決ニ付テノミ適用アリ私訴ノ判決ニ付テハ全ク其適用ナキモノト解釋スヘキモノトス

(反對)

被告人ハ公訴判決ノミニ對シテ控訴ヲ爲シ私訴判決ニ對シテハ辯護人ヨリ控訴ヲ爲シタル場合ニ被告人ニ於テ私訴判決ニ對シテ控訴ヲ申立テサル事實ノミニ依據シ辯護人ノ控訴ヲ以テ被告人ノ意思ニ反スルモノト爲シ不適法トシテ之ヲ棄却シタルハ不法ナリ

(參照)

辯護人ノ上告申立ハ法定ノ期間内(三日)ナルモ既ニ被告人自ラ其前日上告申立ヲ爲シタルトキハ辯護人ノ資格ニ於テ獨立シテ再度申立ヲ爲スコトヲ得サルヲ以テ辯護人ノ申立ハ其效ナキモノトス故ニ此場合ニ在テ辯護人ノ上告申立ヲ爲シタル日ヨリ起算シテ被告ノ趣意書差出ノ日ハ未ダ法定ノ期間(五日)ヲ經過セサルモノト爲スコトヲ得ス

(第二百四十四條)

『第二百四十四條』

○法律上代理人ハ訴訟ニ關係シタル場合ナルト否トヲ問ハス上訴ヲ爲スコトヲ得然レトモ其上訴ハ一ノ代理行爲ニ外ナラス從テ被告人ニ與ヘタル上訴期間經過後ハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

○刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ヲ以テ特ニ規定シタルモノノ外代理人ニ依リテ上訴ヲ爲スコトヲ認計セス故ニ上告趣意書ト雖モ代理人ノ名義ヲ以テ提出シタルモノハ趣意書タルノ效ナシ

○刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ニ於テ特ニ規定シタルモノノ外代理人ヨリ上訴ヲ爲スコトヲ認許セス從テ委任代理人カ

三五	五	二六〇
三		一六〇九
六		四五
二		七二七
三五	五	八四二
七		九九一

三六		五五二
二六	二	七〇
三		三四
三七		九四五



爲シタル控訴申立ハ不適法ナリ(第二百四十二條四四年二六五頁參照)

(同主旨)

- 罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ハ第一審第二審ニ限り代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキモ第三審ニ於テハ辯護人及ヒ法律上代理人ノ外人ヲシテ上告ヲ爲スコトヲ認許セス
- 刑事事件ニ付キ上訴ヲ爲スコトヲ得ルモノハ檢察其他訴訟關係人辯護人又ハ被告人ノ法律上代理人ナリトス而シテ刑事訴訟法中罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ公判ニ付テハ被告人ハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ル旨ノ規定アルモ上訴ヲ爲スニ付キ代理人ヲシテ之ヲ爲サシムルヲ得ル旨ノ規定アルコトナシ
- 刑事訴訟法ハ其第二百四十三條及ヒ第二百四十四條ヲ以テ特ニ規定シタル者ノ外人ニ依リテ上訴ヲ爲スコトヲ認許セス故ニ代人ノ名義ヲ以テシタル上告申立ハ不適法ナリ
- 被告ノ原審ニ於ケル辯護人及ヒ法律上代理人ハ上訴ヲ申立ツル權アリト雖モ此等ノ者力選任シタル代理人ノ上訴ハ其何人タルヲ問ハス無効ナリトス

第二百四十五條

- 監獄署長ハ被告人ノ代理者ト同視スヘキモノニ非サルヲ以テ被告人ニ於テ現ニ法律ノ規定ニ從ヒ期間内上訴申立書ヲ監獄署長ニ差出シタル上ハ其後該署長ノ行爲ニ依テ被告人ノ權利ヲ失却スルモノニ非ス
- 上訴ノ提起ハ期限内其申立書ヲ監獄署長ニ提出スルヲ以テ其效力ヲ生

第二百四十六條

- 勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出スヘキ旨ノ規定(刑事訴訟法第二百四十五條)アルモ忌避ノ申請ニ付テハ其規定アルコトナシ從テ忌避申請提起ノ效力ハ申請書カ裁判所ニ到達シタル時ニ生スルモノトス
- 刑事訴訟法第二百七十八條ノ規定ニ於テ上告趣意書ヲ上告裁判所ニ差出スコトニ關シ遅クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十五日前タルコトヲ要スルハ之ニ依リ裁判ノ準備ヲ爲ス期間ヲ存スルノ旨趣ニ外ナラサレハ上告申立人カ適法ノ期間内ニ上告趣意書ヲ差出シタルヤ否ヤハ其勾留ヲ受ケタルト否トニ區別ナク總テ上告裁判所ニ到達シタル時ヲ標準トシテ決スヘキモノトス

第二百四十六條

- 控訴者判決前ニ控訴ヲ取下ケタルトキハ控訴期間外ニ爲シタル檢事ノ附帶控訴ハ成立セス
- 上訴ノ取下ハ當事者ノ特權ニ屬シ一旦當事者ヨリ其取下ノ旨ヲ公言シタル上ハ當然其時ヨリ取下ノ效力ヲ生シ前ノ上訴申立ハ全ク無効ニ歸スルヲ以テ其後取下願ノ引戻願ヲ爲スト雖モ上訴權ハ業ニ既ニ喪失シ

二九 六 二八

三五 二 四三

五 一七九四

二四 一 二四三

四三 三〇〇

三三 三 四九

三六 一八〇四

三元 一二六

三 一六〇九

二七 四九九



タル故ニ其引戻願ニ對シ書記誤テ允許ノ旨ヲ附記シタルモ喪失シタル  
上訴權ヲ回復スルコトヲ得ス

○控訴ノ取下ニ依リテ公訴ハ消滅スルモ附帶ノ私訴ニ付テハ相當ノ裁判  
ヲ爲スヘキモノトス

○甲控訴院檢事ノ職權ヲ以テ爲シタル附帶控訴ハ大審院ニ於テ甲控訴院  
ノ判決ヲ破毀シ乙控訴院ニ移送シタル場合ニ在リテモ依然トシテ其效  
ヲ有シ同院檢事ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノニ非ス

○檢事ハ一旦提起シタル附帶控訴ヲ取消スコトヲ得ス  
○控訴申立人カ公判以外ニ於テ書面ニ依リ控訴取下ノ意思ヲ表示シタル  
トキハ其書面カ當該裁判所ニ到達シタル時ヲ以テ該被告事件ハ當然控  
訴審ヲ離脱シ全ク終局ヲ告クルモノトス而シテ裁判所ヲ構成スル判事  
ノ全員カ其書面ヲ認知シタルヤ否ヤハ控訴取下ノ效力ニ何等ノ影響ヲ  
及ホサス

(同主旨)

上訴ノ取下ハ取下書ノ裁判所ニ到達スルヲ以テ其效力ヲ生ス  
控訴ノ取下ハ控訴取下書ノ控訴裁判所ニ到達シタル時ヲ以テ其效力ヲ生スモノトス  
○控訴ノ取下ハ控訴裁判所カ取下ノ事實ヲ知リタル時始メテ其效力ヲ生

スルモノトス從テ被告人ヨリ控訴取下ノ書面ヲ監獄署ニ提出シ又ハ其  
書面カ控訴裁判所ノ檢事ニ到達シタルノミヲ以テ其效アリト謂フヲ得  
ス

○被告ノ辯護人カ相被告辯護人ノ上告理由ヲ援用シタル場合ト雖モ相被  
告人ニシテ公判前上告ヲ取下ケタルトキハ其理由ヲ援用ノ效ハ該取下ト  
同時ニ消滅シタルモノトス

○第一審判決ニ對シ一度適法ナル控訴申立ヲ爲シタル以上ハ其控訴カ控  
訴裁判所ノ判決ニ依リ終結スルト被告自ラ取下クルトニ論ナク被告人  
ノ控訴權ハ消滅スルヲ以テ同一判決ニ對シ再ヒ控訴ヲ申立ツルコトヲ  
得サルモノトス

○上訴ヲ爲シタル被告人カ之ヲ取下ケタルトキハ縱令其取下ハ上訴期間  
内ナリト雖モ被告人ハ之ニ因リテ上訴權ヲ喪ヒ判決ハ茲ニ確定スヘキ  
モノトス

(同主旨)

控訴ノ取下ハ控訴權ノ拋棄ニ外ナラサレハ被告人ニ於テ一タヒ控訴ノ取下ヲ爲シタル以上ハ  
法定ノ控訴期間内ト雖モ之ヲ取消シ更ニ控訴權ヲ行フコトヲ得ス

○被告カ法定ノ期間内ニ上告申立ヲ取下ケ乍ラ被告並ニ辯護人ヨリ更ニ

三五	二五	二九	三〇	三一	三七	三九
二	二	八	二	四	四〇	三六
五	二	八	二	七	四〇	三六
五	二	八	二	七	四〇	三六

三六	三	二	元	三六
三九	二	一	一三五	五九一
三九	二	一	一三五	五九一
三九	二	一	一三五	五九一



○上告申立ヲ爲スハ再度ノ上告申立ニ外ナラサレハ不適法トシテ棄却ス  
ヘキモノトス

(同旨)

○苟モ再度ノ控訴申立ナル以上ハ其書面ヲ取下ノ書面到達前ニ控訴裁判所ニ到達シタルト否ト  
ニ拘ハラス不適法トシテ之ヲ棄却スヘキモノトス

(參照)

○數罪俱發ニ付キ刑法第百條ヲ適用セラレ其數罪中一ノ重キニ從ヒ處斷セラレタル場合ニ在リ  
テハ其判決ハ常ニ不可分ノモノナリトス從テ之ニ對スル控訴ニ於テ其一罪ノミヲ取下ハ許ス  
ヘカラサルモノトス

(第二百四十七條)

『第二百四十七條』

○被告カ上告事件ニ付キ辯護人ヲ選定シタル以上ハ上告趣意書ノ如キ期  
間内辯護人ニ於テ提出シ得ヘキ筋合ナルヲ以テ縱令被告カ避クヘカラ  
サル事變ノ爲メ期間内自身上告趣意書ヲ提出スルヲ得サリシトスルモ  
之ヲ以テ原狀回復ノ事由ト爲スヲ得ス

○郵便局ニ上訴申立書在中ノ郵便物ノ送達ヲ託シタル場合ニ於テ豫期以  
上ニ送達ニ時間ヲ要シ之カ爲メニ上訴期間ヲ經過シタリトスルモ送達  
ノ遅延カ特ニ天災其他避クヘカラサル事變ニ因リタルコトノ證明セラ  
レサル限ハ單純ナル郵便物ノ延著ナル事實ヲ以テ權利回復申立ノ理由

ト爲スヲ得ス

○辯護人ノ身上ノ故障ニ因リ上告趣意書提出期間内ニ上告趣意書ヲ提出  
スルコト能ハサリシ事情ノ如キハ被告ニ於テ相當ノ注意ニ因リ之ヲ知  
リテ失權ヲ防止スル手續ヲ爲スノ責任ヲ有スルモノナレハ刑事訴訟法  
第二百四十七條所定ニ該當セサルコト論ヲ竣タス

(第二百四十八條)

『第二百四十八條』

○抗告者カ原裁判所ヘ爲シタル上告申立ハ尋常期間ヲ經過スルモ特別ノ  
場合ニ適スルトキハ原裁判所ハ之ヲ決定スル權ヲ有セス上訴ヲ裁判ス  
ヘキ裁判所ニ於テ之ヲ決定スヘキモノトス

第二章 控訴

○被告事件ノ控訴アリタルトキハ之ヲ覆審シテ更ニ相當ノ裁判ヲ爲スヘ  
キモノトス而シテ爭點ヲ判斷シ其理由ヲ明示スルノ必要ナシ

(同旨)

○訴ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ與ヘタルト法律ニ背キ受理スヘカラサル公訴ヲ受理シタルト  
ハ全然別箇ノ事ナルカ故ニ檢事方訴ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ與ヘタルモノナリトノ申立  
ハ明カニ控訴ノ一理由ト爲シタルニ過キサル以上ハ控訴ハ第一審判決ノ全部ニ對シ覆審ヲ爲  
スモノナレハ其控訴ノ理由ニ付キ逐一之カ當否ヲ判定スルコトヲ要セス

刑事訴訟法 上訴 控訴

一三四九

三六

七三

二

八三

三五

一

二五

四五

三五九

三

一五六三

五

一八三

二五

一

一

二九

六

七五

二六

二二五



控訴ノ旨趣ハ判決書ニ記載スルヲ要セス  
被告人ヨリ第二審ニ提出シタル論點ハ控訴ノ一理由タルニ止マリ固ヨリ事件ト云フヘキモノ  
ニ非ス而シテ其理由ノ當否ハ一判斷ヲ與フルノ必要ナシ從テ之ヲ以テ請求ヲ受ケタル事件  
ヲ判決セサル不法アリト論スルヲ得ス

○第一審裁判所ノ構成ニ不法ノ點アルモ既ニ其裁判ヲ受ケタル以上ハ第  
一審裁判ヲ受クルノ權利ヲ害セラレタルモノト論スルヲ得ス

○控訴審ハ第一審ノ事實認定ノ如何ニ拘ハラズ自由ナル心證ヲ以テ犯罪  
事實ヲ認定スルノ全權ヲ有ス

○控訴ヲ受理シタル第二審裁判所ハ控訴ヲ以テ主張セラレタル不服ノ理  
由ノ當否ヲ判定スルニ必要ナル範圍内ニ審理ヲ制限スルコトナク第一  
審ト等シク起訴ニ係ル被告事件全體ノ事實關係ニ付キ審理ヲ爲スコト  
ヲ必要トス

○一ノ犯罪カ數箇ノ所爲ヲ包含シ第一審裁判所ニ於テハ其所爲ノ全部ヲ  
認め控訴審ニ於テハ其一部ノミヲ認めタル場合ハ控訴裁判所ハ其認め  
タル所爲ノ限度ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲スヲ以テ足ル從テ其認めサル所爲  
ニ對シ特ニ無罪ノ言渡ヲ爲スノ要ナシ  
○第二審裁判所ハ控訴カ適法ニ成立シタルヤ否ヤヲ調査スル職責ヲ有ス

從テ先ツ其成立如何ヲ調査シ有效ニ控訴ヲ爲シ得サル者ノ爲シタル控  
訴ハ第一審判決ノ當否如何ヲ問ハス直ニ之ヲ棄却スヘキモノトス

○檢事カ或所爲ヲ詐欺破産罪トシテ起訴シタル場合ニ第一審ニ於テハ無  
罪ヲ言渡シ控訴審ニ在テハ全部審理ノ結果其控訴アリタル事實ノ一部  
ヲ有罪ト認ムルトキハ該部分ニ付キ判決ヲ下スヲ以テ足レリトシ他ノ  
罪ヲ成サスト認めタル部分ニ對シテハ特ニ無罪ノ言渡スコトヲ要セス  
○甲者カ同時ニ乙丙二人ニ對シ森林竊盜ノ教唆ヲ爲シタル所爲ハ各箇獨  
立セル別事件ヲ成スモノニ非スシテ一事件ニ包含セラルルモノトス故  
ニ檢事ニ於テ其乙者ニ對スル教唆ノ點ヲ擧ケテ控訴シタル以上ハ特ニ  
丙者ヲモ教唆シタリトノ點ヲ擧ケサリシトテ控訴裁判所ハ進テ之ヲ審  
判スルノ權ヲ失フモノニ非ス

○第一審裁判所カ同一ノ被告ニ對スル重輕罪ヲ併合審理シ一ノ判決ヲ以  
テ刑ヲ言渡シタルトキハ縱令被告ヨリ特ニ不服ノ點ヲ指摘シ控訴ノ申  
立ヲ局限セル場合ト雖モ其控訴ハ被告事件ノ全部ヲ第二審ニ繫屬セシ  
ムルノ效力ヲ有ス

○公訴不受理ノ申立ハ各審級ニ於テ之ヲ爲スヘキモノナレハ縱令第一審  
ニ於テ其申立ヲ爲シタルモ控訴審ニ至リ更ニ之ヲ申立テサル以上ハ裁

二九	一	二四
二九	五	七
二九	〇	八
三五	二	四
三五	五	四
三五	九	四七

三五	二	一八
三七		
三七		二二
三七		二七
三七		二七〇



判所ハ此點ニ付キ判示スルノ責ナシ

○第一審裁判所カ一ノ公訴ニ對シ終局判決ヲ與ヘタルトキハ縱令其公訴ニ包含スル事實ノ一箇又ハ數箇ニ付キ裁判ヲ遺脱スルモ補充判決ヲ爲スノ職權ヲ有セサルヲ以テ茲ニ公訴全部ノ繫屬ヲ離ルルモノトス從テ第二審裁判所ハ該判決ニ對スル控訴ニ依リ其公訴事實ノ全部ニ付キ審判ヲ爲ササルヘカラス

(同旨)

適法ノ起訴ニ依リ被告事件ノ全部カ豫審終結決定ヲ以テ公判ニ付セラレタル以上ハ縱令其一部ニ付キ第一審ニ於テ判決ヲ遺脱スルモ該事件ニ付テ控訴ヲ受ケタル裁判所ハ其遺脱セシ一部ニ對シテモ亦判決ヲ爲ササルヘカラス

○豫審ニ於テ免訴ト爲リタル事實ト雖モ第一審裁判所檢事カ公判廷ニ於テ更ニ訴追ヲ爲シ裁判所ハ有罪ノ判決ヲ下シ該判決ニ對シテ控訴アリタルトキハ第二審裁判所ハ判決主文ヲ以テ其起訴ニ對シ判斷ヲ爲ササルヘカラス

○賭場開張ノ事實ニ付キ起訴及ヒ豫審終結決定アリタル場合ト雖モ賭博ノ事實ニ對シテハ其起訴ナク且第一審カ附帶犯罪トシテ審理シタルモノニモ非サルトキハ控訴裁判所ハ該犯罪ヲ審理判決スルノ權限ヲ有セ

四二

五七六

○第一審ノ判決原本中裁判長以下各判事捺印ノ部分燒損シテ之ヲ認め難キトキハ其判決ハ不法ナレトモ之カ爲メニ判決ナシト云フヲ得ス而シテ斯ノ如キ場合ニハ第二審裁判所ニ於テ公訴不受理ノ言渡ヲ爲スヘキモノニ非ス

四三

二〇

○公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル行爲カ官文書偽造及ヒ偽造官文書行使ノ行爲ト事實上ノ關係ヲ有スルニ止マリ法律上右犯罪ノ手段タリ又ハ其結果タル關係存セサル場合ニ於テハ叙上三箇ノ行爲ハ刑法第五十四條第一項ノ牽聯罪ヲ構成スルモノニ非ス從テ起訴ニ係ラサル右文書毀棄ノ行爲ヲ以テ公訴事實中ニ包含セシメ控訴ノ範圍内ニ屬スルモノト爲スヲ得ス

四五

一一〇七

○闕席判決ニ對シ適法ナル故障ノ申立アリタルトキハ該判決ハ當然消滅ニ歸スルモノナルヲ以テ之ニ對スル檢事ノ控訴申立ハ其基礎ヲ失ヒ結局不適法ニ歸スルモノトス

元

一一五三

○判決原本カ刑事訴訟法第二十條第一項ノ規定ニ違背シ無効ナルトキト雖モ判決其モノハ正ニ存在スヘキヲ以テ之ニ對シ有效ニ控訴申立ヲ爲スコトヲ得ヘシ

二

二二六



○訴訟ノ提起アリタルヤ否ヤハ形式ノ如何ニ依リ決スヘキモノナレハ既ニ形式上獨立控訴アル以上ハ形式上之ニ對スル裁判ヲ以テ終結セサルヘカラサルハ勿論又形式上附帶控訴ナキ以上ハ之ニ對シ裁判ヲ爲ス能ハサルモノトス

八〇三

○數箇ノ行爲カ一部有罪ニシテ一部無罪ナル場合ニ於テ其一部ニ對スル控訴カ全部ニ付キ移審ノ效力ヲ生スルヤ否ヤハ裁判所ノ確定シタル事實カ併合罪ナリヤ將タ又刑法第五十四條第五十五條ノ一罪ヲ爲スモノナリヤニ因リ定マルヘキモノナルヲ以テ裁判所ハ罪トナラサル理由ノ下ニ無罪ノ言渡ヲ爲ス場合ト雖モ其認メタル事實ヲ確定スルコトヲ要スルモノトス

二七〇

○犯罪事實ノ記載ナキ終結決定ヲ以テ公判ニ付シタル事件ニ付キ第一審裁判所カ適法ノ公訴アリタルモノト認シ審理判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ第二審裁判所ハ公訴受理スヘカラサルノ言渡ヲ爲シ豫審判事ヲシテ適當ナル終結決定ヲ爲サシメサルヘカラス

二七五

○偽證教唆詐欺未遂ノ牽連犯事件ニ付キ第一審裁判所カ偽證教唆ノミヲ有罪ト認メ被告ヨリ其部分ニ對シ控訴ヲ申立テタル場合ニ於テ第二審裁判所カ詐欺未遂ノ點ニ對シ何等ノ審理判斷ヲ爲ササルハ不當ナレト

モ同審判決ノ既判力ハ起訴事實ノ全體ニ及フモノニシテ其犯罪ヲ認メサリシ部分ニ對シ重ネテ起訴審理セラルヘキモノニ非サレハ被告ノ上告理由ト爲ラス

三

二〇九

○區裁判所論事ノ事務ニ屬スル控訴申立ハ其地ノ警部ニ於テ之ヲ取扱フコトヲ得ルモノトス

六

二八五

○豫審終結決定ニ於テ二以上ノ犯罪行爲カ併合罪ノ關係ニ在ルコトヲ明示シテ事件ヲ公判ニ付シタルトキハ其行爲カ右ノ明示アルニ拘ハラス事實上竝ニ法律上連續ノ意思ニ出テタルモノト論セサルヘカラサルカ如キ特殊ノ理由存セサル限り縱令爾後第一審カ之ヲ連續一罪ナリト判斷スルコトアルモ之カ爲メ公訴事實ノ性質ニ變更ヲ來スヘキモノニ非サレハ第二審裁判所ハ第一審ト均シク叙上ノ行爲ヲ連續一罪ト認メテ判決スル場合ノ外必スヤ各行爲ニ付キ有罪若クハ無罪ト認ムル理由ヲ明示シテ判斷ヲ下ササルヘカラス

七

三〇一

○第一審ニ於ケル贓物還付ノ言渡ハ控訴ヲ爲ササル共同被告ニ對シ對人的ニ確定スルニ止マリ控訴ヲ爲シタル被告ニ對シテハ確定セサルモノトス

七

一四八

(參照)



控訴申立ト同時ニ保證金ノ免除ヲ請求シタル場合ニ於テ第一審ノ判決ノ執行ヲ停止スルハ控訴申立ノ成否ノ未確定ナルカ故ニシテ控訴ノ成立シタルカ故ニ非ス  
前項保證金ノ免除ヲ與フヘカラサルモノト決定シタルトキハ裁判所ハ期間外ノ附帶控訴ニ對シ其成立セサルコトヲ裁判セサルヘカラス然レトモ保證金免除ノ請求ニ對ルル決定ト同時ニ爲スコトヲ要セス

辯護人ヨリ控訴ヲ申立テタル場合ニ在リテハ辯護人ニ對シ其趣意ヲ訊問スヘキモノトス

二箇ノ被告事件ニ付キ第一審裁判所ニ於テ各別ニ判決ヲ受ケ其二箇ノ判決ニ對シ控訴アリタルトキハ第二審裁判所ハ併合シテ審理スルコトヲ得ヘシト雖モ此場合ニ在リテハ數罪俱發例ニ照シ一ノ重キニ從テ處斷スヘク各罪各自ニ本刑ヲ科スルヲ得ス

當初重罪控訴ニ納金免除ノ請求ヲ爲スモ其後ニ至リ豫納金ヲ納付シタルトキハ其免除ノ請求ハ當然之ヲ取消シタルモノトス而シテ該豫納金上納ノ日附控訴ノ期間後ニ係ルトキハ其控訴ハ成立セス

輕罪ノ控訴豫納金ハ控訴成立ノ條件ナリ

二罪俱發シ一ノ重キニ從ヒ處斷シタル場合ニ於テハ二箇ノ犯罪事件ハ互ニ分離スルヲ得サルモノトス從テ之ニ對スル被告ノ控訴中ニハ當然二事件ヲ包含ス

謀殺 目的ヲ以テ家宅ニ侵入シタルト一ノ公訴事實ニ對シ第一審裁判所ハ謀殺ノ點ハ豫備ニ止マリ未タ犯罪ヲ構成セストシテ無罪ヲ言渡シ家宅侵入ノ點ノミヲ處罰シタル爲メ被告ハ有罪ノ關係判決ニ對シ故障ヲ申立テ檢事ハ無罪ノ點ニ對シ控訴ヲ申立テタル場合ニ於テ縱令檢事ノ控訴申立ハ謀殺未遂ノ罪ニ付キ云ト指示シ特ニ家宅侵入ニ付キ明言スル所ナキモ同一ノ公訴事實ナルヲ以テ控訴裁判所ハ公訴事實ノ全體ニ付キ審理スヘキモノトス而シテ第一

三五 二 七

二四 一 二二  
二六 三 二七  
二九 五 六〇  
三〇 一 三九  
三一 六 四五  
三五 五 一

【第二百五十條】

審ニ於テ被告ノ故障ヲ受理シ審判ノ未言渡シタル判決檢事ノ控訴申立後ニ在リトスルモ既ニ事件全體ニ對シ控訴アリタル以上ハ其判決ハ確定スヘキモノニ非ス  
詐欺取財ヲ爲スニ因リ私文書ヲ變造行使シタル場合ニ於テ既ニ私文書變造行使ノ所爲ニ付キ起訴アリタル以上ハ縱令第一審裁判所カ詐欺取財ヲ爲ス目的ニ出テシモノナルコトヲ認メサルモ第二審裁判所ニ於テ之ヲ發見シタルトキハ檢事ノ附帶控訴アルト否トニ拘ハラズ詐欺取財ヲ爲スニ因リ私文書變造行使罪トシテ處分スルヲ妨ケス  
森林法違反ノ數所爲ハ同法ノ規定ニ從ヒ各別ニ刑ヲ科スヘキ別箇獨立ノ犯罪ニシテ數罪俱發例ニ依ルヘキモノニ非サレハ之ニ對スル判決ハ同一ノ判決書中ニ併合セラレタル場合ト雖モ互ニ相獨立スル裁判ニシテ其間何等共通ノ關係ヲ有セス從テ被告カ一ノ控訴申立書ヲ提出シテ包括的ニ不服ノ申立ヲ爲スモ其申立ハ數箇ノ別異ナル判決ニ付キ別異ナル控訴ノ申立ヲ包含セルモノトス

【第二百五十條】

○刑ノ輕重權衡ヲ得サルハ判決其當ヲ得サルモノトス從テ之ヲ以テ控訴ノ理由トシ一審判決ノ變更ヲ請求スルヲ得

○判決主文ノ生シタル基因ニシテ不法ノ點アルトキハ之ヲ攻撃シテ控訴ノ理由ト爲スコトヲ得

○刑事訴訟法第二百五十條ニ所謂判決ニハ主文ノ外其理由ヲモ包含ス

(同案四) 判決ニハ主文及ヒ理由ヲ包含ス

刑事訴訟法 上訴 控訴

三〇 九 三三  
三一 六 三七  
三〇 二 三九  
二六 四 二二



○刑期輕キニ失ストノ檢事ノ附帶控訴ハ控訴ノ一理由ニシテ第一審判決ノ全部ニ對スル攻撃ナリ從テ第一審判決ノ全部ニ對スル被告ノ控訴ト其理由相一致スルモノトス

(同三三)

檢事ハ刑輕キニ失スト思料スルトキハ情法相匹敵セサルテ理由トシ其判決ニ對シ控訴若クハ附帶控訴ニ依リ其變更ヲ求ムルコトヲ得

○私訴ノ請求ノ原因ノミニ付キ裁判ヲ爲シ其原因アリトシタル裁判ハ刑事訴訟法第二百五十條ニ所謂本案ノ判決ニ非ス

○公訴不受理ノ判決ハ本案ノ判決ナリ從テ檢事ハ公訴不受理ノ判決ニ對シ控訴ヲ爲スコトヲ得

○刑ノ言渡ヲ爲シタル判決ニ對シ控訴アリタルトキハ執行猶豫ニ關スル事項モ亦共ニ控訴セラレタルモノトス

第二百五十一條

○全部ノ控訴ハ主刑附加刑ノ總體ヲ包含ス

○控訴裁判所ハ控訴ノ範圍不明ナルトキハ被告人ヲ審問シテ其範圍ヲ定ムルノ職權ヲ有ス

○全部控訴ノ場合ニ於テ其一部ニ對シテ理由アリ他ノ部ニ對シテ理由ナキトキハ當然二箇ノ判決ヲ爲スヘキモノトス

○二罪併科セシ事件ニ付キ控訴セサル所爲ヲ併セテ審判シタル判決ハ不法ナリ

○控訴ノ旨趣ヲ判決ノ一部ニ限ラサルトキハ全部ニ對スルモノト看做スヘキモノトス

○判決ハ被告事件全體ニ對シテ之ヲ爲スヘキモノトス從テ其事件中一部判決ヲ受ケサル點アルモ之ニ對スル控訴ハ被告事件ノ全部ニ涉ルヘキモノトス

(同三三)

判決ハ被告事件全體ニ對シテ之ヲ爲スヘキモノトス從テ一部判決ヲ受ケサル點アルモ該事件ニ付キ既ニ終局判決アリタル場合ニ於テハ之ニ對スル控訴ハ被告事件ノ全部ニ涉ルモノトス

○第一審裁判所カ同一ノ被告ニ對スル重輕罪ヲ併合審理シ一ノ判決ヲ以テ刑ヲ言渡シタルトキハ縱令被告ヨリ特ニ不服ノ點ヲ指摘シ控訴ノ申立ヲ局限セル場合ト雖モ其控訴ハ被告事件ノ全部ヲ第二審ニ繫屬セシムルノ效力ヲ有ス

○強盜及ヒ詐欺取財ノ二箇ノ公訴ニ對シ第一審裁判所カ無罪ノ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ檢事ハ詐欺取財事件又ハ強盜事件ノ判決ノミニ對

三	四	一〇九
二六	四	一三六
三三	五	二六
三三	五	五五
四二		一〇七
二九	一	一一〇
二九	一〇	一七

三〇	一〇	五〇
三三	二	四八
三五	二	三七
三五	五	一九五
三四	二	三五
三七		一七〇



シテ控訴ヲ爲スコトヲ得而シテ其控訴ノ爲メ不服ノ申立ナキ他ノ部分  
モ亦覆審ノ目的ト爲ルモノニ非ス

三七

二三〇八

○共犯人ノ一名カ犯罪實行ノ爲メ使用シタル物件ニ付テハ該共犯人全員  
ニ對シ沒收ノ言渡ヲ爲スヘキモノニシテ其判決ハ不可分の性質ヲ有  
ス從テ共犯人ノ一名カ控訴ヲ爲シタル場合ニ縱令沒收ノ言渡ニ對シテ  
ハ不服ヲ申立ツルノ意ナシトスルモ其控訴ハ第一審判決ノ全部ニ付キ  
覆審ヲ爲サシムルノ效アルモノトス

三九

二五三

○一罪ヲ構成スヘキ所爲ノ一部ヲ有罪ト認メ他ノ部分ヲ無罪ト認メタル  
判決ニ對シ檢察又ハ被告人ヨリ上訴ヲ爲シタルトキハ公訴ニ係ル犯罪  
事實ノ全部上訴審ニ繫屬スルモノトス從テ上訴裁判所ハ公訴事實ノ全  
部ニ付キ審判ヲ爲ササルヘカラス

四〇

六七二

○裁判所カ一罪ヲ構成スル所爲ヲ分割シ特ニ其一部ニ對シテ免訴又ハ無  
罪ノ裁判ヲ與ヘタル場合ニ在リテハ其判定ノ當否ニ拘ハラズ二箇獨立  
セル裁判ノ主文ヲ生シ甲主文ニ對スル上訴ハ之ヲ乙主文ニ及ホスコト  
ヲ得ス從テ上訴裁判所ハ上訴人ヨリ攻撃セシ主文ニ關スル公訴事實ニ  
非サレハ之ヲ審判スルノ權ナシ

四〇

六七二

期間經過後第二審公庭ニ於テ控訴ノ旨趣ヲ釋明シ第一審ノ有罪判決全  
部ニ對シテ爲シタルモノナル旨ノ供述ヲ爲スモ之ニ由リテ其控訴ノ範  
圍ヲ擴張シ移審ノ效力ヲ生セシムルコトヲ許サス

四四

四七六

○一箇ノ行爲ニシテ數箇ノ罪名ニ觸ルル犯罪又ハ手段結果ノ關係アル數  
箇ノ犯罪ニ關スル事件等ニ對シテハ法律上一箇ノ刑ヲ以テ處斷スヘキ  
モノニシテ其言渡ス判決ハ一箇タルニ過キサレハ判決ノ全部ニ對シテ  
ノミ有效ニ上訴申立ヲ爲シ得ヘク縱令其申立ヲ判決ノ一部ノミニ制限  
スルモ其效ナキモノトス

(同主旨)

元

一一六〇

刑ヲ併科スヘキ數罪ニ對スル判決ハ各自獨立シテ確定シ得ルヲ以テ各罪ニ對スル判決ニ付キ  
各別ニ上訴ヲ爲シ得ヘシト雖モ併合罪ヲ以テ論スヘキ數行爲又ハ一罪ヲ以テ論スヘキ數箇ノ  
罪名ニ觸ルル一行爲若クハ手段結果ノ關係ニ因リ牽聯スル數行爲ニ付キ判決アリタル場合ニ  
於テハ執レモ科スヘキ刑ハ一箇ニシテ其言渡シタル判決ハ一箇ナルヲ以テ判決ノ全部ニ對シ  
テノミ有效ニ上訴ヲ爲シ得ヘキモノトス

四五

四七

○同一若クハ別異ノ罪名ニ係ル數箇ノ犯罪行爲ニ付キ第一審裁判所カ其  
一部ニ付キ無罪ノ言渡ヲ爲シ他ノ一部ニ付キ有罪ノ判決ヲ爲シタル場  
合ニ於テ無罪ノ部分ニ付キ控訴ノ申立アリタルトキハ控訴裁判所ノ審  
理ノ範圍ハ不服ヲ申立テラレタル無罪ノ部分ニ限局セラレ他ノ有罪ノ







ナ與ヘサルヘカラス

第一審裁判所ニ於テ數罪俱發一ノ重キニ從テ處斷シタル場合ニ於テハ俱發シタル數罪全部ニ對シ單ニ一刑ヲ言渡シタルモノニシテ其言渡ハ不可分ナリ從テ其中ノ一罪ニ對シテノミ控訴シタル場合ト雖モ第二審裁判所ハ全部ニ付キ審理スヘキモノトス

數罪俱發例ニ依リ處斷シタル數罪中ノ一罪ニ對シ控訴セシ場合ト雖モ控訴裁判所ハ全部ニ付キ審理スヘキモノトス

數罪俱發一ノ重キニ從テ處斷シタル場合ニ於テハ一罪ニ對シテ控訴スルモ其審理ハ全部ニ及ホスヘキモノトス

二箇ノ犯罪行為中無罪ノ判決ヲ爲シタル一行為ニ付キ檢事ノ控訴アリテ控訴裁判所ニ於テ此點ニ對シ有罪ノ判決ヲ爲ストキハ刑法第百條ヲ適用スヘキモノニ非スシテ同法第百二條ヲ適用スヘキモノナルヲ以テ檢事ノ控訴ノ目的ハ一部控訴ニシテ全部控訴ニ非ス

數罪俱發例ヲ適用スヘキ犯罪ニ在テハ縱令一罪ニ付キ不服ノ點アリテ控訴ヲ爲スモ其控訴ハ總テノ犯罪事件ニ關スル第一審判決ノ全部ニ及フモノトス

刑法第百條ニ依リ一ノ重キニ從テ處斷スヘキ場合ニハ數罪中ノ一罪ニ對シ控訴アリタルトキト雖モ其控訴ハ一部控訴ニ非スシテ全部控訴タルノ效力ヲ有ス從テ裁判所ハ全部ノ犯罪ニ付キ審判セサルヘカラス

第二百五十二條

○故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テ故障申立人關席シ其關席判決ニ對シ控訴ヲ爲スノ期間ハ判決書ノ送達ヨリ五日內トス

第二百五十二條

○數箇ノ所爲中幾部ハ無罪幾部ハ有罪ノ言渡ヲ爲シタル判決ニ對シ被告ハ有罪ノ部分ニ付キ檢事ハ全部ニ付キ各控訴申立ヲ爲シタル場合ニ於テ檢事ノ控訴申立ハ法定ノ期限經過後ナルニモ拘ハラズ之ヲ受理シ被告ノ控訴ト共ニ審判シタル處措ハ不法ナリ

○第一審ニ於テ關席判決ヲ言渡スヘカラサル場合ニ關席判決ヲ言渡シタルトキト雖モ形式上關席判決ナレハ其判決ノ送達ヨリ三日以内ニ申立テタル控訴ハ有效ナリ依テ第一審判決ハ對席判決ナルヲ以テ其言渡ヨリ五日以内ニ控訴ノ申立ヲ爲ササルハ不合法ナリトシテ控訴ヲ棄却シタル第二審判決ハ不法ナリ

○控訴申立書記載ノ日附ハ期間經過後ナルモ其申立ニシテ期間内ニ係ルコト一件記録ニ徵シ明カナル以上ハ其控訴申立ハ有效ナリ

○第一審判決ニ對シ一度控訴ヲ爲シタル者ハ同一判決ニ對シテ更ニ控訴ヲ爲スノ權ナキモノナレハ控訴提起後ニ於テ控訴期間ヲ有スルノ理ナシ

○關席判決ニ對シ故障ヲ申立テスシテ爲シタル上告ハ不合法ナリ

○刑事訴訟法第二百五十二條第二項ハ關席判決ヲ受ケタル者ハ故障申立ノ期間内ニ限リ故障ノ申立ヲ爲サスシテ直ニ控訴ヲ申立テ得ル法意ナ

三五	三	三五	三	三四	一	三四	一〇
二	一八二九	一	六七				
二	一七一		四				

三七	三	三七	三	三四	六	三四	八七
七	二	二	三	三	二	三	二
三	二	三	四	三	二	三	二
六九四		三七					



第二百五十四條

○控訴申立書ヲ原裁判所ニ差出スヘキ法則(刑事訴訟法第二百五十四條)ハ主タル控訴ニ適用スヘキモノニシテ附帶控訴ニ適用スヘキモノニ非ス

○控訴申立書ハ監獄署長又ハ第一審裁判所ヘ差出スヘキモノニシテ第二審裁判所ニ差出スヘキモノニ非ス從テ其申立書ヲ第二審裁判所ヘ差出シタルニ依リ二審裁判所ヨリ一審裁判所ヘ回送シタル場合ニ於テ五日ノ期間經過後ニ係ルトキハ其控訴ハ無効ナリ

○檢事正ハ裁判所構成法第三十三條ノ司法行政ニ關スル事務ヲ取扱フノミナラス同法第八十三條ニ依リ檢事ニ關スル一般ノ職務ヲ自ラ取扱フノ權限ヲ有ス從テ檢事正ノ爲シタル控訴申立ハ適法ナリ

○被告カ辯護士ニ依頼シタルトスルモ被告ニ於テ署名捺印ヲモ爲サス又一見タモセサル控訴申立書ハ被告本人ヨリ提出シタルモノト認ムルヲ得ス從テ其申立書ハ無効ナリ

○檢事ノ控訴申立書ニハ必スシモ控訴ノ理由ヲ記載スルコトヲ要セス立會檢事之ヲ陳述スレハ足ルモノトス從テ其控訴申立書ニ記載セザル理由

由ハ控訴中ニ包含セスト云フヲ得ス

○檢事ノ獨立控訴ハ第一審檢事ノ控訴申立ニ依リテ成立シ控訴審ニ於ケル立會檢事ノ意見陳述ニ依リ其效力ニ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ

○檢事ハ上下ヲ通シ公益上一體ノ機關トシテ設ケラレタルモノナレハ縦シ第一審檢事ニ於テ其控訴申立書ニ控訴ノ旨趣ヲ明示セサル場合ト雖モ内部ニ於テ其意思ヲ傳達スルノ便宜ヲ有スルモノナルカ故ニ記錄上之ニ反スル事實ノ存セサル以上第二審立會檢事ノ控訴旨趣ナリトシテノ陳述ハ第一審檢事ノ爲シタル控訴ノ旨趣ヲ説明シタルモノト認ムルヲ相當トス

○第一審判決ニ對シ一度適法ナル控訴申立ヲ爲シタル以上ハ其控訴カ控訴裁判所ノ判決ニ依リ終結スルト被告自ラ取下クルトニ論ナク被告人ノ控訴權ハ消滅スルヲ以テ同一判決ニ對シ再ヒ控訴ヲ申立ツルコトヲ得サルモノトス

○裁判所ノ閉廳後ニ於テハ其書記課ノ事務ハ宿直書記之ヲ取扱フコトヲ得ヘキモノナレハ同書記ニ於テ法定ノ期間内ニ控訴申立書ヲ受領シタルトキハ該申立ノ有效ナルコト論ヲ竣タス

(同三三)

四二

七二

二六

四

八七

三

一〇

三三

三五

六

九三

三五

九

五

四二

一〇九七

四四

六四六

四四

一四五五

二

八三三

三

二四六一



第一審裁判所ノ宿直カ檢事ノ控訴申立書ヲ受付ケタルトキハ之ニ因リテ控訴申立ノ效力ヲ生  
スルモノトス故ニ縱令同裁判所刑事部カ宿直ヨリ其書面ヲ受付ケタル日附ハ期間經過後ナル  
モ該宿直ノ受付ケタル日時ニシテ期間内ニ係ル以上ハ其控訴申立ハ適法ナリ

○法人ニ對スル判決ニ付キ控訴ヲ爲スニハ必スシモ第一審判決ニ表示セ  
ラレタル代表者ヲ悉ク表示スルコトヲ要セスシテ其一部ヲ表示スルモ  
不法ニ非ス

○公廷ニ於ケル附帶控訴ノ申立ハ相手方ニ於テ之ヲ知悉スルヲ以テ特ニ  
申立書ヲ提出セシメ通知スルノ必要ナシ

○刑事訴訟法第二百五十四條第二項ハ第一審裁判所ニ對スル訓示の規定  
ナレハ縱令同裁判所カ右條項ニ基キ爲シタル送達證書カ形式上違法ア  
リテ書類送達ノ事實ヲ證明スル效力ナシトスルモ第二審裁判所カ適法  
ノ手續ニ依リテ控訴事件ヲ受理審判スルヲ妨クヘキニ非ス

○刑事訴訟法第二百五十四條第二項ハ單一ノ注意の規定タルニ止マリ  
控訴ノ成立條件ニ非サルヲ以テ縱シ第一審裁判所カ右手續ヲ遺脱シタ  
リトスルモ控訴ノ效力ニ何等ノ影響ナキモノトス

(參照)  
控訴申立書ニ被告人ノ署名捺印ナキトキハ縱令控訴豫納金ヲ被告人ヨリ納付シタル事實アリ  
トスルモ該控訴ハ被告人ノ自ラ爲シタルモノト謂フヲ得ス

(第二百五十六條)

『第二百五十六條』

○事實審理ヲ爲スヘキ審級ノ移轉アリタルトキハ該事件ノ訴訟記録ノミ  
ナラス其事件ニ付キ既ニ押收シ若クハ領置セラレアル證據物件ハ悉ク  
繫屬裁判所ニ移送セラルヘキモノナレハ偶移付セラレサル物件アリト  
モ前裁判所ニ照會シテ之カ取寄ノ手續ヲ爲スヲ以テ足り縱令申請アリ  
トモ特ニ取寄ノ決定ヲ爲スヘキモノニ非ス

(第二百五十七條)

『第二百五十七條』

○公判開廷ノ當日辯護届ヲ提出シタル辯護人ニ對シテハ呼出狀ヲ發スル  
コトナク闕席ノ儘直ニ開廷スルモ不法ニ非ス

○重罪事件ニ付キ辯護人ノ一名ヲ呼出サスシテ公判ヲ開廷スルモ他ノ辯  
護人ニ於テ出廷シタルトキハ辯護人ナクシテ重罪ノ公判ヲ開キタル不  
法アリト謂フヲ得ス

○重罪事件ニ付キ辯護人ノ一名ヲ呼出サスシテ審理ヲ結了シタル判決ハ  
不法ナリ

○午後零時ニ出頭スヘキ旨ノ呼出狀ヲ發シタル後公判開廷期日ノ日ヲ變  
更セスシテ同日午後零時三十分ニ開廷シタルハ刑事訴訟法第二百五十  
七條ニ違背スルモノニ非ス

四四	一三〇五
七	六七五
三三	一〇
三	一一九
三三	一
五	一一九
三三	一一九

二	一〇八一
三三	六五
三三	四
三五	八三
三	八三
三五	八三
四	二



○辯護人ニ對シテ呼出狀ヲ送達スルハ辯論期日ヲ確知セシムルノ方法ニ外ナラサルヲ以テ辯護人自ラ期日ニ出頭スヘキ旨ノ請書ヲ差出シタル以上ハ別ニ呼出狀ヲ送達セサルモ刑事訴訟法第二百五十七條ニ背反スルモノニ非ス

○刑事訴訟法第二百五十七條ニ所謂訴訟關係人トハ呼出狀ヲ發スル當時ノ訴訟關係人ヲ指シタルモノニシテ其後ニ關係人ト爲リタル者ハ之ニ包含セサルモノトス

○被告人ニ於テ公判期日前辯護人ヲ選定シ之ニ呼出狀ヲ發セラレシコトヲ上申書ヲ提出シタルモ其辯護ノ届出カ該期日以後ニ屬スルトキハ呼出ナキハ當然ニシテ刑事訴訟法第二百五十七條ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

○辯護人カ被告ニ代リ控訴ノ申立ヲ爲シタル場合ト雖モ辯護届ヲ爲ササル以上ハ刑事訴訟法第二百五十七條ノ所謂訴訟關係人ニ非ス

○裁判所カ公判期日ヲ定メ被告人ニ對シテ呼出狀ヲ送達シタル後辯護届ヲ提出シタル辯護人ニ對シテハ必スシモ呼出狀ヲ發送スルノ要ナキモノナレハ右辯護人ニ對シテ二日ノ猶豫ヲ付セサル呼出狀ヲ送達シ其出廷ナキニ拘ハラズ審理ヲ遂行スルモ違法ニ非ス

（同前）

訴訟關係人ニ對シ成規ノ手續ニ從ヒ公判期日ノ呼出狀ヲ發シタル以上ハ其後ニ辯護人ト爲リタル者ニ對シテハ特ニ期日呼出チ爲スノ要ナシ  
被告人ニ對スル呼出狀ノ送達後辯護チ届出テタル辯護人ニ對シテハ必スシモ更ニ期日呼出狀ヲ發送スルコトヲ要セス

○被告人カ最終ノ申立ヲ爲シ次テ辯護人ノ辯論ナキ儘審理ヲ終結セラルルモ異存ナキ旨ノ申立ヲ爲シタリトスルモ之カ爲メニ裁判所カ刑事訴訟法第二百五十七條ノ手續ヲ履踐セサリシ違法ヲ阻却スルモノニ非ス  
○裁判所カ辯護人ニ期日呼出狀ヲ送達セスシテ其不出廷ノ儘公判審理ヲ進行シタル以上ハ縱令後日ニ至リ被告及ヒ其辯護人ニ於テ特ニ之ニ對シ異議ナキ旨ヲ明言スルモ既往ニ遡リテ該公判手續ノ違法ヲ消滅セシムルノ效ナキモノトス

○呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニ二日ノ猶豫ヲ存スヘキ法則（刑事訴訟法第二百五十七條第二項）ハ被告人ニ辯論ノ準備ヲ與フルカ爲メナリ從テ法定ノ猶豫ヲ與ヘスシテ公判ヲ開廷スルコトアルモ被告人ニ於テ異議ナク出廷シテ辯論ヲ爲シタルトキハ其公判ハ有效ナリ

○附帶控訴ニ付テハ呼出狀ト出頭トノ間ニ於ケル猶豫期間ノ法則ヲ適用セス

三七

一九五四

四二

一八四三

四

九二一

五

五五六

三〇

六

三

一

三五

一七

三六

一六四

三七

二一〇

四〇

五三三

三

七八五



○辯護人ニ對シ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニ二日ノ猶豫ヲ與ヘス且其出廷ナキニ拘ハラズ公判ヲ開キ記録取寄ノ決定ヲ爲シタルハ違法ナリ然レトモ其後公判ヲ開クニ當リ判事ニ異動アリタル爲メ審理ヲ更新シ既ニ取寄セアリタル該記録ハ之ヲ被告ニ示シ其豫審調書ハ之ヲ朗讀シタル以上ハ其證據調ハ違法ニ非ス

○刑事訴訟法第二百五十七條ニ所謂訴訟關係人ニハ辯護人ヲモ包含スルモノトス從テ辯護人ニ對シ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニ二日ノ猶豫ヲ與ヘサルハ違法ナリ

(同主旨)

○辯護人ニ對シ呼出狀ノ送達ト其出頭トノ間ニ二日ノ猶豫ヲ存セスシテ公判ヲ開廷シタル措置ハ不法ナリ

○法定ノ猶豫ヲ存セサル呼出ハ無効ニシテ呼出ナキモノト同一ナリ故ニ其呼出狀ヲ送達セラレタル辯護人ノ出頭ナキニ拘ハラズ論辯ヲ開キタルトキハ被告ニ於テ任意ニ辯護權ヲ拋棄シタル場合ノ外其公判手續ハ不法ナリトス

○刑事訴訟法第二百五十七條第二項ノ規定ハ第一回ノ公判ヲ開ク時ニ適用セラルヘキモノニシテ第二回以上ノ公判ヲ開ク場合ニ適用セラルヘキモノニ非ス

○辯護人ニ對シ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニ法定ノ猶豫ヲ與ヘサルモノト人ニ於テ異議ナク出頭シテ辯論ヲ爲シタルトキハ其公判手續ハ不法ニ非ス

(第二百五十八條)

○重罪事件ノ公判ヲ開廷スルニ當リテハ控訴ノ成立セシト否トニ拘ハラズ渾テ刑事訴訟法第二百三十七條ノ法則ヲ履踐シ公判前裁判長又ハ受命判事ニ於テ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選定シタリヤ否ヲ問フヘキモノトス

○檢事ハ被告事件ヲ陳述スヘシトノ法則(刑事訴訟法第二百十八條第二項)ハ第一審公判ニ適用スヘキモノニシテ第二審公判ニ適用スヘキモノニ非ス

(同主旨)

○刑事訴訟法第二百十八條第二項ノ檢事ハ被告事件ヲ陳述スルコトハ第一審裁判所ニ適用スヘキモノニテ第二審裁判所ニ適用スヘキモノニ非ス

○被告ノ控訴ニ係ルトキハ被告ヨリ先ツ控訴ノ趣意ヲ申立ツヘキモノナルヲ以テ刑事訴訟法第二百十八條第二項(檢事ノ陳述)ヲ適用スヘキモノニ非ス

○檢事被告事件ヲ陳述スヘシトノ規定ハ上訴ノ場合ニ適用スヘキモノニ非ス  
○部員ノ變更ニ因リ審理ヲ更新シタル後證據書類ヲ朗讀シタル形跡ナキニ其朗讀セサル證據書類ヲ採用シ罪證ニ供シタルハ不法ナリ

三六	三〇	三七	三六
三六	一	二〇六	九二
三六	一四四		
四三			

四三	二九	三三	二七	二七	二八	三五
一八五一	九	八	二二	二二	二	三
	三七	二九	三七六	三五	五	



○ 檢事カ第一審判決ニ對シ控訴ノ申立ヲ爲スニハ申立書ヲ提出スルノミ  
 ヲ以テ足レリトセス公判ニ於テ其旨趣ヲ演述スルヲ要シ且公判ノ起頭  
 ニ於テスルヲ普通ノ順序トス

○ 公判始末書ニ檢事ハ豫審終結決定書ノ記載ニ於ケルト同一ニ事實關係  
 ヲ陳述シタル旨ノ記載アルモ豫審ヲ經サル事件ニシテ決定書存在セサ  
 ルトキハ此記載ヲ以テ檢事カ被告事件ヲ陳述シタルノ證ト爲スコトヲ  
 得ス

○ 控訴裁判所ハ第一審裁判所檢事又ハ訴訟關係人ノ控訴申立ニ依リテ事  
 件ヲ受理シ之カ審理判決ヲ爲スヘキモノニシテ控訴裁判所檢事ノ請求  
 ニ依リ被告人ヲ呼出シ公判ヲ開クヘキモノニ非ス從テ控訴裁判所檢事  
 ハ刑事訴訟法第二百三條第一項ノ手續ヲ爲スノ要ナキモノトス

○ 重罪事件トシテ豫審ヲ終結シタルモノナルモ第一審ニ於テ輕罪トシテ  
 判決シタルカ爲メ特ニ下調ヲ爲スノ要ナキ事件ニ對シ下調ヲ爲シタリ  
 トテ之ヲ以テ不法ナリト云フヲ得ス(本條四年二二八二頁參照)

○ 控訴裁判所ニ於テ辯護人カ私訴ニ付キ控訴ノ旨趣ヲ申立ツルニ當リ在  
 延ノ被告人ヨリ何等ノ異議ヲ主張セザリシ場合ニ於テハ被告人ハ辯護  
 人カ被告人ニ代リテ其申立ヲ爲スコトヲ默諾シタルモノトス

○ 第一審裁判所ノ無罪ノ判決ニ對シ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキト雖モ  
 第二審裁判所檢事ハ必スシモ被告事件ノ全體ニ亘リ逐一事實ノ陳述ヲ  
 爲スコトヲ要セス唯其控訴ヲ爲シタル旨趣ノ大要ヲ陳述スレハ足ルモ  
 ノトス

(同三三)

檢事カ第一審判決ノ全部ニ對シテ控訴ヲ爲シタル場合ト雖モ控訴審ニ於テハ第一審ニ於ケル  
 カ如ク被告事件ノ全體ニ付キ事實ノ陳述ヲ爲スコトヲ要セス唯其不服ナル點ヲ指摘スルヲ以  
 テ足レリトス

○ 刑事訴訟法上控訴裁判所カ重罪事件トシテ下調ヲ爲スヘキモノハ舊刑  
 法ニ於ケル罪質ノ重罪タル被告事件及ヒ刑法施行法第二十九條ニ依リ  
 舊刑法ノ重罪ト看做スヘキ被告事件ニ限ルモノトス

○ 控訴裁判所ノ公判始末書ニ裁判所カ審理ノ起頭ニ於テ被告ヨリ控訴ノ  
 旨趣ヲ聽キタル旨ノ明記ナキモ裁判長ノ訊問ニ對シ被告カ爲シタル供  
 述ノ記載ニ依リ其控訴ノ旨趣自ラ明カナル以上ハ之ヲ以テ控訴審理ノ  
 原則ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

(同三三)

控訴裁判所ノ公判始末書ニ被告カ裁判長ノ訊問ニ對シ第一審判決ニ不服ナル點ヲ指摘シテ答  
 辯ヲ爲シタル旨ノ記載アル以上ハ縱令審理ノ起頭ニ於テ被告ヨリ控訴ヲ爲ス旨ノ申立竝ニ控

三五 五 一四

三五 九 八

三六 四四二

三七 九五九

四〇 七九

三七 三三七

四三 二四七

四三 七〇五



訴旨趣ノ陳述ヲ爲シタル事ノ明記ナキモ之ヲ以テ口頭辯論主義ノ定則ニ違背セルモノト云フヲ得ス

○第一審判決ニ對シ被告ノ外檢事ニ於テモ控訴ヲ爲シタルトキハ公判審理ヲ開始スルニ當リ檢事モ亦控訴ノ旨趣ヲ陳述スヘキモノトス故ニ裁判所ノ構成ニ變更アリテ審理ヲ更新シタル場合ニ於テ之カ陳述ヲ聽カスシテ審理ヲ遂行シタルハ違法タルヲ免レヌ

(反對)

檢事ノ控訴ト共ニ被告ヨリ控訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ被告ノ控訴ニ基キ審理ヲ開始スルヲ妨ケス從テ公判ノ初ニ當リ檢事ヨリ控訴旨趣ノ演述ナカリシ一事ヲ以テ其審理手續ヲ無効ナリト云フヲ得ス

檢事ノ控訴ト共ニ被告ヨリ控訴ノ提起アリタル場合ニハ被告ノ控訴ニ基キ審理ヲ開始スルコトヲ妨ケス故ニ公判ノ起頭ニ於テ檢事ヨリ控訴旨趣ヲ陳述セサルモ之カ爲ニ其審理手續ヲ無効ナラシムルモノニ非ス

同一事件ニ付キ檢事及ヒ被告ヨリ共ニ控訴ヲ爲シタル場合ニハ何レカ一方ノ者ニ於テ控訴ノ旨趣ヲ陳述スレハ足ルモノニシテ必スシモ雙方ヨリ之カ陳述ヲ爲スコトヲ要セス

○豫審終結決定ニ於テ重罪及ヒ輕罪ニ該ル二箇ノ事實ヲ認メ之ヲ公判ニ付シタル場合ニ第一審裁判所カ重罪下調手續ニ依ラスシテ審理ヲ遂ケ且第一事實ヲ認メサリシトスルモ之カ爲メニ事件ノ性質ヲ變スヘキモノニ非ス從テ第二審裁判所ニ於テ公判前重罪下調ノ手續ヲ履セザリ

二 三三七

四一 一〇三九

四〇 一四五

三五 一四

四 一〇〇

三九 一〇八〇

シハ重要ナル訴訟手續ニ違背スルモノト云ハサルヘカラス  
○豫審終結決定ニ於テ舊刑法ノ重罪ト看做シ取扱フヘキ事件トシテ公判ニ付セラレタル事件ハ縱分爾後舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ相當スル刑ニ處スル判決アリタリトスルモ其判決ノ確定スル迄 事件カ何レノ審級ニ屬スルヲ問ハス舊刑法ノ重罪ト看做シ取扱フヘキ事件トシテ取扱フヘキモノトス

四 二八一

(同旨)

豫審終結決定ニ依リ重罪トシテ公判ニ付セラレタル事件ニ付キ第一審裁判所カ之ヲ輕罪ト認メテ輕罪ノ刑ニ處シタル場合ニ在テハ第二審裁判所ハ其事件ノ下調訊問ヲ爲スノ要ナシト雖モ第一審裁判所カ重罪ナリト認メタルモ其刑ヲ酌減シテ輕罪ノ刑ニ處シタル場合ニ於テハ第二審裁判所ハ先ツ其事件ノ下調訊問ヲ爲ササルヘカラス

四二 一〇四六

豫審終結決定ニ依リ舊刑法ノ重罪ト看做シ取扱フヘキモノトシテ公判ニ付セラレタル事件ニ付キ第一審裁判所ニ於テ被告ヲ懲役八月ニ處スルモ之カ爲メニ其事件ノ性質ヲ變スヘキモノニ非サレハ第二審裁判所ハ第一審ト同シク舊刑法ノ重罪ト看做シ其取扱ヲ爲ササルヘカラス  
○控訴裁判所カ其判決中ニ豫審決定書ノ記載ヲ摘示スルモ唯被告ノ陳述ノ刑ニ相當スル刑ニ處スル判決アリタリトスルモ其判決ノ確定スル迄ハ事件カ何レノ審級ニ屬スルヲ問ハス依然トシテ尙ホ舊刑法ノ重罪ト看做シ取扱フヘキ事件トシテ存在スヘキモノトス

四三 一〇五二

二 一一九二

○控訴裁判所カ其判決中ニ豫審決定書ノ記載ヲ摘示スルモ唯被告ノ陳述



○ヲ證據ニ援用スルニ當リ同書所載ノ事實ヲ以テ之ヲ釋明シタルモノニ過キサルトキハ其公判ニ於テ該決定書ヲ讀聞ケサリシハ不法ニ非ス

○詐欺被告事件ハ舊刑法ノ輕罪ト看做シ取扱ハルヘキモノナレハ縱令被告第一審ニ於テ懲役八年ニ處セラレタリトスルモ第二審裁判所ハ其控訴事件ニ付キ重罪ニ關スル下調ノ手續ヲ爲スノ要ナシ

○檢事カ第一審判決ニ對シ控訴ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テ第二審裁判所カ公判開始ニ際シ檢事ヨリ控訴旨趣ノ陳述ヲ聽カスシテ審理ヲ爲シタルトキハ重要ナル公判手續ノ規定ニ違背セルモノナレハ之ニ基キテ下シタル判決モ亦違法ナリトス

(同三三)

第二審裁判所カ檢事ノ控訴ノミニ基キ事件ノ審理ヲ爲ス場合ニ於テ檢事ヨリ其趣意ノ申立ナキニ拘ラズ審理ニ著手スルハ口頭審理ノ原則ニ反ス從テ其公判手續ハ無効ナリ

第一審裁判所カ檢事ノ控訴ノミニ基キ事件ノ審理ヲ爲ス場合ニ於テ檢事ヨリ被告事件ノ陳述ナキニ拘ハラズ審理ヲ爲スハ口頭審理ノ原則ニ反ス從テ其公判手續ハ無効ナリ

○第一審公判始末書ニ裁判長カ豫審終結決定書ヲ讀聞カセ同書記載ノ犯罪事實ニ付キ其有無ヲ問ヒ被告ハ其事實相違ナシト答ヘタル旨ノ記載

アルトキハ豫審終結決定書記載ノ犯罪事實ヲ自認シタルモノナルヲ以テ第二審裁判所カ之ヲ援用セントスルニハ其公判ニ於テ前示公判始末書ノ外尙ホ豫審終結決定書ヲモ被告ニ讀聞ケ意見及ヒ反證ノ有無ヲ問フコトヲ要スルモノトス

○公判ノ審理ヲ續行スルニ當リ裁判所ノ構成ニ異動アリタル場合ニハ其續行公判ニ於テ先ツ審理ヲ更新シ被告人ニ對シテ事實ノ訊問ヲ爲シタル後許憑ノ取調ヲ爲スヲ以テ順序トスト雖モ此順序ハ絶對的ニ遵守スルヲ要スルモノニ非サレハ縱令之ニ違ハサルモ直ニ其審理手續ヲ無効ナリト論斷スルヲ得ス

○地方裁判所カ事件ヲ控訴事件トシテ受理シ前審タル區裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メ自ラ第一審トシテ裁判ヲ爲ス場合ニ於テモ特ニ檢事ニ於テ被告事件ノ陳述ヲ爲スコトヲ要セサルモノトス

(參照)

豫審終結決定ヲ以テ重罪公判ニ付セラレタル事件ハ縱令第一審判決カ輕罪ノ刑ヲ言渡シタルトキト雖モ更ニ第二審ニ繫屬シタル場合ニ於テハ輕罪公判ニ付セラレタルモノト爲スヲ得ス從テ重罪事件ニ關スル手續ヲ踐行スヘキモノトス

詐欺取財ヲ爲スニ因テ公文書ヲ偽造行使シタリトノ公訴事實ナリトスルモ第一審ニ於テ公文書偽造行使ノ點ニ對シ無罪ヲ言渡シ第二審ニ繫屬スルモノハ被告ノ控訴ニ係ル委託金費消ノ

三五	七	七	七	三五	五	五	五
六				九	五	五	五
二六				八	二四	二二九	一五三
				一九七			



點ノミナル場合ニ於テハ第二審裁判所ハ重罪事件トシテ審理スヘキモノニ非ス  
豫審判事カ輕罪公判ニ付スルノ決定ヲ爲シタル事件ト雖モ第一審裁判所ニ於テ檢事ヨリ更ニ  
之ヲ重罪ナリトシテ訴追シタル以上ハ其事件ハ重罪事件トシテ裁判所ニ繫屬セルモノトス從  
テ第一審裁判所カ被告人ノ所爲ヲ輕罪ナリト判決スルモ第二審裁判所ハ之ヲ重罪事件トシテ  
取調ヘサルヘカラス

第二百五十九條

『第二百五十九條』

○控訴期間外ト雖モ特別ニ附帶控訴ヲ爲スコトヲ許スハ主タル控訴ノ成  
立スル爲メナルヲ以テ其主タル控訴有效ニ成立セサレハ附帶控訴モ亦  
存立セス

(同左旨)

○期間外ノ附帶控訴ハ附帶スヘキ控訴ノ有效ニ成立シタルトキニ非サレハ成立セス

○控訴者判決前ニ控訴ヲ取下ケタルトキハ控訴期間外ニ爲シタル檢事ノ  
附帶控訴ハ成立セス

○附帶控訴ハ某事件ニ對スル主タル控訴アル場合ニ於テ之ニ附帶シテ提  
起スヘキモノナレハ其對手人及ヒ其事件ハ必ス同一ナラサルヘカラス  
若シ其一ヲ異ニスルニ於テハ附帶控訴トシテ提起スルヲ得サルモノト  
ス

○檢事ニ於テ刑罰輕キニ失セリトノ附帶控訴ヲ爲スハ職權上法律適用ノ

不當ヲ訴フルモノナレハ違法ニ非ス

○檢事ヨリ情狀酌量ノ請求ヲ爲スモ特別ニ附帶控訴タルコトヲ明言セサル  
トキハ直ニ其請求ヲ以テ附帶控訴ト認ムルヲ得ス

○法律適用ニ關スル檢事ノ辯論ハ其意見ニシテ附帶控訴ニ非ス

○附帶控訴ヲ爲スニハ必スシモ附帶控訴ナル法律語ヲ明言スルヲ要セス  
其趣意ヲ認メ得ヘキ陳述アルヲ以テ足レリトス

○附帶控訴ニ關シテハ別ニ其申立ノ方式ヲ限定シタル法則ナシ從テ附帶  
控訴ヲ爲サントスル控訴ノ相手方又ハ檢事ハ公判廷ニ於テ口頭ヲ以テ  
其申立ヲ爲スヲ以テ足レリトス

(同左旨)

○檢事公廷内ニ於テ附帶控訴ヲ爲ス場合ニ在リテハ特別ニ控訴申立書ヲ提出スルノ要ナク又相手  
方ニ對シ之ヲ通知ヲ爲スヲ要セス

○附帶控訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノナレハ公廷ニ於テ直ニ  
其申立ヲ爲シ通常控訴ノ手續ヲ履踐スルヲ要セス

○刑事訴訟法第二百五十九條ニ依レハ附帶控訴ハ判決アル迄之ヲ爲スコ  
トヲ得ルモノニシテ事實審理結了ノ前後ヲ區別スルコトナシ從テ事實  
及ヒ證據取調ノ後ト雖モ附帶控訴ヲ爲スヲ妨ケス而シテ其附帶控訴ニ  
シテ新ナル事實ニ非サル以上ハ更ニ事實及ヒ證據ノ取調ヲ爲スノ要ナ

三五	二〇	七
四〇	二〇	二〇
二四	一	二四
二四	一	二二
二四	一	二四
二四	一	二二
二九	二	九〇
二九	二	二六九
二八	一	二五
二八	二	四七
二九	二	一
二九	二	四〇



シトス

(同三三)

檢事ハ事實訊問終結後ト雖モ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

○上告審ニ於テ控訴審ノ判決ヲ破毀シ事件ヲ他ノ控訴院ニ移送シタル場合ニ於テハ其破毀ノ效力ハ原判決ノミニ止マリ被告人ノ控訴及ヒ檢事ノ附帶控訴ハ尙ホ移送セラレタル控訴審ニ繼存スヘキモノトス然レトモ移送後ノ第二審公廷ニ其附帶控訴ヲ顯出セシムルニハ口頭審理ノ原則ニ依リ附帶控訴人タル檢事ニ於テ更ニ其控訴ノ旨趣ヲ陳述スルコトヲ要ス

○公訴裁判所ニ於テ受理シタル附帶控訴ハ部員變更ノ爲メニ消滅スルモノニ非ス從テ部員變更ノ爲メ審理ヲ更新シタル場合ニ於テモ其附帶控訴ニ付キ審理判決ヲ爲スヘキハ當然ナリ

○控訴裁判所ノ檢事ハ第一審裁判所檢事ノ控訴ニ對シ仍ホ附帶控訴ヲ爲スノ權ヲ有ス

(同三三)

第一審裁判所檢事ノ控訴アリタル場合ト雖モ控訴裁判所檢事ハ其相手方ニ非サルモ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得ヘシ  
○控訴裁判所カ被告辯護人ノ一名ニ對シ呼出狀ヲ發セサル爲メ其出廷ナ

キニ拘ハラス公判ヲ開キタル場合ニ檢事ヨリ附帶控訴ヲ申立テタルトキト雖モ苟モ形式上完全ニ裁判所ヲ構成セル公廷ニ於テ爲シタル以上ハ其申立ヲ目シテ無効ナリト云フヲ得ス

○控訴裁判所ニ於テ既ニ事實及ヒ證據ノ取調ヲ終了シタル後ニ至リ立會檢事ヨリ附帶控訴ヲ爲スモ被告若クハ辯護人ニ於テ何等自己ニ利益ナル證據方ヲ提出セサルトキハ其儘審理ヲ終結スルモ被告ノ辯護權ヲ剝奪シタルモノト云フヲ得ス

○附帶控訴ハ主タル控訴ノ審理範圍ニ限局セララルヘキモノナレハ既ニ主タル控訴ニ因リテ審理ノ開始セラレタル以上ハ附帶控訴ハ該審理ノ終結セサル以前ニ於テ一回ヲ旨趣ノ陳述アルヲ以テ足レリトス

(同三三)

附帶控訴ハ控訴ノ相手方ニ於テ判決ニ至ル迄何時ニテモ之ヲ提起スルヲ得ヘキモノニシテ且之ニ關スル辯論ハ主タル控訴ノ範圍ヲ超越スルヲ得サルモノナレハ苟モ主タル控訴ノ旨趣ニシテ既ニ陳述セラレタル以上ハ辯論ノ始ニ於テ附帶控訴ノ旨趣ヲ陳述セサルコトアリトスルモ毫モ附帶控訴ニ付キ判決ヲ下スノ妨ト爲ルコトナシ

○控訴裁判所ニ於ケル檢事ノ供述カ刑ヲ重キニ變更スルコトヲ求ムルニ非サル以上ハ意見ニシテ附帶控訴ノ申立ニ非ス

三五二

二二九

二六四

二二

二六

二

三

五五

三七

七六三

三一

二六

二六

八三

四三

一八九

三

二〇五

三

二四五

二

六八〇

六

一四五



第二百六十條

○裁判長カ控訴期間經過シタルモノト認ムル場合ニハ被告ノ辯論ヲ要セス職權ヲ以テ控訴ヲ棄却スヘキモノトス刑事訴訟法第九十八條ノ規定ニ依リ其利益ト爲ルヘキ證憑ヲ差出スヲ得ヘキコトノ告知ヲ爲スヘキモノトス

○期限後ニ係ル控訴ノ處分ニ付テハ刑事訴訟法第二百六十條ノ規定アリ此處分ニ於テ公訴受理スヘカラサル事項ニ係ル規定ヲ適施スヘキモノトス

第二百六十一條

○控訴裁判所ニ於テ控訴事件ヲ審判スルニハ其訴旨ノ如何ヲ問ハス必ス判決ヲ以テセサルヘカラス決定ヲ以テスヘキモノトス

○一事再訴ノ理由ヲ以テ公訴不受理ノ言渡ヲ爲シタル第一審判決ニ對シ控訴アリタルトキハ先ツ公訴受理スヘキヤ否ヲ判決スヘク同時ニ本案ノ判決ヲ爲スヘカラス

○第一審廷ニ於ケル訴訟手續ノ瑕疵ハ第二審判決ノ當否ニ影響ヲ及ボサス

第二百六十一條

上告人ハ第一審判決ハ本件記録中ニ存セサル處無ノ物件ヲ證憑ニ供シタル不法ノ判決ナルニ原院力之ヲ認可シタルハ失當ナリト論告スレトモ第一審公判始末書ヲ閱スルニ本件記録中ニ存セサル豫審調書ニ付テハ執レモ其要旨ヲ摘出シテ辯解ヲ爲サシメ且右等豫審調書ノ存在セシル某等被告事件ノ記録ハ一審廷ニ提出セラレ居リタルコト明白ナレハ原院力右等豫審調書ヲ證據ニバシタル第一審判決ニ對シ單ニ此點ヲ訂正シテ其豫審調書ノ存在セル記録ヲ明示スルニ止メ該判決ヲ取消ササリシハ不法ノ判決ニ非ス

○控訴審ニ於テ第一審判決ノ事實認定ヲ訂正スルハ被告人ノ控訴ニ依リテ爲スコトヲ得ヘシ檢事ノ附帶控訴アルヲ要セス

○第一審裁判所ノ爲シタル判決ノ罪質ヲ變更スルト否トハ第二審裁判所ノ職權ナリトス

○第二審ニ於テ控訴ノ棄却又ハ一審判決ノ取消ヲ言渡ササル裁判ハ刑事訴訟法第二百六十一條ノ法則ヲ適用セサル不法アリ

○私訴ニ關スル控訴ノ理由アルヤ否ヤヲ判決スルハ刑事訴訟法第二百六十一條ニ據ルヘキモノトス

○第二審裁判所ハ刑事訴訟法第二百六十二條第二項ノ場合ヲ除ク外原判決カ本案ノ事實ニ付キ審判シタルト將タ形式上ノ論點ニ對シテ審判シタルトヲ問ハス控訴ノ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却スヘク又其理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ自ラ判決ヲ爲ササルヘカラス

三六	三九	三二	三二	三二	三六
三〇	四五	三六	三二	三二	二四七

二六	二六	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二七	二七	二七	二七



○法律適用ニ關スル判文ト雖モ誤記アルコト明瞭ナル場合ニ在テハ之ヲ誤記ナリト認正スルヲ妨ケス

○控訴裁判所カ控訴ヲ理由ナシトシテ之ヲ棄却シ又ハ控訴ヲ理由アリトシテ原判決ヲ取消シ更ニ裁判ヲ爲スニ當リ其準據シタル法條ヲ明示セサルモ違法ニ非ス

(同主旨)

控訴棄却ノ判決ニハ之ニ適用シタル法條ノ明示ヲ要スル規定ナキキテ以テ其法條ヲ明示セサルモ不法ニ非ス

○私訴事件ニ付キ第一審裁判所カ民事原告人ノ請求中其一部ヲ認容シ他ノ一部ヲ排斥シタルニ對シ民事原告人及ヒ民事被告人ノ雙方ヨリ控訴ヲ申立テタル場合ニ於テ控訴審カ民事原告人ノ請求全部ヲ理由ナキモノト認ムルニ於テハ縱令民事被告人ノ控訴ハ理由アルモ民事原告人ノ控訴ハ理由ナキモノト謂ハサルヘカラス

○被告ノ控訴ヲ理由ナシトシテ棄却スルトキハ第一審判決ノ一部ト雖モ之ヲ變更スルコトヲ得ス

○第一審裁判所甲者ニ對スル被告事件ノ判決理由中ニ甲者ト乙者トノ犯

四	四	三	二	一
四三	四二	三九	三六	三三
一五〇	一四九	一四七	一四六	一四三
二八	二七	二六	二五	二四

○第一二審兩級ニ於ケル主文ノ判定竝ニ其基本タル犯罪事實及ヒ刑ノ適用ニシテ全然符合スル場合ニ於テハ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ認可シ控訴ヲ棄却スヘキモノトス而シテ第一審判決ノ憑據ト爲リタル證據ハ適法ナリヤ否ヤ又其證據ハ果シテ犯罪事實ノ確定ニ適切ナリヤ否ヤノ如キハ之ヲ問フノ要ナシ

○第一二審兩級ニ於ケル主文ノ判定竝ニ其基本タル犯罪事實及ヒ刑ノ適用ニシテ全然符合スル場合ニ於テハ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ認可シ控訴ヲ棄却スヘキモノトス而シテ第一審判決ノ憑據ト爲リタル證據ハ適法ナリヤ否ヤ又其證據ハ果シテ犯罪事實ノ確定ニ適切ナリヤ否ヤノ如キハ之ヲ問フノ要ナシ

(反對)

非現行犯ノ場合ニ於テ司法警察官ノ作リタル無効ノ調書ヲ證據ニ採用シタル第一審判決ヲ取消ササルハ違法ナリ

○第二審裁判所ハ控訴カ適法ニ成立シタルヤ否ヤヲ調査スル職責ヲ有ス從テ先ツ成立如何ノ調査シ有效ニ控訴ノ爲シ得サル者ノ爲シタル控訴ハ第一審判決ノ當否如何ヲ問ハス直ニ之ヲ棄却スヘキモノトス

○民事原告人カ私訴ノ判決ニ對シ控訴ヲ提起シタル場合ニ於テ第二審裁判所カ第一審裁判所ト事實ノ認定ヲ異ニスルモ同シク其請求ヲ理由ナ

二六	二五	二四	二三	二二
二一	二〇	一九	一八	一七
一四	一三	一二	一一	一〇
一〇	〇九	〇八	〇七	〇六



シトスルトキハ控訴ヲ棄却スヘキモノトス

○第一二審兩級 判決カ犯罪ノ構成條件タル主要ノ事實ニ於テ相一致スル以上ハ縱令枝葉ノ點ニ於テ其認定ヲ同ウセサルモ第一審判決ヲ認可スルニ妨ナシ

○控訴裁判所カ刑事訴訟法第二百六十一條ニ依リ刑ノ言渡ヲ爲シタル判決ニ對スル控訴ヲ理由ナシトシテ之ヲ棄却スル場合ニハ控訴判決ニ於ケル犯罪事實ノ認定及ヒ法律適用カ第一審判決ト全然符合スルコトヲ判示スルノ外尙ホ同裁判所ニ於テモ被告ニ言渡スヘキ刑ヲ量定シ其刑カ第一審判決ノ言渡シタルモノト同一ナルコトヲ判示シテ該判決ヲ是認シタル理由ヲ示ササルヘカラス

○第一審ノ私訴判決カ相當ニシテ控訴理由ナキ場合ニ於テ第二審判決ヲ破毀シ直ニ判決ヲ爲スヘキトキハ上告審ハ刑事訴訟法第二百六十一條第一項ニ依リ控訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

○控訴院ハ第一審判決中被告人ノ反訴ニ係ル部分ヲ違法ナリトシテ取消シタルモ其控訴ニ係ラサル部分ハ第一審ノ判決確定スルヲ以テ更ニ之カ理由ヲ付シ金額ノ異同ヲ訂正シテ判決スヘキモノニ非ス  
○原判文ニ「刑事訴訟法第二百六十一條第二項ニ基キ原裁判中被告ニ關ス

ル部分ヲ取消シ」ト記載シテ之ヲ取消シタルコトヲ判示シアレハ主文

ト明記アル所ニ之ヲ記載セサルモ不法ノ判決ト云フヲ得ス

○第二審裁判所ニ於テ第一審ノ判決ト無罪ノ理由ヲ異ニスルトキハ其判決ヲ取消シテ更ニ判決ヲ爲ササルヘカラス

○第二審ニ於テ證據力ノ輕重ニ對シ第一審ト意見ヲ異ニスルモ其判決ヲ取消スノ理由ト爲ラス〔同一判例二九年六卷四五頁〕

○第一審判決ハ口頭審理ノ定則ニ背キタル不法アルモ第二審ニ於テ適式ノ公廷ヲ開キ其判決ヲ取消シ更ニ相當ノ判決ヲ爲シタルトキハ第二審ノ裁判ハ正當ニシテ間然スヘキナシ從テ上告審ニ至リ再ヒ一審判決ノ批難ヲ試ムルヲ許サス

○第一審ニ於テ沒收スヘカラサル物件ヲ沒收シタル不法ヲ觀過シ原判決ノ取消ヲ爲サス反テ被告ノ控訴ヲ棄却シタル裁判ハ不法ナリトス

○第一審ノ認メタル二所爲ノ中一所爲ヲ以テ事後ノ所爲ト爲シ犯罪成立セサルモノト認メ乍ラ第一審判決ヲ取消ササルハ不法ノ裁判ナリ

○辯論終結ノ後合議ヲ爲サスシテ直ニ言渡シタル第一審裁判ヲ取消ササル第二審判決ハ不法ナリ

○豫審終結決定書ト第一審判決ト犯罪ノ日時ヲ異ニスルモ公訴ノ時効等

三〇	三〇	二九	二八	二六	二六	二七	二六	四〇	三六
六	五	三	三	三	二	二	二	九四五	三二六
五五	七〇	三	二二二	一三三	一〇七	四三〇	一一三三		















或點ニ於テ一審判決ノ違法ヲ認メ之ヲ取消スノ理由ヲ明示シタル以上ハ原判決ノ違法ナル點ヲ悉ク列擧スルヲ要セス

○控訴裁判所ニ於テ第一審判決ニ數多ノ瑕瑾アルヲ認メ之ヲ取消ス場合ニ於テハ其一ヲ摘示スルヲ以テ足レリトス

○一所爲ナル公訴事實ニ付キ其一部ヲ有罪トシ他ノ一部ニ對シ特ニ無罪ノ言渡ヲ爲シタル第一審判決ニ對シ檢事ヨリ全部ノ控訴ヲ爲シ控訴審ニ於テ一審判決ノ不法ヲ認メタル場合ニ於テハ檢事ノ控訴ヲ理由アリトシ一審判決ノ全部ヲ取消スヘキモノトス從テ單ニ一審判決ノ有罪ノ部分ノミヲ取消シ無罪ノ部分ニ付キ檢事ノ控訴ヲ棄却シタルハ違法ナリ

○起訴ノ適法ナルヤ否ヤハ各審級共ニ職權上調査スヘキ事項ニ屬スルヲ以テ各自ラ相當ナリトスル理由ニ基キ之ヲ受理スヘキモノトス從テ偶

○第一審判文中金額ヲ表示シタル數字ニ誤謬アルモ其判文殊ニ證據理由ノ部ニ參照シ其誤脫タルコト明白ナル以上ハ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消スノ要ナシトス  
○苟モ第一審判決ニ違法ノ點アルカ爲メ之ヲ取消ストキハ其理由ハ第一審裁判所ノ不服ヲ唱フル點ニ符合スルト否トヲ論セス控訴ハ其理由アルモノトス

(同(五))

第二審ニ於テ第一審判決ノ不當ヲ認メ之ヲ取消シタル以上ハ縱令其取消ノ理由ニシテ被告ノ主張セシ理由ト異ナル場合ト雖モ判決ノ全部ニ對スル控訴ナルトキハ其控訴ハ理由アルモノトス

○第一審裁判所カ各別ニ審判セル同一ノ被告ニ對スル數箇ノ被告事件ノ判決ニ對シ檢事及ヒ被告ヨリ控訴ヲ爲シタル場合ニ於テ控訴裁判所カ其事件ヲ併合審理シ檢事ノミ控訴ヲ爲シタル甲事件ニ付テハ無罪ナリトシ又乙事件ニ付テハ有罪ナリトシ被告ノミヨリ控訴ヲ爲シタル丙事件ニ付キ亦之ヲ有罪ナリトスルトキハ乙丙事件ノ第一審判決ハ共ニ之ヲ取消シ甲事件ノ控訴ハ之ヲ棄却スヘキモノトス

○繼續犯タル公訴事實ニ付キ第一審裁判所ニ於テ無罪ノ判決ヲ爲シ檢事ヨリ控訴シタル場合ニ第二審裁判所カ該事實ヲ縮少シ有罪ノ判決ヲ爲スニ當リテハ其證據十分ナラストセル一部ノ事實ニ付キ特ニ控訴棄却ノ判決ヲ爲スヘキモノニ非ス

○起訴ノ事實カ二罪ヲ構成スヘキ場合ニ於テ第一審裁判所カ其一罪ノミ

二九 九 八九  
三三 五 一七

三五 九 三九

三六 四六三

三六 二五五

三七 三三七

三二 二 六〇

三七 一六九二

三八 一三五



○ニ付キ判決ヲ爲シ他ノ一罪ニ對シテ何等ノ裁判ヲ爲サザリシトキハ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消シ更ニ起訴事實ノ全部ニ付キ相當ノ判決ヲ爲ササルヘカラス

三九

六五三

○第二審裁判所カ第一審裁判所ト事實ノ認定法律ノ適用ヲ異ニスル以上ハ判決主文ニ何等ノ變更ナキ場合ト雖モ尙ホ第一審判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲ササルヘカラス

四〇

二四六

○森林竊盜ノ贓物ニシテ森林主事ヨリ裁判所ニ差出シタルモノハ之ヲ差出人ニ還付スルモ將タ被害者ニ還付スルモ共ニ同一ノ結果ニ歸著シ何人ノ利害ニモ影響セサルヲ以テ縱令第二審裁判所カ此點ニ付キ第一審裁判所ト判定ヲ異ニスレハトテ第一審判決ヲ取消スノ要ナキモノトス

四〇

四九一

○私訴ニ付テハ法律上訴ノ原因ヲ變更シ得ルモノトス故ニ第一二審兩級ノ判決ニシテ主文ノ合致スル以上ハ單ニ事實理由ヲ同ウセサルノ故ヲ以テ第一審判決ヲ取消スヘキモノニ非ス

四〇

六七八

○第二審判決カ刑ノ點ニ於テ第一審判決ト合致セサルニ拘ハラヌ控訴ヲ棄却シタルハ不法ナリ

四〇

一〇八一

○第一審ニ於ケル訴訟手續ノ瑕疵ハ第二審ニ於テ之ヲ補正スレハ足ル從テ第一審判決ハ之ヲ取消スヘキモノニ非ス

四〇

一四八

○第二審裁判所カ前科ノ事實ニ付キ第一審裁判所ト多少認定ヲ同ウセザルモ結局第一審判決ノ事實ノ認定法律ノ適用及ヒ科刑ノ量定ヲ相當トスルトキハ之ヲ取消スヘキモノニ非ス

四〇

二八一

(同左頁) 被告ノ前科ニ付キ第一審ト第二審トノ裁判ノ認定ヲ異ニスルモ本案ノ裁判ニ何等ノ影響ヲ生セサル場合ニハ第一審判決ヲ相當トシ控訴ヲ棄却スルモ不法ニ非ス

四〇

四六

○事實裁判所カ其判決ニ法律上ノ理由ヲ付スルニ當リ法條ノ援用ヲ誤リタル場合ニ於テ其書損若クハ誤脱カ判文上明確ナルトキハ格別然ラザレハ上訴裁判所ハ法律ノ適用ニ錯誤アルモノトシテ該判決ヲ取消シ更ニ相當ノ判決ヲ爲スコトヲ要ス

四〇

四六

○控訴裁判所カ第一審判決中有罪ノ部分ヲ取消シタル場合ニ於テハ惟リ第一審ノ刑ノ言渡ニ止マラス有罪ノ判決ニ附隨セル訴訟費用ノ負擔及ヒ差押物件ノ處分ニ關スル言渡モ亦取消サレタルモノトス

四〇

二〇八一

○第一審裁判所カ同一被告人ニ對スル二箇ノ公訴事實ニ付キ一ノ判決ヲ以テ共ニ無罪ノ言渡ヲ爲シタル爲メ各公訴事實箇箇獨立シ互ニ牽聯ス

四〇

一三九九



ル所ナキニ至リタル場合ニ在テハ其判決ハ之ヲ二箇ニ分割スルコトヲ得テ檢事カ該判決ノ全部ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキト雖モ控訴裁判所ニ於テ第一審判決ノ一部ヲ不當トシ其他ノ部分ヲ相當トスル以上ハ單ニ其不當ナル部分ノミヲ取消スコトヲ妨ケス

(同主旨)

一箇ノ判決ナリト雖モ數箇ノ犯罪ヲ包含シ各別ニ刑ヲ科シタルトキ又ハ無罪ノ言渡ヲ爲シタル結果各箇ノ公訴事實全ク獨立シ互ニ牽聯スル所ナキニ至リタル場合ニ於テハ其判決ハ之ヲ分割スルコトヲ得テ從テ縱令其全部ニ對シテ控訴アリタルトキト雖モ控訴裁判所ハ一審判決ヲ分割シ其不當ナル部分ノミヲ取消スコトヲ妨ケス

○第一二審ノ判決カ其主文事實ノ認定及ヒ法律適用ニ於テ互ニ一致セサルトキハ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消ササルヘカラス

○控訴裁判所カ刑事訴訟法第二百六十一條第二項ニ依リ控訴ヲ理由アリトシテ第一審判決ヲ取消シ更ニ刑ノ言渡ヲ爲ス場合ニハ控訴判決ノ主文ニ於テ被告ニ科スヘキ刑ヲ量定シアルカ故ニ其理由中ニ重ネテ之ヲ明記シ且其刑ヲ量定シタル理由ヲ説明スルノ要ナキモノトス

○第一審裁判所カ其判決中ニ起訴ナキ事件ノ裁判ヲ爲シタルトキハ第二審裁判所ハ該判決ヲ取消スルヲ以テ足り別ニ公訴不受理ノ判決ヲ爲スヘキモノニ非ス

○被告人カ控訴ヲ爲シタル場合ニ於テ其不利益ニ歸スヘキ點ニ關シ第一審判決ニ取消ノ理由アルトキハ控訴審ノ判決主文ハ原判決ニ比シ被告ノ不利益ニ變更スルコトヲ許ササルニ止マリ尙ホ其控訴ヲ理由アリトシテ第一審判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲スヘキモノトス

○數箇ノ犯罪事實カ意思繼續ノ一罪ヲ構成スル場合ニ於テ第一二審ノ判決カ該事實ノ内容ニ付キ其認定ヲ同ウセサル爲メ主文ノ判定ニ影響ヲ及ホストキハ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消ササルヘカラス

○建造物損壞事件ニ付キ第二審ニ於テ第一審カ建物損壞ト爲シタル障子破壊ノ事實ヲ認メスシテ單ニ竹垣ヲ引倒セシ事實ノミヲ認メ其事實上ノ見解ヲ異ニシタルニ拘ハラズ第一審判決ヲ取消ササルハ不當ナリ

○第一審判決カ共同被告ノ或者ヲ共犯者ト認メタルニ反シ第二審判決ニ於テ之ヲ共犯ト認メサルモ共犯者ノ數カ刑法上犯人ノ責任ニ影響ヲ及ホシ之ニ適用スヘキ處罰法條ヲ異ニスル場合ニ非サル限り他ノ被告ニ係ル犯罪事實ニ付キ第一審判決ヲ變更シタルモノト云フヲ得ス

○傷害事件ニ付キ第一審判決ニハ其傷害ノ内容タル疾病ノ治癒シタル日時ヲ明記セサリシニ反シ第二審判決ハ之ヲ明記シタル場合ニ於テ縱令其治癒ノ日時カ第一審判決言渡後ニ在リトスルモ之カ爲メニ控訴裁判

四二 一七九五

四三 一〇四七

四三 一三〇九

四三 一七四二

四二 二六七

三六 一〇六四

四二 五七一

四二 一〇四四

四二 二九九



所ハ第一審判決ノ事實認定ヲ變更シタルモノトシテ之ヲ取消スヘキ限  
ニ在ラス

○併合罪ニ付キ裁判スル場合ニ於テ兩審級カ重キ一罪ニ對シテ科シタル  
刑カ同一ニ歸シタルトキト雖モ其他ノ罪ニ付キ爲シタル刑ノ選擇ニシ  
テ相異ナルトキハ縱令被告ノ受クヘキ刑ニ直接影響ヲ及ホスコトナキ  
モ法律ノ適用ヲ同シクシタリト云フヲ得ス

○第一審裁判所カ其審理中ニ屬スル未決勾留日數算入ノ言渡ヲ爲ササリ  
シ場合ニ於テ第二審裁判所カ第一審判決言渡前ニ於ケル未決勾留ノ日  
數ヲ本刑ニ算入スヘキモノト判定シタルトキハ第一審判決ヲ取消ササ  
ルヘカラス

○前發後發二箇ノ犯罪アル場合ニ於テ前發罪ノ存在ニ付キ第二審裁判所  
カ第一審裁判所ト見解ヲ異ニシタル結果刑法第五十條ヲ適用セサリシ  
トテ後發罪ノ處斷ニ何等影響ヲ及ホスモノニ非サレハ此點ニ付キ處罰  
法條ノ適用ヲ異ニセサル第一審判決ヲ取消ササリシハ相當ナリ

○一人ヲ陷害スル爲メ六罪ヲ犯セリト申告スルモ七罪ヲ犯セリト申告ス  
ルモ侵害セラレタル法益ハ唯一ニシテ一箇ノ誣告罪ヲ構成スヘキモノ  
ナレハ申告シタル罪ノ箇數ニ付キ第二審カ第一審ト其認定ヲ異ニスル

モ犯罪構成ノ事實ヲ變更シタルモノニ非サルヲ以テ第一審判決ヲ取消  
スノ要ナキモノトス

○第一審判決ニハ印刷會社ノ清算人カ印刷ノ機械器具類ヲ占有シタリヤ  
否ヤニ因リ或ハ横領罪ト爲リ或ハ背任罪ト爲ルヘキ事實ヲ判示シアル  
ニ拘ハラズ第二審判決ニ於テ之ヲ騙取シタル詐欺罪ノ事實ヲ判示セル  
場合ニ在テハ兩審ノ判決ハ當然相容レサルヲ以テ第一審判決ハ之ヲ取  
消ササルヘカラス

○押收物件ノ還付ニ付キ第一審判決ト第二審判決ト相符合セサルトキハ  
第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消シ更ニ相當ノ判決ヲ爲ササルヘカラ  
ス〔同一判例三九年二二六頁〕

○第一審判決カ第一第二ノ併合罪中第一ノ犯罪ヲ重シト爲シ法律ノ適用  
ヲ爲シタル場合ニ於テ第二審裁判所カ第二ノ犯罪ヲ重キモノト認め其  
罪ニ付キ定メタル刑ニ併合罪ノ加重ヲ爲シタルニ拘ハラズ第一審判決  
ヲ取消ササリシハ擬律ノ錯誤ナリトス

○犯人ノ數カ刑法上其責任ニ何等ノ影響ヲ及ホササル事案ニ於テハ第一  
審判決カ被告人ノ行爲ト認めタルモノヲ第二審ニ於テ被告人及ヒ他人  
ノ共同行爲ナリト認定シタレハトテ第一審判決ヲ取消スノ要ナキモノ

四三 一八四二

四四 二二九三

四五 一一〇〇

元 一一九〇

二 二〇〇

二 五六九

二 六六

二 七二九



トス

- 虚偽ニ基ク土地所有權移轉登記手續請求事件ニ對シ第一審ニ於テハ土地ヲ騙取セントシタリト爲シ第二審ニ於テハ右土地代金ノ給付義務ヲ不法ニ免レントシタリト爲スモ共ニ詐欺ノ行爲ニシテ適用法條モ亦同一ナルヲ以テ之カ爲メニ第一審判決ヲ取消スノ瑕疵ト爲スニ足ラス
- 村ノ衛生費ヲ過當ニ加算シ之ニ對スル縣ノ補助交付ヲ受ケタル事案ニ付キ第一審判決ニ於テ右交付金全部ニ付キ詐欺罪構成スト爲シタルニ對シ第二審ニ於テ不正ニ交付ヲ受ケタル部分ニ付テノミ詐欺罪ヲ構成スルモノト認メタルトキハ是レ法律上ノ見解ヲ異ニシタル結果ナルヲ以テ須ク第一審判決ヲ取消シ更ニ相當ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス
- 第一審裁判所カ被告本人ニ公判呼出狀ヲ送達セスシテ爲シタル闕席判決ニ對シ控訴アリタルトキハ控訴裁判所ハ右闕席判決ヲ取消シタル上更ニ相當ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス
- 贓物ノ寄藏及ヒ故買ハ同一條項中ニ規定セラレタル同種ノ犯罪ナルヲ以テ第一審カ寄藏ト爲シタル行爲ヲ第二審ニ於テ故買ト認ムルモ之カ爲メニ第一審判決ヲ取消スノ要ナシ

○(附註)

贓物ニ關スル罪ハ寄藏タルト故買タルトナ間ハ犯罪ニ因リ取得セラレタル物件ナルコトヲ知リ乍ラ之ヲ爲スニ依リテ成立シ孰レモ同一ノ法條ノ下ニ同一ノ刑ヲ適用スヘキ犯罪ナリトス從テ第一審裁判所カ贓物寄藏ト判定シタル所爲ニ對シ第二審裁判所ニ於テ贓物故買ト認定スルモ之カ爲メニ第一審判決ヲ取消スヘキモノト非ス

- 被告人カ一箇ノ詐欺手段ヲ施シタル場合ト雖モ第一審判決ハ之ニ依リ現金竝ニ財産上不法ノ利益ヲ得タルモノトシ第二審判決ハ現金ノミヲ得タルモノト爲シタルトキハ事實認定ノ重要ナル點ニ於テ互ニ一致セサルモノトス從テ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消ササルヘカラス
- 第一審判決書ニ記載セル裁判ノ年月日カ公判始末書所載ノ判決言渡ノ年月日ト相異ナルトキハ同判決書ハ判決作成ノ手續規定ニ違背シタル不法ノモノナルヲ以テ第二審裁判所ハ此點ニ於テ第一審判決ヲ取消ササルヘカラス
- 第二審判決カ第一審判決ノ取消ノ原因數箇ヲ列舉シタル場合ニ其原因トシテ正當ナルモノ一箇アルトキハ縱合他ノ部分ニ正當ヲ缺クモノアルモ其一審判決ヲ取消シタル裁判ハ結局正當ナルヲ以テ破毀ノ原因タルヘキ瑕疵ト爲スニ足ラス
- 犯罪ノ構成要素タルヘキ事實ニ付キ第一二審判決ノ認ムル所同一ニ歸







第二審裁判所ニ於テ第一審判決後ニ於ケル未決勾留ノ日數ヲ本刑ニ算入スヘキモノト判定シタル場合ト雖モ之カ爲メニ第一審判決ニ於テ言渡シタル刑ノ内容ニ毫モ變更ヲ及ボササルハ勿論其他ノ判定ニモ影響ヲ生セサルヲ以テ第一審判決ヲ取消スノ理由ト爲ラス

第一審判決以後ニ生シタル事情ノ爲メニ第二審裁判所カ第一審判決以後ノ未決勾留日數ヲ本刑ニ算入スヘキモノトスルモ唯本刑ノ執行期間カ短縮セラルルニ止マリ之カ爲メニ本刑ノ内容ヲ變更スルノ效力ナシ

○被告ノ連續行爲ノ一部ニ付キ第二審裁判所ハ第一審裁判所ト事實ノ認定ヲ異ニスルモ之カ爲メニ處罰規定及ヒ刑ノ量定ニ變更ヲ生セサルヲ以テ第一審判決ヲ取消スノ理由ト爲スニ足ラサルモノトス

(同主旨)

連續シタル一箇ノ橫領罪ニ於ケル反覆行爲ノ回數ハ罪トナルヘキ事實ニ非サルヲ以テ第一審及ヒ第二審ノ判決間ニ其認定ヲ異ニスル所アルモ之カ爲メ第一審判決ヲ取消スノ理由ト爲ラス

第二審判決カ第一審判決ニ於テ連續犯ナリト認メタル事實ニ對シテ同種ナル犯罪行爲ヲ遂ケタリト認メタル以上ハ縱令行爲ノ箇數又ハ騙取シタル金額及ヒ物件ニ付キ其認定ヲ異ニスルモ右犯罪ノ成否ニ何等ノ影響ヲ及ボササルモノナルヲ以テ第一審判決ヲ取消ササルハ相當ナリトス

第二審判決カ第一審判決ニ於テ連續犯ナリト認メタル事實ニ對シテ同種ノ犯罪行爲ヲ爲シタリト認メタル以上ハ縱令行爲ノ箇數被審者ノ員數等ニ付キ其認定ヲ異ニスルモ犯罪ノ成立ニ何等ノ影響ヲ及ボササルヲ以テ第一審判決ヲ取消スノ理由ト爲ラス

第二審判決カ第一審判決ニ於テ數箇ノ行爲カ連續犯トシテ一罪ヲ構成スル事實ヲ認メタルニ對シテ同シク數箇ノ行爲カ連續犯タル事實ヲ認メタル以上ハ縱令其連續犯ヲ組成スル行爲ノ箇數ニ付キ認定ヲ異ニスルモ第一審判決ヲ取消スノ要ナキモノトス

同一意思ノ發動ニ因ル同一罪名ニ觸ルル數箇ノ行爲ハ連續犯トシテ一罪ヲ構成スルモノナレハ右行爲ノ箇數ニ關スル認定ノ異動ハ連續犯ノ成立ニ消長ヲ來ササル限り犯罪事實自體ノ認定ヲ異ニスルモノト謂フヲ得ス

○第一審裁判所ニ於テ連續犯ト爲シタル事實ニ付キ控訴裁判所カ單純一罪ノ成立ヲ認メタリトスルモ一罪トシテ處斷スル點ニ於テ同一ニ歸スルヲ以テ第一審判決ヲ取消ササルモ不法ニ非ス

○徵兵ノ齡者カ視力ニ故障アル旨詐稱スルモ假性近視ナル疾病ヲ作爲スルモ苟モ兵役ヲ免ルルノ目的ニ出テタル以上ハ等シク徵兵令第三十一條ノ犯罪ヲ構成シ同一ノ刑ニ處スヘキモノナレハ第一審判決カ檢査ノ劈頭ニ明視シ得タル視標ヲ明視シ得スト詐稱セリト認定シタル行爲ヲ第二審裁判所ニ於テ事實ノ觀察ヲ異ニシ假性近視ナル疾病ヲ作爲シタルモノナリト認定スルモ第一審判決ヲ取消スノ要ナキモノトス

○縱令第一審ノ證據調手續ニ關シ違法アリトスルモ第二審ニ於テ第一審判決ヲ取消スノ理由ト爲ラサルモノトス

(同主旨)

四 一三五

四 一四九

六 七六

六 二四一

七 八九

四五 一〇〇

二 一四五〇

六 七三七

四 八九〇

四 一七四二



第一審ニ於テ證據調ノ申請ニ付キ決定ヲ爲ササルノ違法アルモ第二審ニ於テ其第一審判決ヲ取消スヘキモノニ非ス

(參照)

原判文ニ第一審判決ハ相當ニシテ本案控訴ハ其理由ナシト説明シタルニモ拘ハラズ控訴ナ理由ノリトスルトキニ適用スヘキ刑事訴訟法第二百六十一條一項ヲ適用シ棄却ノ言渡ヲ爲シタルハ法律ニ違背シタル不法ノ裁判ナリ

私印私書偽造罪ハ行使ニ依リテ成立ス其結局ノ目的ヲ明ニスルト否トハ判決ノ適否ニ關係ナシ從テ其明示ナキナ理由トシテ一審判決ヲ取消スノ必要ヲ見ス

詐欺取財事件ニ付キ騙取金額ノ寡ハ犯情ノ輕重ニ影響アリ

數罪俱發一ノ重キニ從テ處分シタル第一審判決ノ一部ノ控訴ヲ受理審判スルニ當リ第一審判決ヲ刑法第一二條ヲ適用セサルヲ不法トシテ其判決ヲ取消シタル第二審判決ハ不法ナリ

第一審判決ノ時ハ餘罪ト云フヘカラサルモ第二審判決ノ時ニ至リテハ餘罪ト云フヘキ場合ニ在テハ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消シ更ニ刑法第二百二條ヲ適用シテ處斷スヘキモノトス

同一ノ被告ハ二對スル二箇ノ犯罪ヲ第一審ニ於テ各別ニ判決シ第二審ニ於テ之ヲ同時ニ判決スヘキトキハ第一審判決自體ノ當否ニ關セス常ニ之ヲ取消シ刑法第二百二條ヲ適用シテ判決ヲ爲スヘキヲ以テ此場合ニ於テハ第一審ニ於テ併發ナリシヤ否ハ控訴ノ當否ニ關ルナシ

第一審判決ニ於テ謀殺及ヒ屍屍毀棄ノ二罪ト爲シタル事實ヲ以テ故殺ノ一罪ヲ構成スルモノト認メテ爲シタル第二審判決ハ被告事件全部ニ對スル裁判ナリ從テ第一審判決ノ一部タル屍毀棄ノ點ニ付キ重キテ判決ヲ爲スヘキモノニ非ス

第一審判決ニ於テ證據調取ト認メタル事實ニ對シ財物騙取ト認メタルニ拘ハラズ第一審判決ヲ取消ササル判決ハ不法ナリ

第一審判決ニ於テ文書偽造罪ト詐欺取財罪ト比較シ詐欺取財ノ點ヲ重シトシタルニ對シ第二審判決ニ於テ之ヲ變更シ文書偽造ノ點ヲ重シトシタルニ拘ハラズ一審判決ノ取消ヲ爲ササルハ不法ナリ

第一審判決方刑ノ併科ヲ規定シタル法條(森林法第五十一條)ヲ適用セサル不適法ヲ認メ第二審判決ニ於テ之ヲ適用シタルニ拘ハラズ第一審判決ヲ取消ササルハ不法ナリ

前科有期徒刑十二年ナルヲ十五年ト判示スルモ此誤認ハ刑ノ適用ニ何等ノ影響ヲ及ボサズ

第一審裁判所ニ於テ兇徒嘯集ノ首魁ヲ教唆者ト判定シタルハ其當ヲ得タルモノニ非スト雖モ教唆者ト云ヒ首魁ト云ヒ共ニ刑法第三百三十七條前段ノ適用ヲ受クヘキモノナルヲ以テ縱令其判定ヲ異ニスルモ法律上何等ノ影響ヲ及ボスコトナシ從テ控訴裁判所ハ其第一審判決ヲ取消スノ要ナキモノトス

入ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取スルト入ヲ恐喝シテ財物ヲ騙取スルトハ其手段方法ヲ同クセサルニ過キスシテ共ニ刑法第三百九十條第一項ノ適用ヲ受クヘキモノトス從テ第一審判決方恐喝取財ト判定シタル所爲ニ對シ第二審ニ於テ詐欺取財ト變更スルモ之方爲メニ第一審判決ヲ取消スノ要ナシ

恐喝取財ヲ爲スニ因リ私文書ヲ偽造行使シタル場合ニ於テ恐喝取財罪ヲ重シトシテ處斷スル

三七	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七
三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九
一三八	一三五	一三七	一五七	二〇	二二	二七	二八	二九	三〇	三一	三二



ト私文書偽造行使罪ヲ重シトシテ處斷スルトハ判決主文ノ刑ノ由テ生スル法律ノ正條ヲ同ク  
セテ從テ控訴裁判所カ此點ニ付キ第一審裁判所ト其判定ヲ異ニスルニ於テハ縱令主文ノ刑期  
罰金額等ニ變更ヲ生セサルモ必スヤ第一審判決ヲ取消シ更ニ相當ノ判決ヲ爲ササルヘカラス  
強姦罪ハ被害者ヨリ告訴スルモ將々親族ヨリ之ヲ告訴スルモ均シク其罪ヲ論スルコトヲ得ヘ  
キモノトス從テ第一審ニ於テハ被害者ノ告訴アリタルモノトシ第二審ニ於テハ親屬ヨリ告訴  
シタルモノト認ムルモ控訴裁判所ハ之カ爲メニ第一審判決ヲ取消スヘキモノニ非ス

【第二百六十二條】

○刑事訴訟法第二百八十七條ハ管轄問題ニ關シ何等ノ文字ヲ示ササルモ  
管轄違ノ判決ヲ爲スヘキ場合ヲ除外シタルモノト認ムヘキ規定ナケレ  
ハ上告裁判所カ第一審裁判所ノ管轄違ナリトスル判決ヲ以テ相當ト認  
ムル場合ニ之ニ對スル第二審判決ヲ破毀スルトキハ同法第二百六十二  
條第一項ニ從ヒ管轄ニ關シ直ニ其判決ヲ爲スヘキモノトス

○第二審裁判所カ第一審裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ第一  
審判決ヲ取消シ刑事訴訟法第二百四十一條ノ手續ヲ經テ自ラ其事件ニ  
付キ第一審裁判所トシテ判決ヲ爲スヘキモノトス

○同一被告人ニ對シ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ甲事件カ地方裁判所ノ管  
轄ニ屬スヘキ乙事件ト同時ニ起訴セラレ刑事訴訟法第二十五條ニ依リ  
地方裁判所併セテ之ヲ管轄スヘキ場合ニ區裁判所カ不當ニ其管轄ヲ認

メタルトキハ乙事件ハ區裁判所ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケ其判決確定シ  
甲事件ニ付テノミ控訴アリタルトキト雖モ控訴ヲ受ケタル地方裁判所  
ハ同法第二百六十二條第二百六十三條ノ規定ニ從ヒ甲事件ニ對スル區  
裁判所ノ判決ヲ取消シ自ラ第一審トシテ判決ヲ爲スヘキモノトス

○刑事訴訟法第二百六十二條ハ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキノ處分法  
ニシテ控訴ヲ理由アリトシテ原判決ヲ取消スノ場合ニ適用スヘキ法條  
ニ非ス

○公訴受理スヘカラサルノ言渡ハ本案ノ判決ナリ從テ第一審裁判所ニ於  
テ其言渡ヲ爲シタルトキハ未タ事實ノ審理ナシト雖モ法律ニ特別ノ規  
定アルニ非サレハ再ヒ同一事件ニ付キ判決ヲ爲サシムヘカラス而シテ  
刑事訴訟法第二百六十二條第二項ハ此場合ニ適用スヘキ法則ニ非ス

【同項】

公訴ヲ受理スヘキモノト判決スルモ其事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヘキモノニ非ス  
第一審裁判所ニ於テ不當ニ公訴ヲ受理テ言渡シタルトキハ第二審裁判所ハ事件ヲ第一審裁判  
所ニ差戻サス自ラ審理判決スヘキモノトス

【反對】

第一審裁判所ニ於テ不當ニ公訴ヲ受理テ言渡シタルトキハ第二審裁判所ハ刑事訴訟法第二百  
六十二條第二項ヲ準用シ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヘキモノトス

三	三	二六	三三	二六	五
七	一〇	一	一〇	二	五
三	一七	五〇	五	七	五

三六

一三四

四〇

六六六

三

六六

三

六六



○刑事訴訟法中第一審裁判所カ不當ニ管轄違フ言渡シタルトキノ外第二審裁判所ニ於テ控訴ニ係ル事件ヲ第一審ニ差戻スヘキ規定アルコトナシ從テ第一審ニシテ判決裁判所ヲ構成セサル違法ノ判決言渡ニ係ル場合ト雖モ第二審裁判所ハ之ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲スヲ以テ足り事件ヲ第一審ニ差戻スヘキモノニ非ス

○第一審裁判所カ管轄權ヲ有セストノ判決ヲ第二審裁判所ニ於テ是認シ控訴ヲ棄却シタル場合ニ上告審ハ第一審裁判所ニ管轄權アリトシ第二審判決ヲ破毀シ事件ヲ第二審裁判所ニ移シタルトキハ第二審裁判所ハ更ニ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヘキモノトス

○第二審裁判所ハ刑事訴訟法第二百六十二條第二項ノ場合ヲ除ク外原判決カ本案ノ事實ニ付キ審判シタルト將タ形式上ノ論點ニ對シテ審判シタルトヲ問ハス控訴ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却スヘク又其理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ自ラ判決ヲ爲ササルヘカラス

(參照)

區裁判所檢察カ地方裁判所ノ事物ノ管轄ニ屬スル事件ヲ同裁判所檢察ノ移付ニ因リ其裁判所ニ起訴シタル場合ニ區裁判所カ本案ノ判決ヲ與ヘタルトキト雖モ控訴審タル地方裁判所ニ於テ裁判所構成法第十六條第三號二ノ前段ノ事由アリトスルトキハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ理由トシテ其判決ヲ取消スヘキモノトス而シテ此場合モ亦刑事訴訟法第二百六十二條第一

項ノ規定ニ該當ス

(第二百六十三條)

○刑事訴訟法第二百六十三條ニ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲スヘシトアルハ原判決ヲ取消スニ止マラス直ニ本案ノ判決ヲ爲スヘシトノ意ニシテ原判決取消ノ判決ト本案ノ判決ト二通ノ判決書ヲ作ルヘシトノ意ニ非ス

○刑事訴訟法第二百六十三條ノ規定ヲ適用スヘキ場合ハ管轄違ノ效力ニ對スル特例ニ屬シ管轄違ナル裁判所ノ審理判決ノ外ハ檢事ノ起訴等總テ其效力ヲ保有セシムルモノトス

○刑事訴訟法第二百六十三條ノ規定ヲ適用スヘキ場合ニ於テハ裁判所ハ管轄違ナリトシテ原判決ヲ取消シ自ラ第一審トシテ審理判決ヲ爲スモノナレハ恰モ管轄違ヲ言渡シ事件ヲ檢事ニ交付シ檢事ヨリ更ニ起訴ヲ爲シタルト同一ニシテ變更スヘキ判決アルコトナシ從テ同法第二百六十五條ノ制限ヲ受クルノ限ニ在ラス

○第二審裁判所カ第一審裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ第一審判決ヲ取消シ刑事訴訟法第二百四十一條ノ手續ヲ經テ自ラ其事件ニ付キ第一審裁判所トシテ判決ヲ爲スヘキモノトス

三七

二二九九

二六

五四

三七

八四

三七

八四

三

六



○地方裁判所カ第二審トシテ受理シタル輕罪事件ニ付キ檢事ノ申立ニ因リ刑事訴訟法第二百六十三條但書ニ基キ同第二百四十一條ノ規定ニ從ヒ重罪トシテ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲シタルトキハ之ト同時ニ全然其事件ノ繫屬ヲ離脱スルモノトス故ニ同裁判所カ其事件ニ付キ控訴事件トシテ第三審ノ判決ヲ爲シタルハ不法ナリ

○同一被告人ニ對シ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ甲事件カ地方裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ乙事件ト同時ニ起訴セラレ刑事訴訟法第二十五條ニ依リ地方裁判所併セテ之ヲ管轄スヘキ場合ニ區裁判所カ不當ニ其管轄ヲ認メタルトキハ乙事件ハ區裁判所ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケ其判決確定シ甲事件ニ付テノミ控訴アリタルトキト雖モ控訴ヲ受ケタル地方裁判所ハ同法第二百六十二條第二百六十三條ノ規定ニ從ヒ甲事件ニ對スル區裁判所ノ判決ヲ取消シ自ラ第一審トシテ判決ヲ爲スヘキモノトス

第二百六十四條

○刑事訴訟法第二百六十四條及ヒ同第二百三十八條ノ場合ニ非スシテ計算ノ如キ場合ニ於テ控訴院カ公判開廷ノ上其公判ヲ止メ受命判事ヲシテ被告及ヒ參考人等ヲ訊問シテ調書ヲ作り報告ヲ爲サシメタルハ違法ノ處分ナリ

三	二五六七
五	五二六

○刑事訴訟法第二百六十四條「控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ云云」ノ規定ハ地方裁判所カ輕罪事件トシテ輕罪ニ關スル手續ニ依リ審理シタル事件ヲ控訴院ニ於テ初メテ重罪ナリトスル場合ニ適用スヘキモノトス從テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ト雖モ既ニ地方裁判所カ重罪事件トシテ重罪ニ關スル手續ヲ履行シ審理シタル場合ニ適用スヘキモノニ非ス

(同主旨)

刑事訴訟法第二百六十四條第一審ニ於テ輕罪トシテ審理シタル事件ヲ第二審ニ於テ重罪ナリトスル場合ニ適用スヘキ規定ナリ從テ第一審ニ於テ輕罪ナリト判決シタルモ重罪事件トシテ審理シタル場合ニ在リテハ第二審ニ於テ同罪ノ手續ヲ履踐スルヲ必要トセス  
刑事訴訟法第二百六十四條第一項後段ノ規定ハ輕罪トシテ起訴ノ手續ヲ爲シ一審ニ於テ輕罪トシテ審理判決シタル事件ニ付キ重罪トシテ控訴又ハ附帶控訴アリタル場合ニ適用スヘキモノニシテ初メヨリ重罪事件トシテ起訴ノ手續ヲ爲シタル事件ニ關シテハ一審ニ於テ輕罪ナリトシテ判決シタル場合ト雖モ適用スヘキ規定ニ非ス

○重罪事件ノ下調ニ關スル受命判事ノ報告ハ必スシモ書面ヲ要セス口頭ヲ以テ之ヲ爲スモ妨ナシト雖モ既ニ報告書ヲ差出シタル以上ハ別ニ口頭ノ報告ヲ爲シタルモノト認ムルヲ得ス

(同主旨)

三七	二八七二
三四	二四二
三五	八
三五	六七



重罪事件下調ノ受命判事ノ報告ハ必スシモ書面ヲ以テスルヲ要セス

○重罪事件ニ付キ第一審裁判所ノ受命判事ノ報告書ニ不完備ノ點アル場合ニ於テ控訴裁判所カ其補止ノ爲メ更ニ受命判事ヲシテ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシメタルハ適法ナリ

○重罪事件ニ付キ第一審裁判所ニ於ケル受命判事ノ報告書中不完備ノ點アル場合ニ控訴裁判所カ一タヒ受命判事ヲ定メテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシメ其報告書ノ存スル以上ハ爾後審理ヲ更新スルモ之カ爲メニ再ヒ右ノ手續ヲ履行スルノ要ナシ

○刑事訴訟法第二百六十四條第一項ハ控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル被告ノ所屬自體ヲ重罪ニ該當スルモノトシ又ハ檢事ヨリ同一旨趣ノ控訴若クハ附帶控訴ヲ爲シタルトキハ減刑ノ原內存スル爲メ事實上輕罪ノ刑ヲ科スヘキ場合ナルト否トニ拘ハラズ常ニ同條ノ手續ヲ履踐セシムルノ法意ナリトス

○委託金費消罪ハ刑法第二百五十三條刑法施行法第二十九條ニ依リ舊刑法ノ重罪ト看做シ之ヲ取扱フヘキモノトス故ニ第一審裁判所カ輕罪トシテ該事件ヲ受理判決シタルトキハ第二審裁判所ハ刑事訴訟法第二百六十四條ニ則リ受命判事ヲシテ其取調及ヒ報告ヲ爲サシメサルヘカラ

三三

二

一五

三元

七二

三元

七二

三元

一三〇九

四二

一八二

四二

一〇一三

四二

一〇九七

四二

一〇九七

四二

一二九七

○控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事實ヲ重罪ナリトシ刑事訴訟法第二百六十四條ニ從ヒ受命判事ヲシテ被告人ヲ訊問セシメタル以上ハ同第二百三十七條第一項ニ依リ重ネテ之ヲ訊問スルコトヲ要セス

○刑事訴訟法中受命判事ニ對シ口頭ヲ以テ報告スヘキコトヲ命シタル規定ナケレハ其報告ハ口頭ヲ以テセサルモ之ヲ不法トスルヲ得ス

○刑事訴訟法第二百六十四條ハ控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ニ關スル手續ヲ履行シ審理判決セル事件ヲ重罪ナリトシテ控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ重罪ニ關スル手續ヲ履行セシムルノ旨趣ナリトス而シテ其犯罪事實自體カ重罪ナルト否ト又地方裁判所カ其判決ニ於テ重罪ニ關スル法條ヲ適用シタルト否ト將タ無罪ヲ言渡シタルトハ問フ所ニ非ス

○控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ公判開廷ノ前後ヲ問ハス受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルヲ以テ足り必スシモ公判開廷ノ上之ヲ命スルノ要ナキモノトス



○刑事訴訟法上控訴裁判所カ重罪事件トシテ下調ヲ爲スヘキモノハ舊刑法ニ於ケル罪質ノ重罪タル被告事件及ヒ刑法施行法第二十九條ニ依リ舊刑法ノ重罪ト看做スヘキ被告事件ニ限ルモノトス

○刑事訴訟法第二百六十四條ニ於ケル重罪及ヒ輕罪ノ區別ハ刑法各本條ノ法定刑ヲ標準トスヘキモノナレハ刑法第六十五條第二項ニ依リ同第二百五十二條ノ法定刑ノ範圍内ニ於テ處斷スヘキ事件ニ對シテハ同條ノ手續ヲ履踐スルノ要ナキモノトス

○刑事訴訟法第二百六十四條第一項ノ場合ニ於テハ控訴院ハ其事件ノ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムヘキコトヲ決定スレハ足り其決定ヲ爲スニ至リタル理由竝ニ受命判事ノ指定ヲ宣言スルノ要ナキモノトス

○刑事訴訟法第二百六十四條第一項ニ基ク受命判事ノ取調ハ之ヲ公判裁判所ニ報告スルヲ以テ足り特ニ其報告ヲ公廷ニ顯出セシムルノ要ナキモノトス

(同法百)

刑事訴訟法第二百六十四條ニ依リ受命判事ノ報告書ハ公判ニ現出セシメサルヘカヲサルモノニ非ス

○詐欺罪ト併合罪ノ關係アル業務横領罪ニ付キ刑事訴訟法第二百六十四條ニ依リ受命判事力證人ヲ訊問スルニ當リ詐欺ノ事實ニ付キ訊問ヲ爲スモ違法ニ非ス

○刑事訴訟法第二百六十四條第一項ニ依リ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムル爲メ一時公判ヲ止メタル場合ニ於テモ其中止後ノ辯論ヲ更新スヘキモノトスル規定ナケレハ控訴院カ公判審理ヲ續行シ更新ノ手續ヲ爲ササルハ不法ニ非ス

(同法百)

刑事訴訟法第二百六十四條ニ依リ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシメタル場合ニ於テモ其事件ノ審理ヲ更新スヘキコトヲ命ジタル規定ナケレハ控訴院カ受命判事ノ報告ヲ受ケタル後其審理ヲ繼續シテ判決ヲ爲スハ不法ニ非ス

○地方裁判所カ輕罪事件トシテ受理審判シタルモノヲ第二審タル甲控訴院ハ其事件重罪ニ該ルモノトシ刑事訴訟法第二百六十四條ノ手續ヲ踐行シテ判決ヲ爲シタルモ該判決カ上告ノ結果破毀セラレ乙控訴院ニ移送アリタル場合ニ於テ乙控訴院之ヲ審理スルニ當リ亦其事件重罪ニ該ルモノト認ムルトキハ必スヤ同法條ノ手續ヲ更新スルコトヲ要ス

○控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判定シタル乙事實ヲ重罪ナリト

四

九二九

五

二〇

四

一六八一

五

八五

四三

二四七

二

二七二

四

四〇七

四

四〇七

三九

二四七



○スルモ該事實ハ重罪事件トシテ審理セル甲事實ト連續ノ一罪ヲ構成スルモノト認メタル以上ハ乙事實ニ付キ更ニ刑事訴訟法第二百六十四條ノ手續ヲ履踐スルノ要ナシ

(參照)

○第二審裁判所ニ於テ第一審裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ檢察カ重罪ナリトシテ控訴ヲ爲シタルトキハ更ニ重罪事件トシテ裁判スヘキ旨ノ決定ヲ爲シ且受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムル等ノ手續ヲ履行セサルヘカラス然ルニ原院カ此等ノ手續ヲ爲サスシニ重罪事件トシテ審判シタルハ違法ナリ

○第二審ニ於テ輕罪トシテ審理シタル事件ヲ第二審ニ於テ重罪トシテ審理スル旨ノ決定ヲ爲シタルニ拘ハラズ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシメサルハ不法ナリ  
○刑事訴訟法第二百六十四條第一項ノ規定ニ依リ受命判事ヲ指定スルハ重罪事件トシテ裁判スヘキ旨ノ決定ト同時ナルコトヲ要セザレハ該決定ヲ與ヘタル後受命判事ヲ指定シテ事件ノ取調及ヒ報告ヲ爲サシムルモ違法ニ非ス

○第一審裁判所カ重罪トシテ審理ヲ遂ケタル事件ニ付テハ縱令檢事ヨリ重罪事件トシテ附帶控訴アルモ控訴裁判所ハ更ニ重罪事件トシテ取調ヲ旨ノ決定ヲ爲スノ要ナシ  
○裁判所ニ於テ一タヒ刑事訴訟法第二百六十四條ノ決定ヲ爲シタル以上ハ爾後審理ヲ更新スルモ重罪トシテ其決定ヲ爲スノ必要ナキモノトス

〔第二百六十五條〕

○被告人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スヲ許サス

爲スヲ許サス

○第二審裁判所ハ第一審判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ得サルニ止マリ事實ノ認定ヲ爲スハ且自由ニ任ス

○第二審ニ於テ第一審判決ノ認メサル前科ヲ認ムルハ不利益ノ變更ニ非ス

○刑事訴訟法第二百六十五條ニ所謂原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サストノ法則ハ判決主文ノ刑ヲ重キニ變更スルコトヲ許ササルノ旨趣ナリ從テ第一審ニ於テ一罪ト認メタル事件ヲ第二審ニ於テ數罪ト認定スルコトアルモ判決主文ノ刑ヲ重ク變更セサル以上ハ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノト謂フヲ得ス

○控訴審ニ於テ新ナル一罪ヲ認メタルモ刑ヲ加重セザリシトキハ刑事訴訟法(第二百六十五條)ニ所謂原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲シタルモノニ非ス

○沒收ノ理由ノ説明ニ失當ノ點アリトスルモ第一審判決ニ於テ沒收ヲ言渡ササルニ因リ刑事訴訟法第二百六十五條ニ則リ第二審判決ニ於テモ亦沒收ノ言渡ヲ爲サザリシ場合ハ結局沒收ノ刑ナキヲ以テ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

二八	二	二二二
二九	三	三三
三〇	二	一一一
三一	九	七〇
三二	二	四九
三五	五	七四

二六	一	一六三
二七	一	一四
二八	一	一四
二九	七	七二
三〇	七	七二
三一	七	七二
三二	七	七二
三五	七	七四



○一審判決ニ於テ認メタル六箇ノ犯罪行為ヲ二審判決ニ於テハ十二箇ノ犯罪行為ナリト認定スルモ其事實ニシテ公訴事實ノ範圍内ナルトキハ之ヲ以テ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シ若クハ原判決ヲ被告ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

三五

六

六

○第一審裁判所カ相被告四名ヲシテ負擔セシムヘキ公訴費用ヲ三名ノ連帶負擔ト爲シタルハ不當ナリト雖モ第二審裁判所ハ被告ノミノ控訴ニ係ル場合ニ於テハ第一審判決ヲ被告ノ不利益ニ變更スルヲ得サルカ故ニ之カ更正ヲ爲ササルハ相當ナリ而シテ公訴費用ハ元來相被告各自ニ於テ其全部ヲ負擔スヘキモノナルヲ以テ第二審裁判所カ第一審判決ノ如ク被告ノ中一名ヲ除キ他ノ三名ニ連帶負擔ヲ命シタレハトテ被告等ノ不利益ナリト云フヲ得ス

三六

一九二

○第一審判決ヲ變更シタル結果被告人ニ未必ノ不利益ヲ生スヘキトキハ刑事訴訟法第二百六十五條ノ不利益變更ニ非ス

三七

四六

○控訴審ノ確定判決カ再審ノ訴ニ因リ破毀セラレタル場合ニ其事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ該確定判決ノ科刑ノ範圍内ニ於テ判決ヲ爲シ得ヘク毫モ第一審判決ノ科刑如何ヲ顧ミルノ要ナシ

三七

四七〇

管轄違ナリトシテ原判決ヲ取消シ自ラ第一審トシテ審理判決ヲ爲スモノナレハ恰モ管轄違ヲ言渡シ事件ヲ檢事ニ交付シ檢事ヨリ更ニ起訴ヲ爲シタルト同一ニシテ變更スヘキ判決アルコトナシ從テ同法第二百六十五條ノ制限ヲ受クルノ限ニ在ラス

三七

八四八

○連帶義務者ハ各自其義務ノ全部ヲ負擔スヘキモノナレハ縱令控訴判決ニ因リ求償額ノ割合ニ變更ヲ來スコトアルモ之ヲ以テ原判決ヲ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

三八

八六六

(友對)

第一審判決ニ於テ公訴裁判費用ノ全部ヲ被告三名ニテ連帶負擔スヘキコトヲ言渡シタルニ之ヲ變更シテ其一部ヲ被告二名ニテ連帶負擔スヘキ旨ヲ言渡シタル判決ハ原判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノトス

三三

三

二六

○第一審裁判所カ意思繼續ノ一罪トシテ處罰シタル事實ヲ第二審裁判所ニ於テ二箇獨立ノ犯罪ナリト判斷シ罰金ヲ併科シタル場合ト雖モ其併科セル罰金ノ總額ニシテ第一審判決ノ罰金額ヲ超過セサル以上ハ該判決ヲ被告ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

四〇

一三四五

○被告人ノミ控訴ヲ申立テタル場合ニ於テ控訴裁判所カ或押收品ヲ被告人ニ還付シタル第一審判決ヲ取消シ之ヲ被害者ニ還付スヘキ旨ヲ言渡



シタルハ不法ナリ

○公訴費用ノ連帶負擔ハ連帶者各自ニ於テ其費用全部ヲ負擔スヘキモノナレハ縱令共犯者四名ニ於テ負擔スヘキモノヲ他ニ一名ヲ加ヘ五名ニ連帶負擔セシムルモ各犯人ノ負擔ニ關シ何等ノ損益ナキヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

○第二審裁判所カ第一審判決ノ刑ヨリ輕キ主刑ヲ言渡スニ於テハ縱シヤ新ニ追徴ノ言渡ヲ爲スモ之ヲ以テ原判決ヲ被告ノ不利益ニ變更シタルモノト言フヲ得ス

(同主旨)

控訴裁判所カ第一審判決ニ於テ附加セザリシ押收品ノ沒收ヲ言渡スモ其主刑ニシテ第一審判決ヨリ輕キトキハ原判決ヲ被告ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

○刑事訴訟法第二百六十五條第一項ニ所謂原判決トハ上告裁判所カ第二審判決ヲ破毀シ事件ヲ他ノ控訴裁判所ニ移送シタル場合ニ於テモ第一審判決ノミヲ指稱シ既ニ破毀セラレタル第二審判決ハ之ニ包含セ

(同主旨)

刑事訴訟法第二百六十五條第一項ニ所謂原判決ヲ變更シテ被告ノ不利益ト爲スコトヲ許サストハ原判決トハ第二審ノ場合ニ於テハ即チ第一審判決ヲ指稱スモノナレハ大審院ニ於テ控訴裁判所ノ判決ヲ破毀シ其事件ヲ乙控訴院ニ移シタル場合ノ如キハ甲控訴院ノ判決ハ原判決ナル法文中ニ包含スヘキモノニ非ス

○第一審判決ヲ被告ノ不利益ニ變更スルコトヲ許ササルノ旨趣ニシテ上告裁判所ヨリ移送テ受ケタル控訴裁判所カ上告裁判所ノ破毀シタル第二審判決ヲ被告ノ不利益ニ變更スルヲ禁シタルモノニ非ス

刑事訴訟法第二百六十五條ニ所謂原判決トハ上告裁判所カ第二審判決ヲ破毀シ事件ヲ他ニ移シタル場合ト雖モ不服ヲ申立テラレタル第一審判決ノミヲ指稱シ既ニ破毀セラレタル第二審判決ハ之ニ包含セス

○第一審裁判所カ公訴裁判費用ヲ被告ニ負擔セシメザリシ場合ニ控訴裁判所カ同審ニ於テ生シタル裁判費用ノ負擔ヲ命スルモ之ヲ以テ原判決ヲ被告ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

○第一審裁判所ニ於テ同一ノ被告人ニ對スル併合罪ヲ別異ノ日時ニ審判シ各別ニ刑ヲ科シタル二箇ノ事件ニ付キ第二審裁判所カ之ヲ併合審理シ一ノ刑ヲ言渡シタル場合ニ右ノ刑ニシテ一審判決カ科シタル二箇ノ刑ヲ合算セシモノノ範圍ニ於テ法定ノ制限ヲ超過セサル以上ハ縱令其各箇ノ刑ヨリ重シトスルモ之ヲ以テ原判決ヲ被告ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

四二

三五

四二

八二二

四二

一一三〇

四〇

六九三

四二

一一八七

二九

二六

三三

八九

四〇

七八九

四三

四二二

四三

一三四一



(同前旨)

第一審ニ於テ被告ニ二箇ノ犯罪行為アリトシ其各所爲ニ對シ罰金二十圓ヲ言渡シタル場合ニ第二審カ之ヲ變更シテ單一ノ犯罪行為ナリトシ罰金三十圓ヲ言渡スモ刑事訴訟法第二百六十五條ノ不利益變更ニ非ス

三七

九三五

○併合罪ニ付キ第一審判決ニ於テ證據十分ナラスト判示シタルモ其主文中ニ無罪ヲ言渡ササリシ所爲ハ他ノ犯罪行為ト共ニ被告人ノ控訴ニ因リテ第二審ニ繫屬シ其判斷ヲ受クヘキモノトス故ニ第二審裁判所カ右ノ所爲ニ付キ審理シ之ヲ有罪ト認ムルモ原判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

四三

一四一〇

○未決勾留日數ヲ本刑ニ算入スル場合ニ於テハ本刑ノ長短ニ關係ナク之ヨリ其算入日數ヲ控除シタルモノヲ標準トシテ刑ノ輕重ヲ比照セサルヘカラス

四三

一六七

○第一審判決カ押收物ヲ所有者ニ還付スト言渡シタルニ反シ第二審判決ハ之ヲ差出人ニ還付スト判定スルモ所有權者タル被告ハ其權利ニ基キ差出人ニ對シテ該物件ノ返還ヲ請求シ得ヘク何等損失ヲ蒙ル虞ナケレハ之ヲ以テ第一審判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得

四三

一九九三

○被告人ノミ控訴ヲ爲シタル場合ニ於テ二審判決言渡ノ當時一審判決カ本刑ニ通算シタル前發罪ノ刑ニシテ既ニ執行猶豫ノ期間ヲ了シ其言渡無効ニ歸シタル以上ハ縱令一審判決ノ言渡シタル本刑ノミヲ科シ其前發罪ノ刑ヲ除去スルモ之ヲ以テ前判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

四三

二〇四九

○第一審裁判所カ未決勾留ノ日數ヲ誤算シタル場合ト雖モ其現ニ本刑ニ算入シテ宣告シタル日數中ヨリ誤算ニ係ルモノヲ控除シ其殘餘ノミヲ算入シタル第二審判決ハ刑事訴訟法第二百六十五條ニ所謂原判決ヲ變更シテ被告ノ不利益ト爲シタルモノニ外ナラス

四三

五九

○被告人ノミノ控訴ニ因リ第一審ノ懲役四年ノ判決及ヒ懲役二年ノ判決ヲ取消シ更ニ被告ヲ懲役六年ニ處シタル判決ハ第一審判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタル不法アルモノトス

二

二六

○刑事訴訟法第二百六十五條ニ所謂「原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス」トハ判決主文ニ於ケル科刑裁判費用ノ言渡等ヲ被告人ノ不利益ニ變更スルコトヲ得ストノ旨趣ニ外ナラス故ニ第二審ニ於テ詐欺ノ點ヲ無罪トシ乍ラ横領罪ニ對スル刑ノ範圍内ニ於テ第一審判決ト同一ノ刑ヲ科シタルハ違法ニ非ス

二

七







ハ其刑ノ量定ニ付キ檢事ノ意見ニ羈束セラルルモノニ非ス

(同(三))

檢事ノ控訴ニシテ特ニ被告人ノ利益ノ爲メ爲シタルモノニ非サルトキハ控訴裁判所ハ第一審判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シ得ルハ勿論其利益ニモ亦之ヲ變更シ得ルモノトス

○檢事ノ上訴ハ其申立書ニ別段ノ記載ナキトキハ一應被告人ノ不利益ニ爲シタルモノト解スヘキハ刑事訴訟法第二百四十二條及ヒ其他檢事ニ關スル規定ノ旨趣ニ於テ當然ナリトス

(同(三))

檢事ノ控訴申立書ニ何等ノ制限ナク單ニ控訴スル旨ヲ申立テタルトキハ被告人ニ不利益ナル控訴ト解スルヲ當然トス從テ第一審判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更スルモ違法ニ非ス

(參照)

原裁判ヲ取消更正スルトキハ刑期計算上被告人ニ利益アルヘキ場合ト雖モ現ニ言渡スヘキ刑原裁判ノ科シタル刑ヨリ重カルヘキトキハ刑事訴訟法第二百六十五條ニ所謂被告人ニ不利益ナル場合ナリ

原院方大審院ノ移送ニ係ル確定判決ニ拘ハラズ原判決ヲ變更シ詐欺取財ノ所爲ニ刑ヲ科シタルハ刑事訴訟法第二百六十五條ニ違背シタル不法ノ判決ナリト被告論告スレトモ曩キノ大審院判決ハ詐欺取財未遂ノ點ヲ無罪ナリト判定セシニ非ス原院方其判決ノ理由ニ於テ無罪ナリト說明シタルモ判決本文ニ之ヲ判示セザル點ニ付キ言渡テ爲サザリシト不法トシタルモノナリ

判決ノ全部ヲ破毀シタルモノナレハ原院ハ第一審判決ノ當否ヲ審判スヘキモノニシテ全部破毀セラレタル前控訴院ノ判決ニ羈束セラルルモノニ非ス  
原院ニ於テ第一審裁判所カ被告ノ所爲ヲ證據取罪ト爲シタルヲ不當ナリト認メ之ヲ私書偽造罪ナリト爲スモ其刑第一審ト同一ナル上ハ毫モ被告ノ不利益ト爲ルコトナキヲ以テ第一審判決ヲ變更シテ私書偽造罪ト爲シ處斷スヘキヲ當然トス然ルニ原院方之ヲ刑事訴訟法第二百六十五條第一項ニ依リ被告人ノ不利益ニ變更セシテ刑法第三百九十四條ニ依リ處斷シ云ト判決シタルハ法則ヲ不當ニ適用シタルモノナリ

第一審裁判所カ被告人ノ罪ヲ一箇ノ罪ト爲シタルトキ被告人ノミ爲シタル控訴ニ對シ第二審裁判所ハ之ヲ二箇ノ罪ト爲シ刑法第百條ヲ適用シテ處斷シタルハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲シタルモノニシテ刑事訴訟法第二百六十五條ノ法則ヲ適用セサル違法ノ裁判ナリ  
第一審判決ハ被告ヲ謀殺罪ニ問擬シ第二審判決ハ強盜殺人罪ヲ以テ處斷シタルモ本件ハ被告ノ控訴ナルニ原院方第一審判決ニ認メサル強盜罪ノ事實ヲ附加シ以テ第一審判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタルハ違法ナリト論告スレトモ原判決ハ第一審判決ト事實ノ認定ヲ異ニシタルノミニテ新ニ事實ヲ増加シタルニ非ス而シテ其科シタル刑ハ彼此同一ナルヲ以テ原判決ハ第一審判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノト謂フヘカラス故ニ上告論旨ハ其理由ナシ  
第一審ニ於テ監視六月ニ處シタルヲ變更シ第二審ニ於テ監視七月ニ處シタルハ被告人ニ不利益ナル變更ヲ爲シタル判決ナリトス

第一審ニ於テ一罪トシテ處斷シタル所爲ヲ數罪ト爲シ數罪俱發例ヲ適用シ重キニ從テ處斷シタルハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲シタルモノトス  
委任狀偽造行使ノ所爲ハ刑法第二百十條第一項ニ依リ處斷スヘク其第二項ニ依リ處斷スヘキ

四二

四七七

三七

四

四

二二七

四三

一八七五

二四

一 二〇七

二七

四四二

二七

五〇四

二六

四七

二六

二二二

二八

一五六

二九

三 三



モノニ非ス然レトモ被告人ノミノ控訴ヲ裁判スルニ當リ第二審判決ノ適用シタル第二項ヲ更正シ第一項ヲ適用シテ處罰シタル裁判ハ被告人ノミノ控訴ニ對シ利益ノ變更ヲ爲シタル不法アリ

第二審ニ於テ第一審カ制裁ノ基本ト爲シタル犯情重キ所爲ヲ無罪ト爲シ犯情輕キ所爲ニ對シ重キ犯情ニ科シタル同一ノ刑ヲ科スルモ之ヲ以テ利益ノ變更ト云フヲ得ス

第二審裁判所ニ於テ第一審裁判所カ重シト認メタルモノヲ無罪トシ同一ノ刑ヲ殘餘ノ罪ニ科スルモ不利益ノ變更ニ非ス

附加刑ノ罰金ト監視トハ之ヲ比較シテ其輕重ヲ定ムヘキ標準ナシ從テ重禁錮竝ニ附加罰金ヲ言渡シタル第一審判決ヲ變更シテ重禁錮竝ニ附加監視ノ刑ニ處スルモ之ヲ以テ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

重懲役十二年ニ處スト言渡シタル第一審判決ヲ取消シ更ニ有期徒刑十二年ニ處スト言渡シタル裁判ハ刑期ニ差異ナシト雖モ一審判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ニ歸シタルモノトス

刑ノ輕重ハ主刑ヲ以テ標準トス從テ第一審判決ニ於テ附加セザリシ罰金ヲ附加スルモ主刑ニシテ第一審判決ヨリ輕キトキハ第一審判決ヲ被告人ノ不利益ニ變更シタルモノニ非ス

第一審判決ニ對シ被告及ヒ檢事ヨリ各控訴ヲ爲シタル場合ニ於テ第二審裁判所カ檢事ノ控訴ニ基キ第一審判決ヲ取消シ更ニ其控訴申立ノ旨趣ニ從ヒ擬律ヲ爲シ而モ檢事ノ主張ニ係ル被告ノ所爲中其一ヲ重シトシテ刑ヲ科スヘキトキハ縱令第一審判決ヨリ重キ刑ヲ言渡スモ刑事訴訟法第二百六十五條ノ不利益變更ニ非ス

沒收ハ其目的物ノ種類如何ニ拘ハラズ被告ニ對スル刑罰トシテ之ヲ宣告スヘキモノナレハ第一審裁判所カ處罰物ノ沒收ト爲サザル場合ニ第二審裁判所ニ於テ之ヲ宣告シタルトキハ原則

決テ被告ノ不利益ニ變更セラルモノトス  
沒收ハ一ノ附加刑ナルカ故ニ綜合法律ニ於テ禁制シタル物件タリト雖モ第一審判決ニ於テ沒收セザリシモノヲ第二審判決ニ於テ沒收スルハ刑ヲ重キニ變更スルモノトス

第一審判決ニ對シ被告人ノミ控訴ヲ申立テタル場合ニ於テ控訴裁判所カ原判決中免訴ノ言渡アリタル公訴事實ニ付キ更ニ審理ヲ遂ケ有罪ノ判決ヲ爲シ他ノ犯罪事實ト共ニ舊刑法第百條ニ依リ數罪俱發トシテ處斷シタルハ不法ナリ

第二百六十六條

第一審辯護人ノ控訴ニ基キ開廷シタル第二審ニ於テ被告人ノ出頭セサルトキハ其判決ハ闕席判決ナリ

○控訴裁判所ニ於テ控訴申立人出頭セサルトキハ直ニ闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却スヘキモノトス而シテ事實ノ審理ハ勿論公訴消滅ノ關係ノ如キモ一切之ヲ審理スヘキモノニ非ス

○控訴申立人タル被告カ公判期日ニ出廷セサルニ因リ控訴棄却ノ判決ヲ爲スヘキ場合ニ在リテハ事實ニ關スル證據調ヲ爲スヘキモノニ非サレハ被告ニ於テ證據調ノ申請ヲ爲スノ權ナキハ勿論縱令既ニ其申請ヲ爲シ且裁判所カ一旦之ヲ採用スル旨ノ決定ヲ與ヘタルトキト雖モ該申請及ヒ決定ハ被告ノ闕席ノ爲メ全然其效力ヲ喪失スルモノトス

○出席シタル控訴人ハ相手方カ闕席シタルト否トニ拘ハラズ常ニ對席判

決テ被告ノ不利益ニ變更セラルモノトス  
沒收ハ一ノ附加刑ナルカ故ニ綜合法律ニ於テ禁制シタル物件タリト雖モ第一審判決ニ於テ沒收セザリシモノヲ第二審判決ニ於テ沒收スルハ刑ヲ重キニ變更スルモノトス

第一審判決ニ對シ被告人ノミ控訴ヲ申立テタル場合ニ於テ控訴裁判所カ原判決中免訴ノ言渡アリタル公訴事實ニ付キ更ニ審理ヲ遂ケ有罪ノ判決ヲ爲シ他ノ犯罪事實ト共ニ舊刑法第百條ニ依リ數罪俱發トシテ處斷シタルハ不法ナリ

三九	七五三
四一	六三六
四三	六九
三六	四六
三二	二八
三三	二六
三〇	七五
二九	六
三四	八
三四	九
三二	八三
三四	四四

三九	七五三
四一	六三六
四三	六九
三六	四六
三二	二八
三三	二六
三〇	七五
二九	六
三四	八
三四	九
三二	八三
三四	四四



決ヲ受クヘキモノトス

○刑事訴訟法第二百六十六條後段ノ規定ハ被控訴人出頭セサルトキハ其  
闕席ノ儘控訴人ノ事實及ヒ法律ニ關スル意見ヲ聽取シ且被控訴人カ爲  
シタル主張ノ當否ニ付キ審理ヲ遂ケ相當ノ裁判ヲ爲スヘシトノ旨趣ニ  
シテ被控訴人出頭セサルトキハ之ニ對シテ敗訴ノ言渡ヲ爲スヘシトノ  
法意ニ非ス

○刑事訴訟法第二百六十六條ニ申立人ノ意見ヲ聽キ云トアルハ控訴申  
立人ノ請求スル所即チ事實上及ヒ法律上ノ意見ヲ聽キ闕席判決ヲ爲ス  
ヘシトノ義ニシテ第一審ニ於ケルカ如ク民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ闕席  
判決ノ申立アルヲ待テ其判決ヲ爲スヘシトノ意ニ非ス

(同主旨)

刑事訴訟法第二百六十六條ニ所謂申立人ノ意見ヲ聽キトハ申立人カ請求スル所即チ事實上及  
ヒ法律上ノ意見ヲ聽クヘシトノ意義ナリトス

○控訴審 於テ控訴ノ相手方闕席シタルトキハ刑事訴訟法第二百六十六  
條ヲ適用スヘキハ勿論公訴附帶ノ私訴ニ付テハ職權審理ノ原則ニ抵觸  
セサル範圍ニ於テ同法第二百二十六條第二項ノ旨趣ニ則リ闕席判決ヲ  
爲スニハ民事訴訟法ノ規定ニ從フヘキモノトス

○控訴裁判所ニ於テ檢事ノ控訴ヲ棄却シ被告ニ無罪ヲ言渡シタル第一審  
判決ヲ維持スル場合ニ於テハ縱令被告カ審問期日ニ出頭セサルモ闕席  
判決ヲ爲スヘキモノニ非ス

○判決ノ闕席判決ナルヤ否ヤハ判決自體ニ依リ之ヲ定ムヘキモノニシテ  
刑事訴訟法第二百六十六條ニ依リ爲シタル闕席判決ナル以上之ニ對シ  
法定期間内故障ヲ申立ツルコトヲ得ルハ當然ナリ

### 第三章 上告

○上告裁判所ハ記錄以外ノ書類ニ付キ取調ヲ爲スヘキモノニ非ス從テ新  
ニ上告裁判所ニ提出シタル書類ニ付キ審査スルヲ得ス

○控訴院カ二箇ノ別異ナル判決ヲ以テ第一審判決ヲ取消シ更ニ被告ニ對  
シテ刑ヲ言渡シタルトキハ其取消ノ判決ハ本案判決ノ前提ニシテ之ト  
分離スヘカフサル關係ヲ有ス從テ被告カ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テノ  
ミ上告ノ申立ヲ爲スモ之カ爲メニ取消ノ判決ニ對シテ不服ノ申立ナキ  
モノト云フヲ得ス

○權利關係ノ合一ニノミ確定スヘキ私訴事件ニ於テ共同訴訟人ノ一名ニ  
中斷ノ原因ヲ生シタルトキハ其事件全體ニ付キ訴訟手續ヲ中斷スルモ

三元

六三三

三元

一〇三二

四元

五五六

三元

一〇

四元

一七八八

七元

一〇三三

三元

九

三元

一七〇



○權利關係ノ合一ニノミ確定スヘキ私訴事件ニ於テ共同訴訟人ノ一部ノミニ對シ上告ヲ申立ツルハ不適法ナリ

三六

一三〇三

○上告審ハ第二審ノ公廷ニ顯出セサル證據ニ據リ其公判手續若クハ採證方法ノ當否等ヲ判斷スルノ權能ナケレハ同審ニ至リ始メテ提出セラレタル證據ニ付テハ其内容ノ如何ニ拘ハラズ之ヲ調査スルコトヲ得サルモノトス故ニ該證據ニ依據シテ第二審判決ノ當否ヲ論争スルハ違法ナリ

四二

四三二

○親告罪ニ付キ上告裁判所ノ判決言渡前告訴人カ告訴ヲ取下ケタルトキハ上告ノ適法ニ成立セサリシ場合ト雖モ被告人ニ對シ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

四二

六八一

○被告人カ上告ヲ取下ケタル場合ト雖モ相手方ノ上告ハ一タヒ適法ニ成立シタル以上ハ依然トシテ有效ニ存續スルモノトス

四三

一一三〇

○控訴審カ犯罪事實ノ一部ニ對シ無罪ヲ言渡シ其他ノ部分ニ付キ有罪ノ判決ヲ爲シタル場合ニ於テ檢事ノ上告カ其申立ヲ判決ノ執行ノ部分トモ限局セサルトキト雖モ上告趣意書カ有罪ノ判決ニ對スルモノニシテ無罪ノ判決ニ及ハサルトキハ上告ハ有罪判決ニ限リタルモノト認ムル

ヲ相當トス

○姦通事件ニ付キ上告ヲ爲シタル後告訴人ノ告訴取下アリタル場合ト雖モ右の上告カ上告期間經過後ノ申立ニ係ルトキハ裁判所ハ上告棄却ノ判決ヲ爲スヘキモノニシテ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノニ非ス

四五

一〇〇九

○受刑人ニ前科ナキニ拘ハラズ之アリト誤認シタル結果累犯處分ヲ爲シタリトスルモ畢竟事實認定ノ錯誤ニ基因スルモノニシテ斯ル錯誤ニ付テハ刑事訴訟法ハ上告又ハ非常上告ヲ許ササルモノトス

二

二七〇

○受訴裁判所カ管轄權ヲ有スルヤ否ヤハ上告審カ職權ヲ以テ調査スヘキ問題ニシテ之カ前提タル事實關係モ亦起訴狀其他一件記録ニ基キ職權ヲ以テ之ヲ確定スルコトヲ要シ其確定ニ付キ特ニ事實裁判所ノ判斷ヲ待ツノ必要ナク又其判斷ニ依リテ羈束セラレルモノニ非ス

三

五五六

○上告審ニ於テハ第一審及ヒ第二審ニ於テ集取セラレタル證據ニ依リ各般ノ訴訟行為ノ當否ヲ判斷スヘキモノナレハ宣誓シタル證人ハ其訊問當時刑ノ執行猶豫中ナリシコトカ上告審ニ於テ明白ナルニ至リタリトスルモ前叙證據ニ依リテ之ヲ確認スルコトヲ得サル以上ハ證言トシテ效力ヲ保有セシメサルヘカラス

三

九二〇

(民)

○公訴ニ附帶シテ提起シタル私訴ハ刑事訴訟法第二百九十條後段ノ規定

五

一五九五



○ニ依リ上告裁判所カ他ノ裁判所ノ民事部ニ移シタル場合ノ外ハ公訴ノ完結シタルト否トヲ問ハス刑事裁判所ニ於テ裁判スルヲ當然トス從テ公訴判決ノ確定後ト雖モ刑事裁判所ノ爲シタル私訴判決ニ對スル上告ハ之ヲ刑事裁判所ニ提起スヘキモノトス

(同三三)

(民)

○刑事附帶ノ私訴ハ刑事裁判所ニ上告スルモノトス  
被害者カ公訴ニ附帶シテ私訴ヲ刑事裁判所ニ提起シ該裁判所ノ判決ヲ受ケタル以上ハ其判決ニ對スル上訴ハ刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ之ヲ上級裁判所ノ刑事部ニ提起セサルヘカラス而シテ公訴判決ニ對シ上訴アルト否トハ固ヨリ問フ所ニ非ス

○公訴判決破毀ノ理由ト爲リタル事項ハ私訴上告人ニ對スル私訴判決ノ基礎ト爲ラサレハ之ニ對スル私訴判決ニ何等ノ影響ヲ及ホササルモノトス

○控訴審ニ於ケル私訴代理人ハ其資格ニ於テ當然被告ニ代リテ私訴上告ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

○被告ノ控訴及ヒ檢事ノ附帶控訴ニ付キ其目的タル犯罪事件ヲ審理シ右雙方ノ控訴ハ其ニ其理由ナシトシテ棄却シタル判決ニ對シ被告ノミ上告ヲ爲シ檢事ハ上告ヲ爲サスト雖モ犯罪事件ニ對スル判決ハ一箇ニシテ本案分割シ得ヘキモノニ非ズ

ハ既ニ確定シタリト論スルヲ得サルモノトス

(參照)

○酒造稅則及ヒ酒精營業稅法違犯事件ニ付キ罰金及ヒ實捌代金追徴ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ上告ノ申立ヲ爲ストキハ其十分ノ一ニ該當スル金額ヲ原裁判所書記課ニ豫納セサルヘカラス然ラサレハ其上告ハ適法ニ成立セス

○混成酒稅法違犯事件ニ付キ罰金ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ被告人ニ代リテ上告スル辯護人ハ罰金額十分ノ一ノ金額ヲ豫納セサルヘカラス然ラサレハ其上告ハ成立セス

○民事被告人カ訴訟代理人ヲ以テ訴訟ヲ爲ス場合ニ於テ該事件ノ第二審繫屬中ニ死亡シタルトキハ縱令委任消滅ノ通知ナキモ其訴訟手續ハ控訴判決ノ言渡以後中斷セラルルカ故ニ民事原告人ハ該判決ニ對シテ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

(第二百六十七條)

【第二百六十七條】

- 公訴不受理ノ言渡ニ對シテハ上告ヲ爲スヲ許サス
- 被告ノ控訴ハ不適法ニ付キ棄却アリタシトノ檢事ノ申立ヲ却下シタル本案前ノ判決ニ對シテハ直ニ上告スルコトヲ得ス
- 公訴不受理ヲ申立テ第一審ニ於テ公訴不受理ヲ言渡シ檢事ヨリ控訴ヲ爲シ第二審ニ於テ公訴ハ受理スト言渡シタル判決ハ刑事訴訟法第二百六十七條ノ上告ヲ許シタル本案前ノ判決ニシテ之ニ對シテ上告ヲ爲スコトヲ得

七	二五	六
一五八二	二	八四
六	三九	三六
六	二二	二二
一三七九	三六	
二二六		

七	二六	三	三
一三〇〇	九	四	八
三四	二九	四	八
二二	二九	四	八
三六	三	三	六











主張シタル控訴ノ趣意ニ對シ原裁判所カ何等ノ説明ヲ與ヘスシテ本案ノ控訴ヲ棄却シタルハ  
違法ナリト論告スレトモ該物品ハ其所有者分明ナラス即チ被告ノ所有ニ非スト云フニ依リ其  
還付言渡ノ當否ハ被告等ニ利害ノ影響ナキヲ以テ原裁判所カ特ニ此點ニ對シ説明ヲ爲サザリ  
シハ其當否ニ論ナク被告ノ上告理由ト爲スヲ得ス

○被告カ再度闕席シタルカ爲メ控訴裁判所カ本案ノ事實ニ付キ審判ヲ爲  
スコトナク控訴ヲ棄却シタル場合ニ第一審判決ヲ論難シテ第二審判決  
ニ對スル上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○偽造紙幣カ果シテ紙幣トシテ人ヲ欺クニ足ルヘキ程度ニ偽造セラレタ  
ルヤ否ヤハ事實裁判所ノ職權ヲ以テ認定スヘキ事實ナリトス從テ之ヲ  
論争スルモ上告ノ理由ト爲ラス

○上告裁判所ニ於テ被告事件犯罪ヲ構成セサルモノトシテ無罪ノ判決ヲ  
受クヘキ地位ニ在ル被告ノ上告論旨トシテ第二審裁判所ノ事實ノ認定  
ニ違法アリト主張スルハ被告ノ利益ト爲ラサルモノトス

○裁判所ニ於テ管轄ヲ否認シ管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキハ其判決ハ結  
局被告人ニ利益ナル性質ヲ有ス從テ該判決ヲ不當ト爲シ其破毀ヲ求ム  
ル被告人ノ上告ハ不法ナリトス

○第二回ノ闕席判決ニ對スル上告ハ原裁判所カ闕席判決ヲ言渡スヘカラ  
ザル場合ニ之ヲ言渡シタルコトヲ主張シ其判決ヲ破毀スルハ本案ニ關ス  
ル審理判決ヲ受クルコトヲ唯一ノ目的ト爲スヘキモノナレハ本案ニ關ス  
ル理由ニ基キテ原判決ヲ攻撃シ得サルモノトス

○他人ノ特許品ヲ偽造シタル被告事件ニ付キ該特許ハ公知公用ニ屬スル  
モノニシテ當然無効ナリトシ其所爲罪ト爲ラスト判決シタルハ不法ナ  
リ

○控訴裁判所カ特許侵害ノ事實アリト判定シタル場合ニ苟モ其認定ニシ  
テ間然スル所ナキ以上ハ縱令其後ニ至リ特許無効ノ審決アルモ之ヲ以  
テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○民事原告人ノ請求ヲ却下シタル判決ニ對シテハ被告ニ於テ其理由ヲ不  
當トスルモ上告ヲ爲スコトヲ得ス

○公權ヲ剝奪セラレタル者カ證人トシテ供述ヲ爲シタル場合ト雖モ其事  
實カ第二審判決ノ當時記録又ハ公判ニ顯レサルトキハ之ヲ以テ上告ノ  
理由トスルヲ得ス

○第二審判決カ數理上當然認定スヘキ被告ノ費消金額ヨリ少額ナル金員  
ノ認定ヲ爲シタル場合ト雖モ被告ハ其理由ニ齟齬アルコトヲ主張シテ  
上告スルコトヲ得ス

○控訴裁判所カ闕席セル被控訴人ニ對シテ對席判決ヲ爲シタルハ不法ナ  
リ

三七 一六〇八

三七 一六七九

三七 一八〇一

三七 一九七七

三六 二二五三

三九 四〇七

二八 五〇

三五 六五

三六 六二

三七 一六〇九

三七 一四一六



○レトモ控訴人ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

三元

六三

○裁判所カ被告事件ニ關シ押收物件ナキニ拘ハラヌ還付ノ言渡ヲ爲シタル場合ト雖モ被告ノ利害ニ何等ノ關係ナケレハ被告ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

三元

七九

○辯護人カ申請シタル證據調ニ付キ裁判所ノ措置ニ失當ノ點アルモ之カ爲メ被告人ニ不利益ヲ來スノ恐ナキトキハ其失當ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

四〇

五四八

○刑事訴訟法第二百六十八條ニ所謂法律トハ犯罪當時現ニ行ハレタル法律若クハ其以後上告趣意書提出ノ時迄ニ現ニ行ハレタル法律ノ義ニシテ犯罪前既ニ廢止セラレタル法律又ハ趣意書提出ノ時未タ施行セラレサル法律ノ謂ニ非ス

四二

八四三

○裁判所カ公訴辯論ノ終了前民事原告人ヲシテ被害ノ事實ニ付キ證人訊問ヲ申請セシメタルハ違法ナレトモ其手續ニ基キ成立シタル調書ヲ罪證ニ供セサリシ以上ハ縱令證據調ノ際之ヲ朗讀シタルハトテ判決ニ何等ノ影響ヲ及ホササレハ上告ノ理由ト爲スニ足ラス

四二

八七三

○裁判所カ豫審ニ於ケル證人ノ供述ヲ判文ニ引用シタルモ之ヲ斷罪ノ證據ニ供セサリシトキハ縱令其證人調書中ニ斯ノ如キ證言記載シアラサレハトテ上告ノ理由トスルニ足ラス

四二

五八一

○公判裁判所カ起訴狀所載ノ或罪名事實ニ付キ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキモノトシ判決主文中ニ其點ヲ無罪ト記載シタルハ不當ナリトスルモ該主文ニシテ裁判所ノ誤見ニ基ク無益ノ判斷ニ屬シ判決ノ他ノ部分ニ何等ノ影響ヲ及ホササレトキハ上告ノ理由ト爲ラス

四二

九四八

○業務上自己ノ占有セル他人ノ物ヲ横領スル爲メ文書ヲ偽造行使シタル場合ニ於テ控訴裁判所カ文書偽造行使ノ所爲ヲ罰セサリシトキハ其判決ハ結局被告ニ利益ナル性質ヲ有スルヲ以テ之ヲ不當ナリトスル論旨ハ被告ノ上告理由ト爲ラス

四二

一〇九七

○第一審裁判所カ舊刑法ノ輕罪トシテ判決シタル事件ニ付キ檢事ヨリ同法ノ重罪ナリトシテ附帶控訴ヲ爲シタル場合ニ於テ控訴裁判所カ更ニ重罪事件トシテ裁判スヘキ旨ノ決定ヲ言渡スモ控訴判決ノ效力ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ

四三

四四〇

○控訴裁判所カ起訴事實ニ付キ檢事ノ付シタル詐欺ノ罪名ヲ變更シ之ヲ横領罪ト爲シタル場合ニ於テ特ニ詐欺ノ點ニ對シ無罪ノ判決ヲ爲スハ



不當ナレトモ被告ハ之カ爲メニ不利益ヲ蒙ル謂レナキヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○第二審判決ニ於テ第一審裁判所カ辯護人ニ期日ノ通知ヲ爲サス其闕席ノ儘ニテ判決ヲ言渡シタルヲ違法トシ之ヲ取消シタルハ不法ナレトモ被告ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

○破産宣告ヲ受ケタル債務者カ有體動産ノ假裝賣渡ヲ爲シタル場合ニ之ヲ以テ財産脱漏ノ所爲アリト認メタル判決ハ不當ナレトモ財産ノ脱漏ト云ヒ其藏匿ト云ヒ同一ノ法條ニ該當シ法律上全然同視セラレルモノナレハ之カ爲メニ該判決ヲ破毀スヘキ限ニ在ラス

○收賄事件ニ付キ第二審判決ニ於テ被告カ收受シタリト認定セル賄賂ノ價額ヨリ寡少ナル金額ノ追徴ヲ命スルハ不法ナレトモ被告ハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○二審判決中一審判決ヲ取消シタル理由ニ瑕瑾アルモ一審判決ニシテ結局取消サルヘキモノナルトキハ其瑕瑾ヲ攻撃シテ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○第二審判決カ被告ニ對シ第一審判決ト犯罪事實ノ認定法律ノ適用及ヒ注文ノ言渡ヲ同ウスルニ拘ハラス其控訴ノ理由アリトシ原判決ヲ取消シタルハ不當ナレトモ被告ノ利害ニ何等ノ影響ヲ及ボササレハ被告ハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○裁判長カ數名ノ被告ニ對シ一名ノ辯護人ヲ選定シタル場合ニ於テ被告等ヨリ何等ノ異議ヲ申立ツルコトナク辯論ヲ終了シタル以上ハ縱令公判下調ノ際受命判事カ共通ノ辯護人一名ニテ異議ナキヤ否ヤヲ訊問セサリシトスルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○被告ニ對シ幾部ナリトモ利益ノ認定ヲ爲シタル判決ニ對シテハ被告ヨリ之ヲ不當トシテ該判決ヲ攻撃スルコトヲ得サルモノトス

○控訴審ノ判決ニ於テ被告ニ對シ單ニ連續シタル一罪ヲ認メ之ヲ處分シタル事件ニ對シ數箇ノ犯罪ヲ認メ併合罪ノ規定ニ依リ刑ノ範圍ヲ擴張シテ處分セサルヘカラサルカ如キ法ノ是正ヲ訴求スルハ法律カ被告ニ上告ヲ許シタル精神ニ背戾シタル不當ノ上告ナリトス

(同案例)

一罪ノ判決ニ對シ二罪ノ主張ヲ爲スハ被告人ノ不利益ニ歸スル論旨ナルヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス(同一判例二八年三卷一四一頁)

一罪ト判決シタル事件ニ對シ數罪ナリト論争スルハ被告ノ不利益ニ歸スルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

控訴裁判所カ一罪トシテ處分シタルヲ不當トシ二罪ナリト主張スルハ被告ノ上告理由ト爲ラ

四三	四八〇
四三	九四三
四三	九六八
四三	一三七四
四三	一五九二

四三	一七四二
四二	一八五二
四四	一八九二
四五	二〇七
二六	二二
三三	七三



○ 控訴裁判所カ連續ノ一罪トシテ處斷シタルヲ不當トシ數箇獨立ノ犯罪ナリト主張スルハ被告ノ上告理由ト爲ラス

○ 犯罪ノ場所ハ犯罪ノ構成要件ニ非サルカ故ニ縱令犯罪ノ場所ニ關スル證據ノ摘示ニ失當ノ點アリトスルモ犯罪ノ構成要件タル判示事實ノ認定ニ何等ノ影響ナキモノナレハ之ヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○ 控訴ハ第一審ノ瑕疵ヲ指摘シ之カ是正ヲ求ムルヲ以テ目的ト爲スカ故ニ控訴審カ第一審判決ヲ取消シタル以上ハ其取消理由ヲ論争シテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

(同義語)

被告ノ控訴ニ依リ第一審判決ヲ取消シタル以上ハ其理由ノ當否ニ關セス被告ハ控訴ノ一段ノ目的ヲ達シタルモノトス從テ其取消理由ヲ不當トシテ上告スルヲ得ス

○ 控訴ノ目的ハ第一審判決ヲ取消シ之カ更正ヲ求ムルニ在ルヲ以テ控訴ニ因リ第一審判決力取消サレタル以上ハ他ノ點ニ於テ控訴判決ノ不法ヲ攻撃スルハ格別第一審判決ヲ取消シタル理由ノ當否ヲ論争スルヲ得サルモノトス

○ 公判廷ニ於ケル巡查ノ供述ハ縱シ同人カ不法ノ處分ヲ爲シタル始末ヲ開陳シタルモノトスルモ供述其モノハ不法ニ非サルヲ以テ之ヲ引用シタル判決ヲ攻擊シテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

三九	六五
四三	三四〇
四五	四〇一
四五	一〇九
三七	四
四四	二四〇三
元	一七

○ 第二審判決ニ横領行爲ノ手段タラサル竊取ノ行爲ヲ以テ其手段ナリトシテ擬律シタル失當アルモノ之ヲ更正スルトキハ竊盜ト横領トノ併合罪ニ係ルモノトシテ擬律スヘキ筋合ト爲リ結局被告人ニ不利益ノ結果ヲ來スヘキヲ以テ此點ニ關スル論旨ハ被告人ノ上告旨趣トシテハ適法ノ理由タラサルモノトス

二	二九一
---	-----

○ 單純ナル教唆ノ一罪ナリトシテ處分セル判決ニ對シ一箇ノ行爲ニシテ數箇ノ罪名ニ觸ルルモノナルニ依リ刑法第五十四條ヲ適用スルコトヲ遺脱セルモノトシテ該判決ヲ論難スルハ被告人自ラ其不利益ヲ主張スルモノニシテ上告理由トシテハ失當ナリ(本條五年一五九九頁參照)

二	一〇〇
---	-----

○ 判決言渡ノ旨ヲ記載セル公判始末書ニシテ刑事訴訟法第二十條第一項ノ方式ニ違背セルモノナル以上ハ其判決言渡手續カ適法ニ行ハレタルモノト認ムルニ由ナキヲ以テ該判決ハ重要ナル訴訟手續ニ違背スル不法アルモノトス

二	一一五
---	-----

○ 公判始末書ニハ被告ノ保管ニ係ル他人所有ノ物ヲ其者ノ承諾ヲ得テ賣却シタリトノ不可分の供述ノ記載アルニ拘ハラズ判決ノ證據理由中ニ於テ單ニ該品ヲ擅ニ賣却シタル旨ノ供述ヲ爲シタルモノト説明スルニ止マリ不可分ノ關係アル供述ノ部分ヲ排斥スルノ理由ヲ示ササルハ被



告ノ供述ノ旨趣ヲ變更シテ之ヲ判斷ノ資料ニ供シタルノ不法アルモノトス

○證據ニ依リ認メタル一ノ事實ヨリ他ノ事實ヲ推定スルハ事實承審官ノ職權ニ屬シ苟モ其推定カ實驗上ノ法則ニ牴觸セサル限り之ヲ非難シテ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○裁判長カ判決ヲ言渡スニ當リ該判決ニ對シ上告ヲ爲シ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知セサリシ場合ト雖モ被告ニ於テ法定期間内ニ適法ナル上訴申立ヲ爲シタル以上ハ之ヲ以テ判決破毀ノ理由ト爲スヲ得ス

(同旨)

既ニ被告人カ對席判決ニ對シ上告ヲ爲シタルトキハ刑事訴訟法第二百七條ノ告知ノ有無ハ被告ニ何等ノ害チ及ホスモノニ非サルヲ以テ上告ノ理由ト爲スニ足ラス  
被告人ニシテ判決アリタルコトヲ了知シ上訴期間ノ進行前ニ於テ上告ヲ爲シタル以上ハ其上告申立ハ適法ナルヲ以テ被告人及ヒ其辯護人ハ該告知ナカリシコトヲ論難シテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○齒科醫師法違犯者ニ對シ減輕スルニハ舊刑法ノ加減例ニ依ルヘキモノナルニ刑法ニ依リタルハ擬律ノ錯誤ナリト雖モ舊刑法ニ從フトキハ被告ノ不利益ニ歸スルノ結果ヲ生スルヲ以テ原判決カ舊刑法ノ加減例ニ從ハサルコトヲ攻擊スル論旨ハ上告適法ノ理由ト爲ラス

○被告ノ十數回ニ涉ル竊盜行爲カ單一犯意ノ發動ニ出テタル事實ヲ確定セシテ刑法第五十五條ヲ適用スルハ違法ナレトモ畢竟自己ニ利益ナル判旨ニ外ナラサレハ之ヲ非難スル論旨ハ被告ノ上告理由ト爲ラス

○第二審判決カ第一審判決ノ取消ノ原因數箇ヲ列舉シタル場合ニ其原因トシテ正當ナルモノ一箇アルトキハ縱令他ノ部分ニ正當ヲ缺クモノアルモ其一審判決ヲ取消シタル裁判ハ結局正當ナルヲ以テ破毀ノ原因タルヘキ瑕疵ト爲スニ足ラス

○偽證教唆詐欺未遂ノ牽連犯事件ニ付キ第一審裁判所カ偽證教唆ノミヲ有罪ト認メ被告ヨリ其部分ニ對シ控訴ヲ申立テタル場合ニ於テ第二審裁判所カ詐欺未遂ノ點ニ對シ何等ノ審理判斷ヲ爲ササルハ不當ナレトモ同審判決ノ既判力ハ起訴事實ノ全體ニ及フモノニシテ其犯罪ヲ認メサリシ部分ニ對シ重ネテ起訴審理セラルヘキモノニ非サレハ被告ノ上告理由ト爲ラス

○豫審ヲ經由セサル事件ニ付キ第一審裁判所カ檢事ノ起訴アルヤ被告ニ對シ直ニ刑事訴訟法第二百二十七條第二項ノ告知書ヲ發シタルハ失當ナレトモ其後被告ノ公判延期申請ニ因リ新ニ期日ヲ指定シ被告及ヒ辯護人ニ對シテ該期日ノ呼出狀ヲ發シ當日被告等出廷シタル上審理ヲ遂

二

一四六

三

一六二

三

九六

二

一三六

三

三三

三

一九九

三

二〇七

三

二〇九



ケ對席判決ヲ爲シタルトキハ上告ノ理由ト爲スニ足ラス

- 實行正犯ヲシテ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルル罪ヲ犯サシメタル教唆者ハ刑法第六十一條ニ依リ同法第五十四條第一項ヲ適用處斷セサルヘカラス隨テ該教唆ヲ以テ一箇ノ行爲ニシテ數箇ノ罪名ニ觸ルルモノナリトシテ同法第五十四條第一項ヲ適用處斷シタル判決ハ法律ノ解釋ヲ誤リタル失當アルモ結局適用法條及ヒ處斷同一ナルカ故ニ破毀サルヘキモノニ非ス

(同主旨)

一箇ノ行爲ニシテ數箇ノ罪名ニ觸ルル場合ナルニ拘ハラズ該犯罪行爲ヲ以テ互ニ手段結果ノ關係アルモノト爲シタル判決ハ縱令其判示ニ於テ不當アリトスルモ均シク刑法ノ同一條項ニ關スル見解ノ相違ニ過キササルヲ以テ破毀スヘキ程度ノ違法アリト云フヲ得ス

- 訴訟費用ノ連帶負擔ヲ言渡サレタル者ハ一人ニテ全部ノ支拂ヲ爲スヘキ義務アリ又連帶ナル判示ナキニ於テハ單ニ一人ニテ全部ヲ負擔スヘキモノタルニ止マリ之カ爲メ其負擔ヲ輕減スルモノニ非サレハ連帶ノ判示ニ付キ違法アリトスルモ第二審判決ヲ破毀スルノ瑕疵トスルニ足ラス

(同主旨)

ニ於テ負擔スヘキモノヲ他ニ一名ヲ加ヘ五名ニ連帶負擔セシムルモ各犯人ノ負擔ニ關シ何等ノ損益ナキヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

- 證人ノ供述ヲ誤テ參考人ノ供述ナリトシテ斷罪ノ資料ニ供スルモ之カ爲メ被告人ニ不利益ヲ及ボスコトナキモノナレハ上告ノ理由ト爲ラサルモノトス

(同主旨)

證人ノ豫審調書ハ之ヲ參考人ノ豫審調書トシテ罪證ニ供スルモ事實ノ認定ニ對シ何等ノ影響ヲ及ボスモノニ非サレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

- 第二審判決カ當然認定スヘキ犯罪行爲ヲ認定セサリシコトヲ論難スルハ被告ノ爲メニスル上告理由トシテハ適法ナラサルモノトス
- 如上ノ場合ニ於テハ被告ノ行爲ヲ包括的一罪トシテ處斷スルモ將タ連續犯トシテ處斷スルモ法律ノ適用上被告ノ利害ニ何等ノ消長ヲ及ボスモノニ非サレハ刑法第五十五條適用ノ有無ニ關スル論難ハ以テ上告ノ理由ト爲スニ足ラス(刑法第五十五條五年八〇九頁參照)
- 犯罪ノ日時ハ犯罪事實ニ非サレハ之ニ對スル證據ノ說示ヲ爲スコトヲ要セス從テ偶其日時ニ關スル證據ノ說示ニ瑕疵アリトスルモ之ヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラサルモノトス
- 選舉人ニシテ選舉運動者ヲ兼ヌル者ニ對シ其投票及ヒ運動承諾ノ爲メ

三

二三四

四

一〇七

三

八四二

四

二〇四

四二

八二二

四

二〇四

四五

八二二

四

一六〇一

五

八〇九

五

八六



○一定ノ金額ヲ供與シタル場合ニ於テ裁判所カ被告ノ行為ヲ想像上ノ俱發ニ依ル一罪ナリトシ刑法第五十四條ヲ適用シタルハ失當ナレトモ之カ爲メ被告ノ利害ニ關係スル所ナキヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○一箇ノ行為ニシテ數箇ノ同一罪名ニ觸ルル場合ニ於テハ刑法第五十四條第一項ヲ適用シテ處斷スヘキモノナルニ誤テ之ヲ單純ノ一罪トシテ處斷スルモ同一法條ニ觸ルル一罪トシテ處斷スル點ニ於テ一致シ被告ノ利害ニ影響スルコトナケレハ右法條ヲ適用セサルモ上告ノ理由ト爲

○被告ノ行為カ二箇ノ殺人及ヒ強盜致死各罪名ニ觸ルル一箇ノ行為ニシテ之ヲ包括的ニ觀察シ刑法第五十四條第一項前段ニ依リ一罪トシテ處斷スヘキモノナルニ拘ハラズ單ニ殺人罪及ヒ強盜致死罪ニ觸ルル二箇ノ行為ノ連續シタルモノト處斷シタル判決ハ失當ナリト雖モ之ヲ連續ノ一罪トシ或ハ一箇ノ行為ニシテ數箇ノ同種ノ罪名ニ觸ルル一罪トスルトハ被告ノ利害ニ影響ヲ及ホササルヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラサルモノトス

○本院判例ニ所謂被告人ニ不利益ナル上告論旨トハ之ヲ採用スルニ於テハ本案判例決ヲ被告人ノ不利益ニ變更スルニ至ラザルモノトス

○モノニシテ而テ刑事訴訟法ノ規定上被告人ノミノ上訴ニ因リ斯ル結果ヲ生セシムルコト能ハサルニ止マリ被告人ヲシテ何等ノ實益ヲ得セシメサルモノヲ指稱スルモノトス

○控訴審ニ於テ裁判費用ヲ生シタル事跡ナキ以上ハ之ニ關スル判決ノ部分ハ全然無意義ナリト雖モ之カ爲メ被告ハ何等ノ不利益ヲ受クルノ虞ナケレハ上告ノ理由ト爲スニ足ラサルモノトス

○公判期日ト別ニ指定シタル證據調期日ニ於テ辯護人闕席ノ儘證據調其他ノ手續ヲ爲スニ止メス突然公訴ノ辯論ヲ終結スルカ如キハ辯護人ヲシテ權利行使ノ機會ヲ不法ニ喪失セシムルモノニシテ斯ル辯論ニ基キタル判決ハ不法ナリトス

○衆議院議員選舉法第八十八條第三號ヲ適用スルト同條第一號ヲ適用スルトハ等シク同一法條ノ同一犯罪ヲ構成スルモノニシテ毫モ被告人ノ利害關係ニ影響ナキヲ以テ第三號ヲ適用セスシテ第一號ヲ適用スルモ破毀ノ理由ト爲ラサルモノトス

○事實裁判所カ前科ニ關スル證據ノミニ依リタル場合ハ勿論之ヲ他ノ證據ト綜合シタルトキト雖モ苟モ該證據ヲ援用シ犯罪ノ成立ヲ認定シタル以上ハ其判決ハ採證ニ違法アルモノトシテ破毀ヲ免レサルモノトス

五	一八七
六	四六四
六	一〇九六
七	二二二
七	六四七

五	一五九九
五	一六〇二
五	一六〇四
五	一六〇七
五	一六〇九
五	一六一一
五	一六一三
五	一六一五
五	一六一七
五	一六一九
五	一二〇四
五	一六九三











○一審判決ニ於テ認メタル六箇ノ犯罪行為ヲ二審判決ニ於テハ十二箇ノ犯罪行為ナリト認定スルモ其事實ニシテ公訴事實ノ範圍内ナルトキハ之ヲ以テ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シ若クハ原判決ヲ被告ノ不利益ニ變更シタルモノト云フヲ得ス

○豫審終結決定書ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シタル事實ニ對シ審理判決シタルハ不法ナリ

(同主旨)

數罪中豫審ニ於テ免訴セラレタル所爲ニ對シ審理シタル裁判ハ不法ナリ

○誹毀事件ノ民事原告人カ廣告文ノ始ニ掲クヘキ廣告ナル文字ノ上ニ謝罪ノ二字ヲ冠スヘキ旨ヲ請求シタルコトナキ場合ニ謝罪廣告ト題シテ廣告スヘキコトヲ言渡スハ請求以外ニ涉リタル不法ノ判決ナリ

○裁判所カ訴ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ與ヘスシテ起訴ナキ事件ニ對シ判決ヲ爲スハ違法ナリ

(同主旨)

檢事ヨリ公訴ノ提起ナキ事件ヲ處斷シタルハ法律ニ背キテ受理スヘカサラルモノヲ受理審理シタルハ不法ナリ

裁判所カ訴ヲ受ケタル事件ニ對シ判決ヲ爲スルハ不法ナリ

裁判所カ檢事ノ起訴シタル事件ニ付キ判決ヲ與ヘスシテ起訴ナキ事件ニ對シ判決ヲ爲スルハ不法ナリ

○被告ニ對シ森林法第八十四條第一號第六號及ヒ第七號所定ノ加重ノ情態アル森林竊盜ノ起訴アリタル以上ハ公判裁判所之ヲ審理シテ他ノ加重ノ情態アル事實ヲ認ムルモ之ヲ以テ起訴以外ノ事實ヲ審判シタルモノト云フヲ得ス

○公訴不受理ノ申立ハ一ノ判決ヲ求ムルモノナルヲ以テ裁判所ハ之ニ對シ審理判決ヲ爲ササルヘカラス從テ其申立ヲ看過シ直ニ本案ノ判決ヲ爲シタルハ違法ナリ

○起訴アリタル甲事實ニ付キ何等判示スル所ナキモ之ト共ニ連續犯ヲ構成スヘキ乙事實ヲ認定處罰シタル以上ハ訴ヲ受ケタル甲事實ニ付キ裁判セサル違法アリト爲スヲ得ス

○公判始末書ニ辯論ヲ公行シタル旨ノ記載ナキトキハ其辯論ハ果シテ公行セラレタルヤ否ヤヲ確認スルニ由ナケレハ結局違法ノモノタルヲ免レス故ニ該辯論ニ基キテ爲シタル判決モ亦違法ナリ

(同主旨)

公判始末書中公開ノ事ニ關シ何等ノ記載ナキ場合ニ於テハ其公判ハ不法タルヲ免レス從テ之ニ基キタル判決ハ不法ナリ

二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
二九六	二九五	二九四	二九三	二九二	二九一	二九〇	二八九	二八八	二八七	二八六	二八五	二八四	二八三	二八二	二八一	二八〇	二七九	二七八	二七七	二七六	二七五	二七四	二七三	二七二	二七一



- 絶對的ニ公開ヲ必要トスル判決言渡ノ手續ニ付テハ其公開ノ事實ヲ公判始末書ニ記載スルコトヲ要スルモノニシテ其記載ナキトキハ判決ハ不法ニシテ破毀ヲ免レサルモノトス
- 單ニ豫審終結ノ決定書ノミニ依リ下シタル判決ハ裁判ニ理由ヲ付セサル違法ノ裁判ナリ
- 理由ノ齟齬トハ判決ノ理由互ニ相牴牾スルヲ云フ認定ノ事實調査ノ記事ニ添ハサルハ理由ノ齟齬ニ非ス
- 第一審判決ヲ不當ナリトシテ其事實上ノ誤認ヲ是正シ乍ラ一面ニハ被告ノ控訴ヲ理由ナキモノトシテ棄却ノ言渡ヲ爲シ又一面ニハ檢事ノ控訴ヲ理由アリトテ取消ノ裁判ヲ爲シタルハ理由齟齬ノ瑕疵アリトス
- 判決ノ理由ニシテ主文ニ適合セサルハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ
- 移民保護法違反事件ニ付キ移民株式會社ノ社長ヲ處罰スルニ當リ其社長ノ資格ハ業務擔當社員ニ相當スルヤ又ハ取締役ニ相當スルヤ否ノ事實ヲ明示セサル判決ハ理由不備ノ不法アリ
- 事實ノ理由ニ於テ一罪ニ非サルコトヲ認メ乍ラ法律ノ適用ニ至リ一罪トシテ處斷シタルヲ以テ不法ナリト論争スルハ擬律上ノ問題ニ屬シ理由齟齬ノ問題ニ非ス

三〇	二九	二八	二四	六
六	四	二	三	二
四六	二八	五	五	二九

(同左)

理由ノ齟齬トハ事實若クハ法律ノ理由中彼是相齟齬スルノ謂ニシテ事實ノ理由ト法律ノ理由ト相當ヲサレテ謂フニ非ス

(反對)

- 事實ノ説明ニ於テ三所爲ト認メ乍ラ法律ノ適用ニ至リ二所爲トシテ論シタル判決ハ理由齟齬ノ不法アルモノトス
- 判決主文ニハ單ニ私書偽造行使ノ所爲アリト掲ケ其理由ニ至リ詐欺取財及ヒ私書偽造行使ノ所爲アリト説明シタルハ理由齟齬ノ判決ナリ
- 事實理由ノ前段ニ於テ委託金ノ一部ハ惡意ヲ以テ費消シタルモノニ非サルコトヲ認メ乍ラ後段ニ至リ全部ヲ費消シタル如ク説明シタル判決ハ理由齟齬ノ不法アリ
- 公認スヘキ事實ヲ判決ニ明示セサル場合ニ在テハ其事實カ現實ニ判決ニ差異ヲ生スヘキトキニ限リ事實理由ノ不備ナリトス
- 判決主文ト理由ト齟齬スル場合ト雖モ誤記ナルコト判明ナル場合ニ在リテハ不法ニ非ス
- 沒收スルコトヲ得サル物件ニ對シ判決理由ニ於テ沒收スヘキモノト説明シタルモ判決主文ニ於テ沒收ノ言渡ヲ爲ササルトキハ不法ニ非ス
- 事實ノ判斷ニ於テ前段ニハ犯罪ノ意思ナシトシ後段ニハ犯罪ノ意思アリ

二四	一	一八一
二六	五	四
二九	八	二
三	九	九
三	二	二
三	三	四
三	九	五



- リト爲シタル認定ハ理由ニ齟齬アル不法ノ裁判ナリ
- 事實ノ理由前後互ニ齟齬スル判決ハ不法ナリ
- 詐欺破産罪ヲ處斷スルニ當リ商法第千五十條ヲ適用セサル判決ハ法律上ノ理由ヲ缺キタル不法アリ
- 他人ヨリ委託セラレタル契約證書ヲ横領シ委託物ヲ費消シタリトノ案件ニ於テ判文ニ證書横領ノ事實ノミヲ說示シ其證書ノ内容ヲ明示セサルトキハ該證書カ果シテ其犯罪ノ物體ト爲リ得ヘキモノナリヤ否ヤヲ確認スルヲ得ス從テ該判決ハ事實理由ニ不備アルモノトス
- 他人ノ特許ヲ得タル物品ヲ製造販賣シ特許權ヲ侵害シタル場合ニ於テハ反證ナキ限ハ製造販賣人ニ過失ノ責アリト推定スヘキモノトス從テ其過失ノ責任アリヤ否ヤノ事實ヲ確定スルニ當リ單ニ過失ノ認ムヘキモノナシト判示シ其理由ヲ判示セサル判決ハ理由ニ不備ナリトス
- 衆議院議員候補者ノ爲メ投票ヲ得ルノ周旋方ヲ依囑シ運動費トシテ金銭ヲ供與シタル事實アルモ其金員ニシテ實際運動ノ爲メ要スル費用ヲ支拂フモノナリトセハ犯罪ヲ構成セス之ニ反シテ運動費ノ名稱ヲ以テ運動行為ノ報酬トシテ授受シタルモノトセハ衆議院議員選舉法第八十

七條ニ該當ス從テ此點ヲ說明セスシテ同法條ヲ適用シタル判決ハ理由ニ不備ナリトス

- 酒造稅法違犯事件ノ判文ニ於テ單ニ「不正ノ手段ヲ以テ清酒ノ査定ヲ免レ」ト記載シ被告カ如何ナル手段ヲ以テ其査定ヲ免レタルヤヲ明示セサルトキハ犯罪事實ニ付キ理由ニ不備ノ違法アリトス
- 犯罪ノ場所ハ其犯罪ニ適用スヘキ法律ヲ定ムルノ標準ト爲ルト同時ニ其犯罪ノ裁判管轄ヲ定ムルノ作用ヲ爲スモノナレハ犯罪事實ノ摘示ニ於テ全然場所ニ關スル記載ヲ缺如シタル判決ハ理由ニ不備ノ違法アルモノトス
- 製鐵所管理人甲者ニ對シ木材返還ノ私訴ヲ提起シタル場合ニ於テ民事被告人甲者ハ其賞得セル木材ヲ民事原告人ニ返還スヘキコトヲ言渡シタル判決ハ甲者其人ニ對スルモノナルヤ將タ製鐵所持主ノ代表者トシテ之ニ對スルモノナルヤヲ知ルニ由ナキ不法ノ裁判ナリ
- 請求ノ目的物ニ付キ第三者ノ生シタルコトノミヲ說明シテ其第三者ノ所有者ナルヤ將タ又抵當權者ナルヤヲ明確ニ說明セサル判決ハ不法ナリ
- 刑法第三百八十八條ノ犯罪ニ付キ判文中事實理由ノ前段ニ於テハ被告

三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四	二〇五	二〇六	二〇七	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一二	二一三	二一四	二一五	二一六	二一七	二一八	二一九	二二〇	二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九	二四〇	二四一	二四二	二四三	二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	二五七	二五八	二五九	二六〇	二六一	二六二	二六三	二六四	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七〇	二七一	二七二	二七三	二七四	二七五	二七六	二七七	二七八	二七九	二八〇	二八一	二八二	二八三	二八四	二八五	二八六	二八七	二八八	二八九	二九〇	二九一	二九二	二九三	二九四	二九五	二九六	二九七	二九八	二九九	三〇〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----







其證書記載ノ事項ヲ明カニスルニ由ナキヲ以テ該判決ハ理由不備ノ瑕

瑾アルモノトス

○他人ト共謀シテ數人ヲ傷害シタル事實ヲ判示シアル以上ハ自ら手ヲ下

シタル事實ヲ確定シアラサルモ其傷害罪ヲ論スルニ付キ理由不備ノ違

法アルモノニ非ス

○不法行為ニ基ク損害賠償請求事件ニ付キ加害者ニ損害賠償ノ責任ナシ

トスルニハ須ク故意及ヒ過失ナキ事實ヲ判斷セサルヘカラス單ニ故意

ナキ點ノミヲ説明シ過失ノ有無ヲ說示セサルハ違法ナリ

○墮胎罪ノ正犯カ他人ノ手術ヲ受ケテ墮胎シタル事實ヲ判示セルノミニ

シテ具體的ニ其手術方法ヲ判示セサル判決ハ墮胎罪認定ノ理由ヲ缺ク

モノナルヲ以テ之ニ因リテ幫助者ノ罪ヲ斷スルヲ得ス

○被告カ竊盜罪ノ實行ヲ謀議シタル事實ノミヲ掲ケ其實行行為若クハ之

ニ密接且必要ナル行為ニ加擔シタル事實ヲ明示セスシテ輒ク竊盜ノ實

行正犯ニ問擬シタル判決ハ理由不備ノ違法アルモノトス

○判示事實ニ於テ國有林ノ樹木ヲ盜伐製材シ馬ヲ使用シテ之ヲ搬出シタ

ル事實ヲ認メ森林法第八十四條第四號ヲ適用シ乍ラ盜伐木搬出ノ爲メ

馬ヲ使用シタル事實ニ關シ毫モ其證據理由ヲ說示スルコトナキハ理由

不備ノ違法アル判決ナリトス

○判文上「擅ニ他ノ用途ニ費消シ」トアルノミニテハ其費消カ本人ノ同意

ヲ得サルモノナルコトハ明カナルモ本人ノ爲メナリヤ將タ自己又ハ第

三者ノ爲メナリヤ明カナラサルヲ以テ横領罪ノ認定ニ付キ理由不備ノ

違法アルモノトス

○理由ニ在リテハ未決勾留日數百二十日ヲ刑期ニ算入スヘキ旨ヲ說示シ

乍ラ主文ニ於テ未決勾留日數六十日ヲ刑期ニ算入スト記載シタル判決

ハ違法ナリ

○被告カ犯意ヲ繼續シテ「モンドハギ」又ハ「カブ」ト稱スル金錢賭博奕

ヲ爲シタル事實ノミヲ判示シ具體的ニ該賭博ノ方法ヲ說示セスシテ直

ニ之ヲ賭博罪ニ問擬シタル判決ハ理由不備ノ違法アルモノトス

(同旨)

「チーバー」ト稱スル賭博開張ノ所爲アリト判示シ「チーバー」何タルヤヲ明示セサル判決ハ

不法ナリ

○結婚當夜ノ閨中ニ於ケル模様ヲ推測シ得ヘキ記事ヲ讀者ヲシテ羞耻卑

猥ノ感ヲ起サシムルモノト斷定シ精確ニ事實ヲ認定スルコトナク直ニ

風俗ヲ害スル記事トシテ新聞紙法第四十一條ヲ適用シタル判決ハ理由

不備ノ違法アリ

一〇〇九

二

二

二

二

四三八

三

三

六五〇

三

三

二五八

三

三

一五五九

三

三

一五八八

三

三

一六五三

三

三

一九一五

三

三

三五

二

五六

三

三

一九三三



○横領罪ノ犯罪事實ヲ認定スルニ當リ被告カ何人ノ委任ヲ受ケテ金品ヲ占有スルヤノ點ニ付キ證據ニ基カス若クハ虛無ノ證據ニ依リテ事實ヲ判斷スルハ不法ナリ

○甲者カ虛偽ノ貨物引換證及ヒ額面九百五十圓ノ爲替手形各一通ヲ作成シ之ヲ乙銀行支店ニ交付シテ荷爲替ヲ取組ミ其割引ニ依リ受クヘキ金員ヲ以テ丙會社ノ該支店ニ對スル債務ノ辨濟ニ充當シ同會社ヲシテ不法ニ利得セシメタルコトヲ說示シタルニ止マリ其割引ニ依リテ受クヘキ金圓ノ數額ヲ明示セサル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス

○單ニ具體的箇箇ノ場合ニ於ケル賣買ノ價格ノミヲ觀察シ其價格カ果シテ適當ナル課稅ノ標準タル織物ノ價格ナリヤ否ヤヲ明確ニセス直ニ之ヲ標準トシテ織物消費稅法違反ノ罪ヲ斷スルハ理由不備ノ判決タルヲ免レヌ

○誣告犯人カ申告書ヲ郵便ニ付シタル場合ニ在リテハ其罪ハ該申告書カ相當官廳ニ到達シタル時ニ於テ成立ス然ルニ郵便物ハ時トシテ不著ノ結果ヲ見ルコトナキニ非サルヲ以テ判決ニハ該申告書到達ノ事實ニ關スル證據理由ヲ明示スルニ非サレハ理由不備ノ不法アルモノトス

○被告迫者カ衆議院議員選舉人タル事實ヲ認定シタルモ之ヲ認定メタル證據示ヲ缺ケル判決ハ衆議院議員選舉法第八十八條第一號ノ罪ノ判決トシテハ理由不備ノ違法アルモノトス

○文書偽造罪ノ判決ノ證據說明トシテ單ニ「押收何號證ノ現在」ト說示シタルニ止マルトキハ偽造文書ノ内容ヲ知ルニ由ナキヲ以テ理由不備ノ違法アルモノトス

○横領被告事件ニ付キ被告ニ不正領得ノ意思アルモノト認ムヘキ外部行為ヲ費消ニ在リト認定シタルニ拘ハラス其費消ノ事實ニ對スル證據ヲ舉示セサル判決ハ不法ナリ

○小學校教員カ職務上必要ナル注意ヲ怠リ兒童ニ傷害ヲ蒙ラシメタル被告事件ニ付キ唯「過テ之ヲ倒シ」ト判示セルノミニシテ具體的ニ被告カ如何ナル作爲ヲ爲スヘカリシニ之ヲ爲ササルカ若クハ如何ナル作爲ヲ避止スヘカリシニ之ヲ避止セサルカヲ說示セサル判決ハ理由不備ノ違法アルモノトス

○甲者カ乙者名義ノ文書ヲ偽造シ之ヲ郵便ニ付シテ丙者ニ發送スルモ此事實ノミニ依リテハ未ダ丙者ヲシテ偽造文書ノ内容ヲ認識セシムヘキ状態ニ置キタルモノト云フヲ得サレハ之ヲ偽造文書行使ノ既遂罪ニ問擬シタル判決ハ不法ナリ

八三八

一三三三

七四五

一一二

二三八

二〇九二

二二二六

三三

三三七



○詐欺罪ヲ斷スルニ當リ被告カ山林ノ賣買代金調達ノ爲メ詐欺手段ヲ用キ甲ヲシテ約束手形ヲ振出シ之ヲ第三者タル乙ニ交付セシメタルコトヲ判示セルモ其交付カ如何ナル特殊ノ事情ニ依リ如何ナル手續ニ於テ行ハレタルヤヲ説明セサル判決ハ理由不備ノ違法アルモノトス

○執達吏代理カ差押ヲ了シ其物ニ對スル標示ヲ施シ債權者代理人ニ之カ保管ヲ命シ立去リタリト判示シ乍ラ保管ヲ命セラレタル債權者代理人カ現實ニ被告ノ居宅ニ在リタル差押物ノ看守ヲ爲シタル事實ヲ認ムヘキ判示ナキ判決ハ理由不備ノ違法アルモノトス

○判決ニ被告ノ職業ノ表示トシテ產婆ナル文字ヲ掲クルニ止マリ犯罪ノ事實理由トシテ被告カ犯行ノ當時刑法第二百十四條所掲特種ノ身分ノ有シタル事實ヲ明示セサルハ同條犯罪構成ノ事實理由ヲ完備セサルモノトス

○雷管カ銃用ナルトキハ二千箇以內ハ當然成規ノ貯藏所以外ニ貯藏スルコトヲ得ヘキモノナレバ雷管五百發若クハ二百發ノ貯藏行爲ニ付キ其雷管カ銃用ナリヤ工業用ナリヤヲ判示セス之ヲ違犯行爲トシタル判決ハ違法ナリ

○衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號未段ニ依リ酒食賣場ノ約束ヲ爲シタルモノトシテ處分スルニ當リ單ニ「被告カ選舉權者ニ對シ某ニ投票センコトヲ勸誘シ其投票ノ報酬トシテ選舉後酒食ヲ饗應スヘキコトヲ申込ミタリ」トノミ判示シ被告カ果シテ該約束ヲ爲シタルヤ否ヤ從テ其所爲カ犯罪ヲ構成スルヤ否ヲ知ルニ由ナキ判決ハ事實理由不備ノ違法アルモノトス

五 一四六七  
六 二二六  
六 六〇一  
六 八二七

○被告等カ文書ヲ偽造シタル行爲ニ對シ刑法第一百五十九條第一項ヲ適用シ乍ラ他人ニ對シ之ヲ行使スルノ目的ニ出テタルモノナルヤ否ヲ明示セサル判決ハ理由不備ノ違法アルモノトス

○宣誓シタル證人ノ供述事項カ自己ノ認識ニ反スルモノナルコトヲ知リテ故意ニ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルモノナリヤ否ノ點ニ付キ何等判示セサル判決ハ偽證罪ノ成否ニ關スル重要事項ノ判示及ヒ之ニ對スル證據說示ヲ遺脱シタルモノニシテ理由不備ノ違法アルモノトス

○被告カ脅迫ノ手段トシテ放火ノ假裝ヲ爲シタルコトヲ認定スルニ當リ右假裝ハ被害者ニ對シ放火スヘシ若クハ放火セラルヘシトノ未然ノ通告ナリヤ將タ又同人ニ對スル事後ノ通告ニ止マルヤヲ明示セサル判決ハ理由不備ノ違法アルモノトス

○印紙稅法違反事件ニ付キ單ニ記載金高五圓以上ノ賣買仕切書ヲ作成シ

七 一〇  
七 二七  
七 五三  
七 一七二



乍ラ相當印紙稅ヲ納付セス之ヲ交付シタル事實ヲ判示シタルニ止マリ如何ナル書類ヲ以テ賣買仕切書ト認メタルカヲ知ルニ由ナク從テ其擬律ノ當否ヲ判斷スルノ基礎タルヘキ具體的事實ノ說示ヲ缺ケル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス

七 五三〇

○古物商ノ無免許營業ノ犯罪事實ヲ認定シ其證據理由ノ部ニ於テ被告カ古レールヲ買取り之ヲ賣渡シタルコトヲ認メ得ヘキ證據ヲ掲ケタルニ止マリ其營業トシテ之ヲ爲スノ意思ニ出テタルコトヲ認ムヘキ何等ノ證據ヲ示ササル判決ハ證據理由不備ノ不法アルモノトス

七 二五四

○罰金ノミヲ科スヘキ法則ヲ適用シ乍ラ體刑ヲ科シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス

二九 四二

○兌換銀券類似ノ印刷物ヲ沒收スルニ當リ既ニ廢止セラレタル警察令ヲ援用シ明治二十八年法律第二十八號ヲ適用セサル判決ハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス

二九 四五

○會社ノ業務擔當社員ヲ詐欺破産ノ刑ニ處スルニ當リ商法第五十二條ヲ適用セサル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

三〇 五三

○事實理由ノ部ニ於テ毆打及ヒ殺人未遂ノ二所爲アルコトヲ認メ乍ラ法律ノ理由ニ於テ一罪トシテ處斷シタル判決ハ不法ナリ

三二 四三

○民法施行前ヨリ占有セル物件ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用スヘキモノトス從テ民法施行前ヨリ占有セル物件ノ返還ヲ請求セシ場合ニ於テ民法ノ規定ヲ適用セスシテ刑法附則ヲ適用シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

三〇 三六

○犯罪全部ニ付キ其方法ヲ畫策シタルコトヲ認定シタルニ拘ハララス從犯トシテ處斷シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

三三 一

○強盜ノ所爲ニ對シ竊盜罪ヲ以テ論シタル判決ハ不法ナリ

三三 三六

○第一審ニ於テ詐欺取財ノ點ニ付キ無罪ノ判決ヲ受ケ既ニ確定シタルニ拘ハララス詐欺取財ノ從犯トシテ處罰シタル第二審判決ハ不法ナリ

三三 三三



- 明示スヘキ必要ナキ法文引用ニ錯誤アルモ判決ヲ破毀スルニ足ラス
- 甲ニ還付スヘキ贓品ヲ乙ニ還付スト判示シタル裁判ハ不法ナリ
- 預リ證書中保證債務ヲ證スヘキ一部ヲ騙取シタル事實ヲ認メ乍ラ證書全部ヲ被害者ニ還付スヘキモノト判決シタルハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス
- 第一審公判始末書ニ所屬官署ノ印ノ押捺ナク無効ノ書類ナルトキハ第一審裁判所ノ構成及ヒ其審理手續ノ適法ナルヤ否ヤヲ知ルニ由ナシ從テ第二審裁判所ハ第一審判決ヲ取消ササルヘカラサルニ之ヲ取消ササリシハ不法ナリ然レトモ其不法ハ單ニ法律適用ノ點ノミニ關スル不法ニシテ擬律ノ錯誤ナリトス
- 第一審判決ト第二審判決ト相符合セサル場合ニ在テ第二審判決ノ不當ニシテ第一審判決ノ正當ナルトキニ第二審裁判所カ第一審判決ヲ取消ササリシハ結局正當ナルノ結果ヲ生スヘキモ之ト同時ニ第二審判決ハ其自體ニ於テ失當タルヲ免レス
- 還付ノ言渡ヲ爲スニ付キ第一審判決ト第二審判決ト其適用スル法則ヲ異ニシ一審判決ニ違法アルコトヲ認メタルニ拘ハラス之ヲ認可シテ被告ノ控訴ヲ棄却シタル第二審判決ハ擬律錯誤ノ違法アルモノトス

三三	二〇	三三
三五	二	一五七
三五	五	二五一
三六		三
三六		一六四

- 裁判所カ認定シタル犯罪事實ニ對シ相當ノ法律ヲ適用セサル判決ハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス
- 上告裁判所カ被告ノ上告ニ依リ第二審判決ノ當否ヲ審査スルニ當リテハ其判決ハ縱令宣告當時ノ法律ニ照シ正當ニシテ之ヲ言渡シタル第二審裁判所ニハ何等過失ノ責ムヘキモノナシトスルモ荷モ現行刑法ノ規定ニ照シテ正當ナラサル以上ハ結局擬律錯誤ノ違法アリトシテ之ヲ破毀シ更ニ相當ノ判決ヲ爲ササルヘカラス
- 公正證書作成ノ代理委任狀ヲ偽造シ公證人ヲシテ公正證書ヲ作成セシメ之ヲ行使シタル場合ニハ該委任狀ノ偽造行使ハ公正證書偽造行使ノ所爲ノ手段ニ外ナラサレハ刑法第五十四條ヲ適用處斷スヘキモノトス從テ右二箇ノ所爲ヲ箇箇獨立セルモノトシ同法第四十七條ヲ適用シタル判決ハ不法ナリ
- 衆議院議員選舉ハカ數名共同シテ選舉ニ關シ金錢ヲ收受シタルトキハ各犯人ニ對シ其費消金額ヲ平等ニ分割シテ之ヲ追徵スヘキモノトス從テ被告等各自ニ對シ費消金額全部ノ追徵ヲ命シタル判決ハ不法ナリ
- 衆議院議員選舉法中罰則ノ刑名ハ刑法施行法第十九條ニ依リ刑法ノ刑名ニ變更セラレタルモノトス從テ同法違犯事件ニ付キ舊刑名ヲ其儘宣

三九		八五三
四一		九五八
四二		九五六
四三		二八七
四四		二八七



○ 告シ被告ヲ輕禁錮ニ處シタル判決ハ不法ナリ

二八七

○ 兌換銀行券條例第十二條ハ刑法ノ施行ニ依リ自ラ廢止セラレタルモノ

四二

トス故ニ兌換銀行券ヲ偽造シタル所爲ニ對シ刑法第四百四十八條第一項

四二

ト兌換銀行券條例第十二條ト併セテ適用シタル判決ハ不法ナリ

四二

○ 第二審裁判所カ被告ノ控訴ヲ棄却シタルニ拘ハラヌ刑ヲ執行猶豫ノ言

四二

渡ヲ爲シタルハ不法ナリ

五七一

○ 裁判所カ累犯ノ規定ニ依リ被告人ヲ二十年以下ノ懲役ニ處スヘキモノ

四二

ト爲シタルニ拘ハラヌ併合罪ノ規定ヲ適用スルニ當リ更ニ其長期ニ半

四二

數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トシ刑ノ量定ヲ爲シタルハ擬律錯誤ノ不

四二

法アルモノトス

四二

○ 被告カ人ノ住宅ニ侵入シテ毆傷シタル事實ヲ認定シ乍ラ毆打創傷ノ所

四三

爲ノミヲ論シ住宅侵入ノ所爲ニ付キ擬律ヲ爲ササル判決ハ失當ナリ

四三

○ 殺人ノ目的ヲ以テ其實行行爲ニ著手シタル後強盜ヲ爲シ遂ニ殺人ノ所

四三

爲ヲ遂行シタルトキハ即チ一箇ノ行爲ニシテ二箇ノ罪名ニ觸ルルモノ

四三

トス從テ其所爲ニ對シ刑法第二百四十條ノミヲ適用シタル判決ハ不法

四三

ナリ

九二二

○ 自己ノ占有スル他人ノ不動產ヲ不正ニ領得シタル後之ヲ他ニ賣却シタ

四三

ル所爲ニ對シ順次ニ二箇ノ橫領罪ヲ構成スルモノト認メタル判決ハ不

四三

法ナリ

一七四五

○ 森林竊盜ノ贓物タル林產物ヲ原料トシテ木炭ヲ製シ鑛業用ニ供シタル

四三

事實ニ付キ森林法第八十四條第二號ト共ニ同第二號ヲ適用セル判決ハ

四三

失當ナレトモ既ニ同條ヲ適用シタル以上ハ其第二號ニ該ルト爲スモ第

四三

三號ニ該ルト爲スモ將タ又第二號及ヒ第三號ニ該ルモノトスルモ科刑

四三

ニ影響ヲ及ホスコトナケレハ擬律ノ錯誤ヲ以テ論スヘカラス

四三

○ 裁判所カ被告ノ犯シタル證據湮滅ノ罪ニ付キ懲役刑ヲ選擇シ之ト偽證

四三

罪トノ併合罪ニ對スル併合刑ヲ定ムルニ當リ重キ偽證ノ罪ニ付キ規定

四三

セラレタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘ三月以上十五年以下ノ懲役刑ノ範

四三

圍内ニ於テ科刑ヲ量定シタルハ擬律錯誤ノ違法アルモノトス

四三

○ 文書偽造ノ擬律ヲ爲スニ當リ偽造ノ項ヲ舉示セスシテ變造ノ項ヲ舉示

四三

シ變造ノ擬律ヲ爲スニ當リ變造ノ項ヲ舉示セスシテ偽造ノ項ヲ舉示ス

四三

ルコトアルモ其舉示シタル法條ニシテ誤リナキ以上ハ其孰レノ項ヲ舉

四三

示スルモ擬律錯誤ノ不法アルモノト云フヲ得ス

四三

(同罪旨)

刑法第一百四十六條第一項第二項ハ同一罪實ニシテ同一ノ罪ナレハ之カ適用ヲ爲スニ當リ其

四四 二〇七二

四四 四四五

四四 二五〇

四三 一七四五

四二 五九三

四二 五七一

四二 二八七

四三 四八四

四三 九二二



執レテ適用スルモ又ハ之ヲ區別セシテ概括的ニ適用スルモ法律ノ適用ヲ誤リタルモノニ非

(友對)

公文書ノ變造ト其偽造トハ同一ノ罪名ニ非ス從テ郵便貯金通帳中郵便局長ノ作成ニ係ル貯金  
受入ノ記載事項ヲ増減變換シ且郵便貯金支局長作成名義ノ貯金現在高橋閣濟ノ記載事項ヲ偽  
造シタル所爲ヲ合セテ一ノ公文書偽造罪ニ間擬シタル判決ハ失當ナリ

○刑法第七十六條乃至第七十九條ノ罪ヲ犯シ囚人ヲ死傷ニ致シタ

ルトキハ單一ナル第八十一條ノ犯罪ヲ構成スルニ止マルヲ以テ苟モ  
其事實ヲ判示シ之ニ同條ヲ適用シタル以上ハ別ニ第七十六條乃至第  
百七十九條ノ適用ヲ示ササルモ擬律錯誤又ハ理由齟齬ナリト云フヲ得

○商標法第二十三條第六號ニ該當スル行爲ニ對シ同條第五號ヲ適用スル

モ此等ノ規定ハ何レモ同一法條中ニ存スルノミナラス各其刑同一ナル  
ヲ以テ擬律上失當ノ廉アリトスルモ之ヲ以テ破毀ノ原因ト爲スニ足ラ  
ス

○刑法第九十七條第二項ヲ適用セシテ單一賄賂價額ノ追徴ヲ命シタ  
ル判決ハ擬律錯誤ノ違法アルモノトス(第二百三條四年一四五九頁其  
一參照)

四五	四五	四五	四三	四四
四五	四五	四五	一八五	七四七
四五	三五	九		
四五	三八			
四五				

○三箇ノ殺人未遂罪ニ付キ各有期懲役刑ヲ選擇シ之ニ累犯加重ヲ爲ス場

合ニ於テ刑法第十四條ヲ適用シ其制限内ニ於ケル刑期ヲ以テ處罰スハ

○被害者ノ告訴ニ係ル名譽及ヒ信用毀損事件ニ付キ告訴ノ取下アリタル

場合ニ於テハ名譽毀損罪ニ對スル公訴權ハ消滅ニ歸スルヲ以テ右事件

○對シ刑法第五十四條ヲ適用シタルハ違法ナリ

○偽造文書ノ騙取ニ付テハ詐欺ノ罪責ナキモ之カ爲メ特ニ無罪ノ言渡ヲ

爲スヘキモノナラサルハ勿論縱令右偽造文書ヲ除去スルモ他ニ詐欺ノ

○目的ト爲リ得ヘキモノアリテ詐欺罪ヲ構成スルモノナルトキハ之ヲ詐

欺罪ニ間擬スルモ擬律ノ錯誤ニ非ス

○第一審判決カ第一第二ノ併合罪中第一ノ犯罪ヲ重シト爲シ法律ノ適用

ヲ爲シタル場合ニ於テ第二審裁判所カ第二ノ犯罪ヲ重キモノト認メ其

○罪ニ付キ定メタル刑ニ併合罪ノ加重ヲ爲シタルニ拘ハラズ第一審判決

ヲ取消ササリシハ擬律ノ錯誤ナリトス

○博賭慣行ノ事情アル者ハ所謂博徒ナラサルモ賭博常習者トシテ處罰ス

ヘキモノナレハ判決ニ於テ博徒ナル事實ヲ認メス單一常習トシテ賭博

ヲ爲シタル事實ノミヲ認メ刑法第八十六條第一項ニ依リ處罰スルモ

四五	四五	四五	四五	四五
四五	四五	四五	四五	四五
四五	四五	四五	四五	四五
四五	四五	四五	四五	四五
四五	四五	四五	四五	四五



擬律ノ錯誤ニ非ス

○齒科醫師法違反者ニ對シ減輕スルニハ舊刑法ノ加減例ニ依ルヘキモノナルニ刑法ニ依リタルハ擬律ノ錯誤ナリト雖モ舊刑法ニ從フトキハ被告ノ不利益ニ歸スルノ結果ヲ生スルヲ以テ原判決カ舊刑法ノ加減例ニ從ハサルコトヲ攻撃スル論旨ハ止告適法ノ理由ト爲ラス

○附帶控訴ノ申立理由ナキ場合ニ於テ控訴裁判所カ該附帶控訴ヲ棄却スル旨ノ判決ヲ爲サス附帶控訴人ノ總テノ請求ヲ却下スト宣言シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス

○取引上ノ計量ニ使用シタル度量衡器カ變造ニ係リ且命令所定ノ公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノナル場合ニ於テハ度量衡法第十三條第一號ノ違反罪ヲ構成スルニ止マルヲ以テ違反者ニ對シ同法第八條第三號ヲ適用スルモ又同條第四號ヲ適用スルモ違法ニ非ス

○第一審裁判所カ賭博罪ヲ斷スルニ當リ被告等ハ金錢ヲ賭シ「シツピン」ト稱スル博奕ヲ爲シタル旨ヲ判示スルノミニシテ其賭博ノ方法ヲ說示セサリシニ拘ハラズ第二審裁判所カ被告ノ控訴ヲ棄却シタルハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス

○賭博常習者甲カ乙ヲ教唆シテ丙等カ賭博博奕ヲ爲スニ際リ其發覺ヲ防

ク爲メノ見張ヲ爲サシメタルトキハ甲ヲ賭博罪ノ從犯ノ教唆者トシテ處分スヘキモノナルニ拘ハラズ賭博罪ノ教唆犯トシテ處斷シタル判決ハ違法ナリ

(參照)

自己保管ニ屬スル官林ノ立木ヲ濫ニ伐採スルハ受寄物毀滅タルコトアルモ竊盜ニ非ス從テ他ノ理由ヲ示サスシテ刑法第三百七十三條ヲ適用シタルハ違法ノ裁判ナリ

數罪俱發ノ場合ニ於テ刑法第百條ノ適用ナキ裁判ハ法律ニ依リ理由ヲ付セサル違法ノ裁判ナリ

輕減ノ場合ニ於テ本刑ニ一等ヲ減シタルカ將タ二等ヲ減シタルカヲ明示セシテ刑ノ範圍ヲ知ルニ由ナキモノハ理由不備ノ裁判タルヲ免レス

刑ノ言渡ヲ爲スニ刑法ノ總則ハ必スシモ之ヲ示スヲ要セス故ニ其法條ヲ明示セザレハトテ法律ノ理由ヲ缺キタルモノト云フヲ得ス

原判決ハ竊盜罪ト賭博罪ト併發シタリト認定シテ其法律ヲ適用スルニ當リ數罪俱發例ニ依リ一ノ重キ竊盜罪ノ刑ヲ執行スルニ止メ云ト説明シタルノミニテ數罪俱發例中第何條ニ照シ一ノ重キ竊盜罪ノ刑ヲ執行スヘキヤ其正條ヲ明示セザリシハ法律ニ依リ判決ニ理由ヲ付セサル違法ヲ免レス

原院判決ノ理由ニハ監視六月ニ處ス云云ト記シ其主文ニハ監視十月ニ付スト記シタルハ法律ノ理由ト判決ト互ニ抵觸シテ其刑期如何ヲ知ルニ由ナキ不當ノ判決ナリ

原判文ニ明治二十四年上半期ヨリ同二十六年下半期ニ至ル間ニ在テ云云ト記シ犯罪ノ月日ヲ明示セザリキ然ルニ檢事ノ公訴ヲ提起シタルハ明治二十七年二月十三日ナルヲ以テ其明治二

二	七九五
三	一〇四八
四	三二五
四	一六五二
五	一一三七
七	八四四
二四	二九
二四	一一〇
二六	一六四
二七	二六〇
二七	三三八
二七	四〇一



十四年上半期トアル中ノ所爲ハ公訴ノ時效ヲ得タルモノアルヤ否ヲ知ルニ由ナク隨テ原判  
決ノ當否ヲ鑑査スルコトヲ得ス要スルニ犯罪ノ月日ヲ明示セサルハ事實ノ理由ヲ付セサル違  
法ノ判決タルヲ免レス

二罪併發ノ事實ニ付キ判決中事實ノ説明ニ於テ一罪ハ前科ノ裁判確定前ニ起リシコトヲ認メ  
乍ラ法律ノ適用ニ至リ二罪共ニ前科ノ裁判確定後ノ犯罪ナリト爲シ再犯ヲ以テ論シタルハ理  
由ニ齟齬アル不法ノ裁判ナリ

事實ノ理由ニ於テ私印盗用ノ所爲三罪アルコトヲ認メ乍ラ法律ノ理由ニ至リ其執レテ所爲ヲ  
以テ犯情ノ重キモノトシテ處斷シタルヤチ明示セサル判決ハ法律ノ理由ヲ欠キタル不法ノ裁  
判ナリ

私書偽造罪ヲ斷スルニ當リ其物體タル文書ノ性質ヲ明カニセサル判決ハ裁判ニ理由ヲ付セサ  
ル不法アルモノトス

死者名義ノ證書偽造ハ其作成ノ日附生存中ニ係ルヲ要ス從テ作成當時ニ於ケル死者生存ノ事  
實ヲ詳ニセサル判決ハ事實理由ニ不備アル失當ノ裁判ナリ

村長及ヒ收入役力臨時寄託ヲ受ケタル金員ハ其性質ヲ明カニセシテ直ニ法律上監守ノ責任  
アリト斷定スルヲ得ス故ニ村長及ヒ收入役ノ監守盜罪ヲ斷スルニ當リ其金員ノ法律上監守ノ  
責任ヲ有スルヤ否ノ事實ヲ明示セサル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス

委託物費消罪ニ付キ其受託ノ事實ヲ明示セサル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス  
偽造證書ノ性質ヲ明示セシテ轉ク刑法第二百十條第一項ノ適用ヲ爲シタル判決ハ事實上ノ  
理由ヲ具備セサル不法ノ裁判ナリ

町村長又ハ助役ハ郡長ノ許可ヲ經スシテ收入役ヲ兼掌スルヲ得ス而シテ收入役ノ職員ニ際シ  
助役ニ於テ收入役ノ事務取扱申金錢ヲ竊取シタル所爲ニ對シ其果シテ適法ノ兼掌ナリシヤ否  
ヤノ事實ヲ判示セシテ轉ク監守盜罪ヲ以テ處斷シタル判決ハ理由不備ノ不法アル

自首ノ事實ヲ認メ乍ラ自首減等ノ法條ヲ明示セサル判決ハ理由不備ノ不法アル  
判決主文ニ私印盗用私書偽造行使詐欺取財ノ三所爲アリト認メ重禁錮一年ニ處ストアルハ其  
所爲ノ數ヲ示シタルニ止マリ三所爲ヲ通シテ悉ク處罰シタルニ非ス而シテ其理由中ニ一ノ重  
キ私印盗用罪ニ依リ處斷シタル以上ハ主文ト理由トニ齟齬アルコトナシ

監視ニ關スル法條ヲ明示セシテ之ヲ附加シタル判決ハ法律上ノ理由ヲ缺キタル不法ノ裁判  
ナリ

事實理由ノ説明トシテ私印盗用ノ所爲二箇アルコトヲ認定シ乍ラ法律適用ニ至リ其犯情重シ  
ト爲シタル所爲ヲ指定スルコトナク轉ク刑法第百條ヲ適用シタルハ裁判ニ理由ヲ付セサル不  
法アリ

檢事刑期輕キニ失スルヲ理由トシテ控訴ヲ爲シタルニ際シ被告ニ無罪ヲ言渡シ仍ホ檢事ノ控  
訴ヲ理由アリト説明シタル判決ハ理由齟齬ノ不法アリ

二六	二六	二九	二九	二九	二九	二九
一	一	一	一	一	一	一
六六	六六	七六	七六	八六	八六	八六

二九	二九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
六	六	二	一	九	九	九
六五	六五	七五	七五	八五	八五	八五







意思ノ繼續シタル連續犯ハ之ヲ一罪トシテ處罰スヘキモノナルニ各罪トシテ併科シタル擬律錯誤ナリ

自己所有ノ家屋ヲ不正ノ取引即チ空米賣買ヲ爲ス應備ニ供シタルトキハ空米賣買ノ犯罪アルノ外別ニ家屋給與ノ罪ヲ組成スヘキモノニ非ス然ルニ原判決方家屋給與ノ所爲ヲ刑法第百九條ニ照シ從犯ト爲シ處斷スヘキモノトシ犯則ノ所爲ヲ罰スルノ外ニ別ニ罰金ヲ言渡シタルハ擬律錯誤ノ判決ナリ

本件ノ犯罪ハ被告方既ニ處斷ヲ受ケタル違警罪ノ餘罪ニシテ其刑重キニ付キ刑法第百二條ヲ適用シ被告ノ既ニ受ケタル違警罪ノ拘留七日ヲ本刑ニ通算スヘキモノナルコトハ原判決ノ理由ニ明示シタル如クナレトモ右ノ拘留ヲ本刑ニ通算スルハ刑ノ執行處分ニ非スシテ判決ナルヲ以テ必ス之ヲ判決主文ニ明示セサルヘカラス然ルニ原裁判所方其判決主文ニ本刑ノミヲ掲ケ拘留通算ノ點ヲ明示セザリシハ擬律ノ錯誤タルヲ免レンス

私印偽造行使罪ヲ斷スルニ刑法第二十條ヲ適用シ同法第二百八條ヲ適用セサル判決ハ擬律錯誤ノ裁判ナリ

犯罪ノ準備ニ供シタル物件ヲ以テ犯罪ノ用ニ供シタル物件トシテ沒收シタル裁判ハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス

犯罪ニ因テ得タル證書ノ所有者明確ナル場合ニ於テ沒收ノ言渡ヲ爲シタル裁判ハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス

變造證書ノ沒收ハ其變造ニ係ル部分ニ限ルモノトス從テ其證書ノ全部ヲ沒收シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アルモノトス

甲罪ノ餘罪トスヘキヲ乙罪ノ餘罪トシタル判決ハ擬律錯誤ナリ

一部ノ偽造ニ係ル證書ニ對シ全部ノ沒收ヲ言渡シタル裁判ハ擬律錯誤ノ不法アリ

犯罪後頒布セラレタル法律アル場合ニ於テ刑法第三條第二項ニ則リ新舊二法ヲ比照シ輕キニ從テ處斷セサル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

保證人トシテ擅ニ他人ノ氏名ヲ記入シ有合印ヲ捺捺シテ債權者ニ交付シタル借用證書ノ全部ヲ沒收シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

村役場收入役ノ監守盜罪ヲ處斷スルニ當リ明治二十三年法律第百號ヲ適用セサル判決ハ不法ナリ

裏書ノミヲ偽造シタル約束手形ノ全部ヲ沒收シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

委託金ヲ賈消シタル後其犯跡ヲ蔽フ爲メ詐欺ノ行爲アリタル場合ニ於テ刑法第三百九十五條後段(委託金騙取罪)ニ間擬シタル判決ハ不法ナリ

二事件ヲ併合審理シ乍ラ數罪俱發例ヲ適用セサル判決ハ不法ナリ

公證文書偽造行使罪ト公印偽造罪ト併發シタル場合ニ於テ刑法第二百六條ヲ適用セスシテ同法第三百九十條第二項ヲ適用シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

冒認販賣罪ヲ處斷スルニ該リ刑法第三百九十條ヲ適用セサル判決ハ不法ナリ

森林法ヲ施行セサル場所ニ於テ立木ヲ盜伐シタル所爲ニ對シ森林法第三十七條ヲ適用シタル判決ハ不法ナリ

稅務屬方酒造稅法違犯ノ證據トシテ帳簿ヲ差押ヘ之ヲ保有スル場合ニ於テ被差押者カ其竊取

三〇	一〇	一〇〇
三一	一	一〇
三二	三	五四
三三	六	二六
三四	九	二八
三五	八	二六
三六	一	二六
三七	二	二六
三八	九	二六
三九	二	二六
四〇	二	二六
四一	二	二六
四二	二	二六
四三	二	二六
四四	二	二六
四五	二	二六
四六	二	二六
四七	二	二六
四八	二	二六
四九	二	二六
五〇	二	二六

二六	二	二四三
二七	二	二四三
二八	二	二四三
二九	二	二四三
三〇	二	二四三
三一	二	二四三
三二	二	二四三
三三	二	二四三
三四	二	二四三
三五	二	二四三
三六	二	二四三
三七	二	二四三
三八	二	二四三
三九	二	二四三
四〇	二	二四三
四一	二	二四三
四二	二	二四三
四三	二	二四三
四四	二	二四三
四五	二	二四三
四六	二	二四三
四七	二	二四三
四八	二	二四三
四九	二	二四三
五〇	二	二四三



ヲ教唆シタル所爲ニ對シ刑法第三百七十一條ヲ適用セサル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ  
他人名義ノ轉籍届チ戸籍吏ニ提出シテ氏名ヲ詐稱シタル事實ヲ認メ乍ラ何等ノ裁判ヲ爲サザ  
ル判決ハ不法ナリ

詐欺取財罪ヲ犯シタル後其犯跡ヲ掩蔽スル爲メ官文書ヲ偽造行使シタル所爲ニ對シ刑法第三  
百九十條第二項ヲ適用シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アリ

兌換銀行券ノ偽造變造ニ關スル犯罪ヲ刑法ノ偽造紙幣ノ各本條ニ照シテ處斷スルハ兌換銀行  
券條例第十二條ノ規定ニ因ルヘキモノトス從テ兌換銀行券ノ偽造變造ニ關スル犯罪ヲ處斷ス  
ルニ當リ該法則ヲ適用セサル判決ハ不法ナリ

第一審判決ニ於テ私印偽造行使罪ヲ構成スルモノトシタル第二審判決ハ第一審ノ認定事實  
ヲ變更シテ有合印ヲ押捺シタリト事實ヲ認定シタルニ拘ハラス此點ニ付キ一審判決ヲ取消シ  
且無罪ノ言渡ヲ爲ササルハ認定シタル事實ニ法律ヲ適用セサルモノニシテ擬律ノ錯誤ナリ  
偽造ト云ヒ變造ト云フモ共ニ刑法第二百三條ノ適用ヲ受ケヘキモノナレハ縱シ其判定ヲ異ニ  
スルモ法律上何等ノ影響ヲ生スヘキモノニ非ス從テ之方爲メ判決ヲ取消シ又ハ判決ヲ破毀ス  
ヘキ限ニ在ラス

犯人カ借用證書ノ一部ヲ偽造シ詐欺取財ノ手段トシテ之ヲ行使シタル場合ニ該證書全部ヲ偽  
造ナリトシ刑法第四十三條第一號ニ依リテ之ヲ沒收シタル判決ハ擬律錯誤ノ不法アルモノト  
ス

事實局書記カ主任收入官吏トシテ煙草元賣人ヨリ受領シタル煙草代金ノ一部ヲ橫領セント  
企テ領收簿原簿ヲ偽造行使シタル所爲ニ對シ刑法第二百八十九條第二項第一項第一  
項第二項第一項ヲ適用シタル以上ハ從今其原簿ヲ偽造行使ノ所爲ニ對シ刑法第二百八十九條第一項第

タル過誤アリトスルモノ之ヲ以テ擬律ノ錯誤ト云フナリ

刑法施行前意思ヲ繼續シテ數次ニ取引所法違反ノ所爲(同法第二十五條)ヲ行ヒタルトキハ同  
法第三十二條及ヒ舊刑法總則ヲ適用シテ之ヲ處斷スヘキモノトス故ニ該犯罪ニ對シテ刑法第  
五十五條ヲ適用シタル判決ハ不法ナリ

醫病豫防吏員ノ印影ヲ盜用シタル所爲ニ對シ直ニ舊刑法第九十七條第一項ヲ適用シタル判  
決ハ不法ナリ

【第二百七十一條】

○公訴附帶ノ私訴ニ付テハ刑事訴訟法中特ニ規定アル場合ノ外ハ民事訴  
訟法ノ規定ヲ適用スヘキモノニ非ス故ニ刑事訴訟法第二百七十一條ニ

規定シタル期間内ニ上告申立書ヲ差出ササルトキ民事訴訟法第五十條  
ヲ適用シ權利關係カ合一ニ確定スヘキモノナルヲ以テ上告期間ヲ懈怠  
シタル者ハ仍ホ懈怠セサル者ニ代理ヲ任シタルモノト看做スト云フヲ

得ス

○私訴上告申立ノ期間ハ判決言渡ノ日ヨリ三日ニシテ民事訴訟法第五十  
條ノ如キ特別ノ規定ナク且之ヲ準用スヘキ規定ナシ從テ右期間經過後

ノ上告加入申立ハ不適用ナリ

○判決ニ「但被告ハ此闕席判決ニ對シ判決送達アリタルヨリ三日内ニ上  
告ヲ爲スコトヲ得」ト記載シタルハ違法ナリト雖モ原判決ノ效力ニ何

テ

テ

テ

テ

三三	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----



等ノ影響ヲ及ホスコトナシ

○民事被告人カ訴訟代理人ヲ以テ訴訟ヲ爲ス場合ニ於テ其事件ノ第二審  
繫屬中ニ死亡シタルトキハ控訴判決ニ對スル原告人ノ上告期間ハ訴訟  
手續受繼届ノ送達ノ日ヨリ之ヲ起算スヘキモノトス

○再度ノ闕席判決ニ對スル上告ハ刑事訴訟法第二百七十一條ニ依リ判決  
言渡アリタル日ヨリ起算シ三日ノ期間内ニ之ヲ提起セサルヘカラス而  
シテ同第十六條ノ規定ハ此場合ニ適用スヘキモノニ非ス  
(同主旨)

上告申立ノ期間ハ判決言渡ノ日ヨリ三日ニシテ闕席判決ニ對スルトキハ其判決ノ送達ヨリ期  
間ヲ算定スヘキ特別ノ規定アルコトナシ從テ闕席判決ニ對スル場合ト雖モ判決言渡後三日内  
ニ其申立ヲ爲ササルヘカラス

再度ノ闕席判決ニ對シテハ故障期間存セサルヲ以テ之ニ對スル上告申立ノ期間ハ闕席判決ノ  
言渡ヨリ起算スヘキモノニシテ其送達ヨリ起算スヘキモノニ非ス

第二百七十三條

○上告期間經過前ニ上告申立書ヲ郵便局ニ差出シタルトキハ之ヲ原裁判  
所ニ提出シタルト同一ノ效力ヲ有スル旨ノ特別規定ナケレハ郵便ニ付  
シタル日時ヲ以テ上告申立ヲ爲シタル日時ト爲スヲ得ス  
○上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出スヘキモノナレハ電報ニ依

ル上告申立ハ不適法ナリトス

(同主旨)

上告ハ判決言渡後三日内ニ書面ヲ原裁判所ニ提出シテ之ヲ爲スコトヲ要ス從テ電報ニ依ル上  
告申立ハ不適法ナリ

(參照)

上告申立書ハ大審院ニ提出スヘキモノニ非ス  
法定ノ期限内ニ上告申立書ヲ提出シタルニ不明ノ廉アリ之ヲ訂正シテ尙ホ期間内ニ更ニ申立  
書ヲ提出シタルトキハ後ノ書面ヲ以テ效アリトス

上告申立書ハ相手方ニ送達スヘキモノナレハ其書面ハ上告人ノ作成シタルモノナルヲ要ス從  
テ電報ニ依ル上告申立書ハ不適法ナリトス

第二百七十四條

○故障ノ申立ヲ許ス第二審ノ闕席判決ニ對シテハ其判決ヲ爲シタル裁判  
所ニ對シ故障ノ申立ヲ爲サスシテ直ニ上告ノ申立ヲ許ササルヲ以テ上  
告審ニ於テハ刑事訴訟法第二百八十五條第一號ニ依リ又第二審ニ於テ  
ハ同法第二百七十四條前段ニ依リ之ヲ棄却スヘキモノトス

第二百七十八條

○上告旨趣書カ相被告辯護人ノ上告趣意書ノ提出前若クハ之ト同時ニ提  
出セラレタル場合ニ於テハ相被告辯護人ノ論旨ハ之ヲ援用スルヲ得サ

第二百七十八條

三四二 一一〇

三六 一三〇三

四三 二二三

三七 五二四

二 四七九

一九四七

一九四五

五 三七六

二八 二二六

二九 一一二

三四 八〇

七 一七〇



ルモノトス

(同主旨)

上告論旨ハ各自獨立シテ之ヲ提出スヘキモノナレハ相被告又ハ其辯護人ヨリ將來提出スヘキ上告論旨ノ如キハ之カ引用ヲ許容スルノ限ニ在ラス

○被告ノ辯護人カ相被告辯護人ノ上告理由ヲ援用シタル場合ト雖モ相被告人ニシテ公判前上告ヲ取下ケタルトキハ其理由援用ノ效ハ該取下ト同時ニ消滅シタルモノトス

○上告論旨ニ非サル文書ハ上告論旨トシテ之ヲ援用スルヲ得ス

○判決ノ不當ナル理由ヲ具體的ニ示ササル上告趣意書ハ實質上趣意書ト認ムルコトヲ得ス

○刑事訴訟法第二百七十八條ノ規定ニ於テ上告趣意書ヲ上告裁判所ニ差出スコトニ關シ遅クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十五日前タルコトヲ要スルハ之ニ依リ裁判ノ準備ヲ爲ス期間ヲ存スルノ旨趣ニ外ナラサレハ上告申立人カ適法ノ期間内ニ上告趣意書ヲ差出シタルヤ否ヤハ其勾留ヲ受ケタルト否トニ區別ナク總テ上告裁判所ニ到達シタル時ヲ標準トシテ決スヘキモノトス

○被告ハ法定期間内ニ上告申立ヲ爲シ上告趣意書差出最終日ニ辯護人ヨリ被告ノ爲メ上告趣意書ヲ差出シタルモ辯護人選定届ヲ其後ニ提出シタルトキハ該上告趣意書ハ辯護届提出前ノ差出ニ係リ其效ナケレハ被告ハ上告趣意書差出期間内ニ同書ヲ差出ササルコトト爲リ上告ハ不成立ニ歸スルモノトス

(參照)

上告ノ申立ヲ爲スモ期間内ニ趣意書ヲ提出セサレハ其上告ハ成立セス

大審院ニ上告趣意書ヲ提出スルモ其效力ナシ

公訴判決ニ基キテ私訴判決ヲ言渡シタル判決ヲ不法トシテ上告シタル場合ニ於テ犯罪行為ヲシト主張スル上告趣意書ハ公訴判決ヲ攻撃スルト共ニ私訴判決ヲ攻撃シタルモノトス

裁判費用負擔ニ關スル判決ノ變更カ被告ニ利益ヲ來シタルヤモ知ルヘカラストノミ論シ果シテ如何ナル不利益ヲ來シタルヤヲ説明セサル論旨ハ上告ノ理由ト爲ラス

勾留ヲ受ケタル被告ハ上訴ヲ爲ス場合ニ於ケル申立書提出ニ關スル法則(刑事訴訟法第二百四十五條)ハ上告趣意書提出ノ場合ニ在リテモ仍ホ適用セラルヘキモノナリトス從テ勾留ヲ受ケタル被告ハニシテ上告申立ヲ爲シタルヨリ五日ノ期間内ニ上告趣意書ヲ監獄署長ニ差出シタル以上ハ該趣意書ノ裁判所ニ到達シタルト否トニ拘ハラズ提出ノ效力アルモノトス  
上告ノ理由ハ趣意書ヲ以テ明白ニ指示スヘキモノトス從テ單ニ法律ヲ不當ニ適用シ及ヒ法則ヲ適用セサル不法ノ裁判ナリトノミ記載シ其不法ノ點ヲ指示セサル上告趣意書ハ無効ナリ  
公延ニ於テ相被告ノ上告旨趣及ヒ辯明書ヲ援用ストノ辯護人ノ申立ハ相被告ノ上告旨趣及ヒ

四五 二〇三

四四 二三〇

元 一三五

二 八九〇

三 一七三

六五 一七九四  
六 六九七

六 九六〇

二八 二八

三三 四八

三四 一

三五 七一

三五 一六六



辯明書ト同一旨趣ナル辯明書ヲ更ニ差出シタルト同一ノ措置ナリトス從テ受命判事カ報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ提出シタルニ外ナラサレハ刑事訴訟法第二百八十一條ニ依リ之ニ對シ判決ヲ與フルノ要ナク其申立ハ採用スルニ由ナキモノトス

外國語ヲ以テ記載シタル上告趣意書ハ無効ナリ

法定ノ期間内ニ上告趣意書ヲ提出シタルモ爾後之ヲ取消ストキハ上告成立ノ要素ヲ缺キタルモノトス故ニ其趣意書ヲ取消シタル日ニ於テ更ニ趣意書ヲ提出スルモ何等ノ效力ヲ生セス

上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ差出シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ササルヘカラス然ラサレハ其上告ハ成立セサルモノトス

上告趣意書ニシテ理由ヲ具セサルモノハ無効ナリ

相被告ノ上告趣意書又ハ上告理由辯明書ニシテ被告ノ趣意書提出以後ニ提出セラレタルモノハ之ヲ援用スルコトヲ許サス

第二百七十九條

被告人カ上告ヲ取下ケタル場合ト雖モ相手方ノ上告ハ一タヒ適法ニ成立シタル以上ハ依然トシテ有效ニ存續スルモノトス

(參照)

凡ソ附帶上告ハ對手入ノ上告ニ係ラサル事件ニ付テハ之ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

第二百八十五條

○竊通事件ニ付キ上告ヲ爲シタル後告訴人ノ告訴取下アリタル場合ト雖モ右同上告カ上告期間經過後ノ申立ニ係ルトキハ裁判所ハ上告棄却ノ判

三六	三六	三七	三九	三九	四〇	四二	四七
一一九一	一六五〇	一八〇八	四八四	一〇二〇	五九五	一一三〇	一三

決ヲ爲スヘキモノニシテ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノニ非ス

○故障ノ申立ヲ許ス第二審ノ闕席判決ニ對シテハ其判決ヲ爲シタル裁判所ニ對シ故障ノ申立ヲ爲サスシテ直ニ上告ノ申立ヲ許ササルヲ以テ上告審ニ於テハ刑事訴訟法第二百八十五條第一號ニ依リ又第二審ニ於テハ同法第二百七十四條前段ニ依リ之ヲ棄却スヘキモノトス

○竊通竊盜及ヒ文書偽造行使等ノ行爲ヲ併合罪トシテ處斷シタル判決ニ對シ上告ヲ爲シタル被告人カ法定期間内ニ上告趣意書ヲ提出セサルモ相姦者タル共同被告ニ對シ告訴ノ取下アリタル爲メ竊通罪ニ付キ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキトキハ上告裁判所ニ於テ原判決全部ヲ破毀シ竊通罪ニ付テハ免訴ノ言渡ヲ爲シ竊盜及ヒ文書偽造行使罪ニ付テハ更ニ相當ノ判決ヲ爲スヘキモノトス

二	七	二七〇
---	---	-----

(同主旨)

親告罪ニ付キ上告裁判所ノ判決言渡前告訴人カ告訴ヲ取下ケタルトキハ上告ノ適法ニ成立セサリシ場合ト雖モ被告人ニ對シ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

○刑事訴訟法第二百七十八條ノ規定ニ於テ上告趣意書ヲ上告裁判所ニ差出スコトニ關シ遅クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十五日前タルコトヲ要スルハ之ニ依リ裁判ノ準備ヲ爲ス期間ヲ存スルノ旨趣ニ外ナラサ

四二	三	一五九九
----	---	------



レハ上告申立人カ適法ノ期間内ニ上告趣意書ヲ差出シタルヤ否ヤハ其  
勾留ヲ受ケタルト否トニ區別ナク總テ上告裁判所ニ到達シタル時ヲ標  
準トシテ決スヘキモノトス

(參照)

刑事訴訟法第二百七十六條ニ所謂期間ニハ上告趣意書提出ノ期間ヲ包含ス  
原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ(刑事訴訟法第二百七  
十六條)トアル其期間ニハ上告趣意書提出ノ期間ヲモ包含ス

〔第二百八十六條〕

○原判決ニ其事實ノ認定ナキトキハ大審院モ其擬律ノ如何ヲ判定スルニ  
由ナキヲ以テ之ヲ破毀シ更ニ審判セシム

○訴訟記録ノ燒失ニ依リ上告論旨タル證人資格ノ有無ヲ調査スルヲ得ザ  
ルトキハ原判決ハ破毀セラルヘキモノトス(同一判例二九年二卷四〇  
頁)

(同主旨)

訴訟記録ノ燒失ニ依リ上告論旨タル參考人調書ノ適否ヲ審査スルニ由ナキトキハ原判決ハ破  
毀セラルヘキモノトス  
訴訟記録ノ燒失ニ依リ上告論旨タル公判始末書ノ適式ナリシヤ否ノ事實ヲ審査スルヲ得ザル  
トキハ原判決ハ破毀セラルヘキモノトス

訴訟記録ノ燒失ニ依リ上告論旨タル檢事起訴ノ有無ニ私訴判決ノ當否ヲ審査スルニ由ナキ  
トキハ原判決ハ破毀セラルヘキモノトス  
訴訟記録ノ燒失ニ依リ上告論旨ト原判決トヲ對照シテ其當否ヲ鑑別スルコト能ハサルトキハ  
其判決ハ破毀セラルヘキモノトス

訴訟記録ノ燒失ニ依リ上告論旨タル判決原本ニ列事ノ捺印ニ欠缺アリヤ否ヤノ事實ヲ審査ス  
ルヲ得ザルトキハ原判決ハ破毀セラルヘキモノトス  
訴訟記録ノ燒失ニ依リ原判決ノ適法ニ成立シタルモノナルヤ否ノ事實ヲ審査スルニ由ナキト  
キハ其判決ハ破毀セラルヘキモノトス

訴訟記録ノ燒失ニ依リ原判決ノ適式ニ審判セラレタルモノナルヤ否ノ事實ヲ審査スルニ由ナ  
キトキハ其判決ハ破毀セラルヘキモノトス

○大審院ニ於テ甲控訴院ノ判決ヲ破毀シ乙控訴院ニ移送スルコトアルモ  
爲メニ甲控訴院檢事ノ附帶控訴ハ消滅セス

(同主旨)

大審院ニ於テ控訴院ノ判決ヲ破毀シタル上ハ其判決ノ全部消滅シタルヲ以テ其判決ノ全部未  
タ確定セサルモノナレハ同院檢事ノ附帶控訴ニ對スル其一部ノ判決ノミ確定ノ效力ヲ生スヘ  
キモノニ非ス故ニ右附帶控訴ハ依然トシテ存立スルモノトス

大審院ニ於テ甲控訴院ノ判決ヲ破毀シ乙控訴院ニ移送スルモ之カ爲メ甲控訴院檢事ノ爲シタ  
ル附帶控訴ハ消滅セス

○甲控訴院ノ判決ヲ破毀シテ乙控訴院ニ移送シタル場合ニ在リテハ乙控  
訴院ハ恰モ始メテ第一審ノ控訴ヲ受ケタルト同一ノ地位ニ在ルモノト

五	一七九四
三三	二一七〇
三五	二二九九
二五	二二
二九	二五〇
二九	二四二
二九	二四三
二九	二四四
二九	二四五
二九	二四六
二九	二四七
二九	二四八
二九	二四九
二九	二五〇
二九	二五一
二九	二五二
二九	二五三
二九	二五四
二九	二五五
二九	二五六
二九	二五七
二九	二五八
二九	二五九
二九	二六〇
二九	二六一
二九	二六二
二九	二六三
二九	二六四
二九	二六五
二九	二六六
二九	二六七
二九	二六八
二九	二六九
二九	二七〇
二九	二七一
二九	二七二
二九	二七三
二九	二七四
二九	二七五
二九	二七六
二九	二七七
二九	二七八
二九	二七九
二九	二八〇
二九	二八一
二九	二八二
二九	二八三
二九	二八四
二九	二八五
二九	二八六
二九	二八七
二九	二八八
二九	二八九
二九	二九〇
二九	二九一
二九	二九二
二九	二九三
二九	二九四
二九	二九五
二九	二九六
二九	二九七
二九	二九八
二九	二九九
二九	三〇〇



ス

○大審院ニ於テ甲控訴院ノ判決ヲ破毀シテ乙控訴院ニ移送シタル場合ニ於テ甲控訴院カ無罪ヲ言渡シ既ニ確定シタルモノアルトキハ乙控訴院ハ其無罪ノ部分ニ對シ裁判スヘキモノニ非ス

○公訴ノ判決ヲ破毀スル場合ト雖モ其破毀ノ點ハ單ニ擬律ノ部ニ止マルトキハ私訴ノ判決ニ何等ノ影響ヲ及ボサス

○甲控訴院ノ判決ヲ破毀シテ乙控訴院ニ移送シタル場合ニ在リテハ甲控訴院ニ於テ爲シタル證人喚問ノ決定ハ消滅ニ歸スヘキヲ以テ乙控訴院ハ之ヲ取消スノ要ナク又其證人正當ノ事故ナクシテ出頭セサルコトアルモノ之ニ對シテ制裁ヲ加フルノ權ナシ

○甲控訴院ノ第二審判決ニシテ上告ノ結果全部破毀セラレタルトキハ同院カ該判決以前ニ爲シタル證據決定ノ如キハ自ラ廢棄セラレ其效力ヲ失フモノトス從テ事件ノ移送ヲ受ケタル乙控訴院ハ毫モ之ニ羈束セラレルコトナシ

○上告裁判所カ控訴裁判所ノ審理手續ニ違法ノ點アリトシ原判決ヲ破毀シタル場合ト雖モ其破毀ノ效力ハ該判決ノミニ止マリ之カ爲メニ原審公判始末書ノ無効ヲ惹起スルモノニ非ス

○地方裁判所カ輕罪事件トシテ受理審判シタルモノヲ第二審ナル甲控訴院ハ其事件重罪ニ該ルモノトシ刑事訴訟法第二百六十四條ノ手續ヲ踐行シテ判決ヲ爲シタルモ該判決カ上告ノ結果破毀セラレ乙控訴院ニ移送アリタル場合ニ於テ乙控訴院之ヲ審理スルニ當リ亦其事件重罪ニ該ルモノト認ムルトキハ必スヤ同法條ノ手續ヲ更新スルコトヲ要ス

(參照)

森林法ニ依リ處斷スヘキ犯罪ニ付テハ刑法ノ數罪併發例ヲ用井スシテ刑ヲ併科スルモノトス故ニ森林竊盜及ヒ恐喝取財被告事件ノ判決ニシテ森林竊盜事件ニ對スル部分ニ違法アルモ恐喝取財事件ノ判決ニハ何等ノ影響ヲ及ボササレハ單ニ森林竊盜罪ニ關スル部分ノミヲ破毀スヘキモノトス

(第二百八十七條)

『第二百八十七條』

○法律ニ背キ公訴ヲ受理シタル前裁判ハ悉皆之ヲ破毀シ他ノ裁判所ニ移スコトナク本院ニ於テ直ニ之ヲ判決ス

○訴訟記録ノ燒失ニ依リ上告論旨タル公訴提起ノ手續ヲ徵スヘキ書類存在セサルトキハ原判決ヲ破毀シテ公訴不受理ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス〔同一判例二九年二卷一〇七頁〕

○刑事訴訟法第二百八十七條ハ管轄問題ニ關シ何等ノ文字ヲ示ササルモ管轄違ノ判決ヲ爲スヘキ場合ヲ除外シタルモノト認ムヘキ規定ナケレ

刑事訴訟法 上訴 上告

一五〇五

二九二

三六

三〇九

一一一

三〇〇

八八

三〇

四二

三六

一一五

四三

一八九

五

八五

三七

一三〇八

二七

二七七

二元

四八



ハ上告裁判所カ第一審裁判所ノ管轄違ナリトスル判決ヲ以テ相當ト認  
ムル場合ニ之ニ對スル第二審判決ヲ破毀スルトキハ同法第二百六十二  
條第一項ニ從ヒ管轄ニ關シ直ニ其判決ヲ爲スヘキモノトス

○起訴ニ係ラサル所爲ニ付テハ之ヲ處罰シタル原判決ヲ破毀スルトキト  
雖モ特ニ公訴ヲ受理セサル旨ノ言渡ヲ爲スノ要ナキモノトス

○第一審ノ私訴判決カ相當ニシテ控訴理由ナキ場合ニ於テ第二審判決ヲ  
破毀シ直ニ判決ヲ爲スヘキトキハ上告審ハ刑事訴訟法第二百六十一條  
第一項ニ依リ控訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

〔第二百八十八條〕

○公判手續トハ審理判決ニ關スル手續ノ謂ニシテ保釋申請ニ對スル決定  
ノ如キハ公判手續ト云フヲ得ス

〔第二百八十九條〕

○單一罪ヲ構成スルニ過キサル事案ノ一部ニ對シ擬律錯誤ノ不法アルコ  
トヲ主張スル上告論旨カ理由アルトキハ結局原判決ノ全部ニ對シ理由  
アルニ歸スルヲ以テ原判決全部ノ破毀ヲ免レサルモノトス

○贈賄ト收賄トハ相互ニ不可分の關係アルモノナルヲ以テ共ニ訴追セラ  
レタルトキハ刑事訴訟法第二百八十九條ニ所謂共同被告人ナレハ擬律  
ノ錯誤ニ因リ收賄者ニ對スル原判決ヲ破毀スル以上ハ同條第一項ニ依  
リ其利益ハ上告ヲ爲ササル贈賄者ニモ及フモノトス

〔同旨〕

親告罪ニ付キ上告審ニ於テ告訴ノ取下アリタルトキハ上訴ヲ爲ササリシ共同被告人ニ對シテ  
モ亦原判決ヲ破毀シ直ニ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス  
親告罪ニ付キ上告審ノ判決言渡前告訴ノ取下アリタルトキハ上訴ヲ爲ササリシ共同被告人ニ  
對シテモ亦原判決ヲ破毀シ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

○姦通竊盜及ヒ文書偽造行使等ノ行爲ヲ併合罪トシテ處斷シタル判決ニ  
對シ上告ヲ爲シタル被告人カ法定期間内ニ上告趣意書ヲ提出セサルモ  
相姦者タル共同被告人ニ對シ告訴ノ取下アリタル爲メ姦通罪ニ付キ免訴  
ノ言渡ヲ爲スヘキトキハ上告裁判所ニ於テ原判決全部ヲ破毀シ姦通罪  
ニ付テハ免訴ノ言渡ヲ爲シ竊盜及ヒ文書偽造行使罪ニ付テハ更ニ相當  
ノ判決ヲ爲スヘキモノトス

○甲ハ乙ノ外丙トモ姦通シ之カ爲メ乙トノ姦通罪ト併合シテ處斷セラレ

三

一五九九

四三

八九二

四三

三七

三

一五三五

三

一四七八

七

一四六一

四二

一六

二

一一三三

四五

一一〇七

三六

六八三



タルトキハ乙トノ姦通事件ノ免訴ノ利益ハ丙ト姦通シタル所爲ニ及ホ  
 スヘキモノニ非ス從テ此所爲ニ付テハ右甲ニ刑ヲ言渡スヘキモノトス  
 ○如上ノ所爲ニ付キ甲ハ既ニ確定判決ニ依リ刑ノ執行ヲ受ケタルトキハ  
 之ヲ以テ主文ニ於テ言渡ス刑ノ執行ニ代フヘキモノニシテ更ニ刑ノ執  
 行ヲ爲スヘキモノニ非サルハ條理上當然ノ事ニ屬スルヲ以テ特ニ主文  
 中之カ言渡ヲ爲スコトヲ要セサルモノトス

○上告審ニ於テ適用法律ノ改正ニ因リ擬律錯誤ヲ理由トシテ被告ノ利益  
 ニ於テ原判決破毀セラルル場合ニハ刑事訴訟法第二百八十九條第二項  
 ニ依リ上訴ヲ爲ササリシ共犯者ニ對シテモ其利益ヲ及ホスヘキモノナ  
 レハ其者ニ對スル確定判決ヲ破毀スヘキモノトス

(參照)

幼者誘拐罪ハ親告罪ナリ從テ第二審判決ノ確定以前被害者ヨリ告訴取下願ヲ提出スルトキハ  
 其公訴權ハ當然消滅ニ歸ス而シテ此場合ニ於テハ控訴セサル共犯者ニ對スル第一審判決モ亦  
 共ニ破毀セラルヘキモノトス

(第二百九十條)

(民)

○大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百九十條ニ依リ私訴事件ノ判決ヲ破毀シ  
 テ控訴裁判所ノ民事部ニ移送シタルトキハ同裁判所ハ普通ノ民事事件  
 トシ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ審判スヘキモノトス

(第二百九十一條)

○上告裁判所カ控訴判決ヲ破毀シ被告人ヲ罰金刑ニ處スルニ當リ其裁判  
 確定後之ヲ完納スルコト能ハサル時若干日間勞務役場ニ留置スヘキ場合  
 ト雖モ被告人ノミノ上訴ニ係ルトキハ原判決ヲ其不利益ニ變更セサル  
 モノトス

(第二百九十二條)

○刑事訴訟法第二百九十二條ニ所謂法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ  
 言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合トハ其判決ノ認定事  
 實ヲ基礎トスルモ尙ホ且法律ニ於テ罰セサル場合ヲ指稱シ判決ノ事實  
 認定カ眞實ニ適セストノ主張ヲ基礎トスル場合ヲ包含セサルモノトス

(參照)

器物毀棄罪ニ付キ重禁錮及ヒ罰金ノ制裁ヲ併科シタル裁判ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタ  
 ルモノニシテ非常上告ノ原由ト爲スコトヲ得  
 囑託ヲ受ケ自殺者ノ爲メニ手ヲ下シタル者(刑法第三百二十條)ニ科スルニ重禁錮ノ刑ヲ以テ  
 シタルハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル失當ノ判決ナリトス

### 第四章 抗告

○抗告ニ於テハ辯護人ヲ用ユルコトヲ得ス從テ抗告裁判所ノ裁判ニ對シ

刑事訴訟法 上訴 抗告

一五〇九

四二	三	二九	三五
四一	五六	三	三
六一	一	三	六九

七	七	七	七
七	六三	二七	二七
四	一九		



辯護人ヨリ提起セル抗告ハ常ニ不適法ナリ

○公訴附帯ノ私訴ニ付キ假處分命令ノ申請ヲ却下シタル決定ニ對シ抗告ヲ爲スニハ刑事訴訟法中抗告ノ規定ニ據ルヘキモノトス

〔第二百九十三條〕

○抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

○裁判所書記カ爲シタル處分ニ對シ直ニ抗告スルコトヲ得ヘキ規定ナシ故ニ民事訴訟法第四百六十三條ニ從ヒ之ヲ棄却ス

(參照)

重罪控訴豫納金免除ノ請求ニ關スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スハ法律ノ許ササル所ナルヲ以テ其抗告ハ不適法ナリトス〔同一判例二八年二卷五七頁〕

〔第二百九十四條〕

○再犯加重ノ決定ハ本案ニ付キ有罪ヲ言渡シタル確定判決ヲ補充スルモノニ外ナラサレハ地方裁判所カ第二審トシテ本案ノ判決ヲ爲シタルト

キハ之ニ關スル再犯加重ノ決定モ亦第二審トシテ與ヘタルモノト云フヘク從テ之ニ對スル抗告ニ付テノ直近上級裁判所ハ裁判所構成法第五十條第一號(ロ)ニ依リ大審院ナリトス  
○抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得サルモノトス  
(同法第五十條)

〔第二百九十六條〕

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ再抗告ヲ爲スナシ

○豫審終結決定ニ對スル抗告ノ申立書ハ之ヲ豫審判事ニ差出シ豫審判事ニ於テ理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シ申立書ヲ抗告裁判所ニ送致スヘキモノトス(刑事訴訟法第二百九十六條)而シテ豫審判事カ之ヲ送致シタル以上ハ其意見ヲ付スルト否トハ抗告受理ノ條件ニ非サルヲ以テ意見書ニシテ法式ヲ缺キ無効ニ歸スルモ抗告裁判所ノ決定ノ效力ニ影響ヲ及ホサス

○豫審終結決定書ノ前書ニ被告人一同ノ氏名ヲ登載シアルモ其決定書ニシテ檢事ノ抗告ニ係ル被告人中ノ一人ニ對スル決定ヲ更正シタル新決定書ナルコト明カナル以上ハ該抗告ニ關係ナキ被告ニ對シ何等ノ效力ヲモ有セス

〔第二百九十七條〕

○同一事件ニ付キ再度決定ヲ與フヘキモノニ非ス

第六編 再審

刑事訴訟法 再審

四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



















○乙者カ甲者ニ言渡サレタル闕席判決ニ對シ甲者ノ名稱ヲ以テ故障ノ申立ヲ爲シ更ニ闕席裁判ヲ受ケタルモ該判決ニ再審ノ原由アルカ爲メ上告裁判所ニ於テ之ヲ破毀シタルトキハ其移送ヲ受ケタル裁判所ハ先ツ原裁判所ノ第一闕席判決ニ對スル故障ノ適法ナルヤ否ヤヲ審理シ乙者ハ甲者ト別人ニシテ故障ヲ爲ス能力ナキモノト認ムルニ於テハ本案ノ審理ニ入ラスシテ直ニ故障ヲ棄却セサルヘカラス

第八編 裁判執行

第一章 裁判執行

〔第三百十九條〕

○刑事訴訟法第三百二十條第一項ノ規定ハ刑ノ執行停止ヲ刑ノ執行ト同シク檢事ノ職權ニ屬セシメタルモノトス從テ同第三百十九條第二項所定ノ事故アル場合ト雖モ法律上刑ノ執行ヲ禁止スルモノニ非ス

(參照)

刑事訴訟法第三百十九條第二項ニ依リ檢事ノ發スル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效力ヲ有スルモノナレハ一般令狀ト同シク其真正ヲ確保スル爲メ作成者自ラ其名ヲ署スヘキモノトス

〔第三百二十條〕

○刑事訴訟法第三百二十條第一項ノ規定ハ刑ノ執行停止ヲ刑ノ執行ト同シク檢事ノ職權ニ屬セシメタルモノトス從テ同第三百十九條第二項所定ノ事故アル場合ト雖モ法律上刑ノ執行ヲ禁止スルモノニ非ス

○刑事訴訟法第三百十九條第二項所定ノ事故アルヤ否ヤヲ識別シテ刑ノ執行ヲ停止スルト否トヲ定ムルハ執行官タル檢事ノ職權行爲ニ屬シ同第三百二十二條ニ所謂異議ノ申立ニ因リ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ決スヘキ事項ニ非ス

○刑罰ハ有責不法ノ行爲ニ對スル一ノ制裁方法ナレハ原則トシテ之カ受刑資格ヲ犯人ノ一身ニ限ルヘキモノナレトモ法律ハ財産刑ニ關シ之カ例外ヲ設ケ特ニ一種ノ執行方法ヲ規定シタルヲ以テ犯人死亡ノ結果罰金ヲ納付スル能ハサルトキハ其相續人ニ對シテ之カ執行ヲ爲シ得ヘキモノトス

○罰金ハ一ノ財産刑ニシテ裁判確定ヨリ一个月内ニ之カ完納ヲ爲スヘキモノニシテ縱シ常該官廳ニ於テ之カ分納ヲ許可スルモ开ハ一ノ行政上ノ臨機處分ニ外ナラサレハ之カ爲メニ分納ノ權利ヲ獲得スヘキモノニ非ス從テ從來ノ慣例ヲ主張シテ其殘額全部ニ對スル執行ノ命令ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス

三六

八九七

三

二三三

三七

二八九

三

二三三

三

二三三

四五

五九七

四五

五九七



○文書ノ變造部分ヲ沒收スル場合ニ於テ其部分ヲ毀滅セハ他ノ部分ノ效カヲモ失ハシムルニ至ルヘキトキハ檢事ハ其變造部分ニ抹消ヲ爲シ且變造前ノ文字ヲ明カナラシムルノ附記ヲ爲スカ或ハ變造部分ハ確定判決ノ爲メ沒收ニ歸シタル旨ノ附記ヲ爲ス等ノ方法ニ依リテ其沒收ノ判決ヲ執行シ得ルモノトス

(第三百二十二條)

『第三百二十二條』

○裁判確定以前ニ在リテハ疑義ノ申立ヲ爲スヲ得ス(同一判例二八年一卷一四四頁)

○刑ノ言渡ニ對スル疑義ノ申立又ハ刑ノ執行ニ對スル異議ノ申立ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者之ヲ爲スヘキモノニシテ他人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ許サス

○判決主文ニ於テ刑期通算ノ言渡ナク而シテ其主文ノ刑ノ確定シタル後ニ於テハ縱令判決理由ニ通算ノコトヲ記載シアルモ通算ノ利益ヲ主張シ異議ノ申立ヲ爲スヲ得ス

○刑ノ執行ニ對スル異議ニ付キ抗告棄却ノ決定ヲ受ケタル者ハ再ヒ同一ノ旨趣ヲ主張シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

○刑事訴訟法第三百二十二條ニ所謂刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所トハ疑義又ハ異議ノ申立ニ係ル刑ヲ現ニ言渡シタル裁判所内ノ一部ニノミ限定スヘキモノニ非スシテ其部カ屬スル裁判所内ノ各部ヲ總括的ニ指稱セルモノトス

○刑事訴訟法上刑ノ言渡以外ノ場合ニ於テ疑義ノ申立ヲ許シタル規定ナシ從テ訴訟費用ノミニ關スル疑義ノ申立ハ不法ナリトス

○刑事訴訟法第三百二十二條ニ所謂刑ノ言渡ニ對スル疑義ノ申立ハ判決主文ノ旨趣明瞭ナラサル場合ニ於テ其解釋ヲ求ムル爲メニノミ之ヲ爲スコトヲ得ルモノニシテ既ニ確定シタル判決ノ理由ヲ攻撃スルカ如キハ疑義ノ申立ニ該當セス

○刑事訴訟法第三百二十二條ニ所謂疑義ノ申立トハ判決主文ノ意義ニ疑アル場合ニ之カ説明ヲ求ムル申立ヲ謂フモノナルヲ以テ判決主文ト其基本ト爲リタル理由トノ關係ニ付キ疑アルモ該條ニ依リ疑義ノ申立ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

○刑ノ言渡ヲ爲シタル地方裁判所ノ判決ニ對シ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ大審院カ其上告ヲ棄却シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ハ地方裁判所ナルヲ以テ刑ノ執行ニ付テノ異議申立ハ該地方裁判所ニ爲スヘキモノトス

三六 一一〇九

三〇 九 一二七

三四 一 五

三六 一四二六

三九 五

四二 一三八四

四五 七

二 三六

二 三六

三 六〇



(同前)

刑事訴訟法第三百二十二條ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定スヘシト規定シタル外他ニ疑義ノ申立ヲ許ス規定ナキヲ以テ上告裁判所ニ於テ上告ヲ棄却シタル場合ニ於テハ上告裁判所ニ對シ疑義ノ申立ヲ爲スヲ得サルモトス  
刑ノ言渡ニ對スル疑義ノ申立ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ之ヲ爲スモノトス而シテ上告ヲ棄却シタル大審院ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ非サルヲ以テ該院ニ其申立ヲ爲スモ之ヲ受理スヘキモノニ非ス

○刑事訴訟法第三百十九條第二項所定ノ事故アルヤ否ヤヲ識別シテ刑ノ執行ヲ停止スルト否トヲ定ムルハ執行官タル檢事ノ職權行爲ニ屬シ同第三百二十二條ニ所謂異議ノ申立ニ因リ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ決スヘキ事項ニ非ス

二六

一八九

三四

六

七三

三

二九九三



諸  
法  
令



刑事略式手續法

○略式命令ノ豫告ニ對スル異議ノ申立ハ上訴ニ非サルカ故ニ縱令被告ニ於テ豫告ヨリモ利益ナル判決ヲ受クル目的ヲ以テ之ヲ申立テタリトスルモ裁判所ニ於テ右豫告ノ刑ニ比シ重キ刑ヲ言渡スモ不當ニ非ス

○略式命令ハ形式上刑事訴訟法ニ所謂判決ニ該當セスト雖モ檢事ノ起訴ニ因リテ區裁判所ニ繫屬シタル被告事件ニ付キ其裁判所ノ爲ス裁判ノ一種ナリトス

○確定シタル有罪ノ略式命令ハ其效力ニ於テ確定判決ト同一ナルカ故ニ再審ノ訴(刑事訴訟法第二百一條)ハ略式命令ニ關シテモ亦其裁判ノ確定後之ヲ爲シ得ルモノトスルヲ相當トス

(同五章)

刑事訴訟法ニ依ル再審ノ訴ハ確定シタル有罪ノ略式命令ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

○第一審裁判所カ森林法違反事件ニ付キ檢事ヨリ公訴ノ提起ト共ニ略式命令ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ事件ノ性質上略式命令ヲ爲スニ相當ナラスト思料シ通常ノ規定ニ從ヒ公判ヲ開始スルハ違法ニ非ス

○刑事略式手續法第十條第一項及ヒ第十五條ノ規定ニ依レハ違法ノ略式

刑事略式手續法

一五二五

三

八三

五

一四

五

一四

四

二九七

五

五三



命令ト雖モ確定力ヲ生スルニ妨ナキモノトス從テ瑕疵アル略式命令ニ對スル正式裁判ノ申立ハ有效ナリ

七三二

○略式命令ニ對スル正式裁判ノ申立ハ該命令カ被告人ニ對シ其正本ノ送達若クハ交付ノ方法ニ依リ效力ヲ生シタル後ニ於テ之ヲ爲スヘキモノトス從テ其以前ニ爲シタル申立ハ無効ナリ

一三六四

○略式命令正本ノ送達若クハ交付前ニ爲シタル正式裁判ノ申立ハ刑事略式手續法第十三條第一項ニ所謂法律上ノ方式ニ違ヒタルモノナリトス

一三六四

○刑事略式手續法第六條第二項ノ規定ハ裁判所カ略式命令ノ豫告ヲ發シタル後該命令ヲ爲スニ至ル迄ノ間ニ於テ同第三條ノ事由アリト思料シタル場合ニ適用セラルヘキモノトス

一三六四

○略式命令ニ對シ正式裁判ノ申立アリタル場合ニ於テ一旦通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スヘキモノト爲シタルトキハ爾後刑事訴訟法ノ規定ニ則リ事件ヲ審理スヘク從テ訴訟條件ノ存否ノ如キハ通常判決ノ形式ニ依リテ之ヲ判斷スヘキモノトス

一三六四

○裁判所カ發シタル略式命令ニ對シ適法ナル正式裁判ノ申立アリタルコトハ訴訟條件ニ屬スルヲ以テ獨リ同裁判所ノミナラス爾後事件ノ繫屬スル各審級ニ於テ職權上之カ調査ヲ爲スヘキモノトス

一三六四

○刑事略式手續法第十五條ニ所謂判決ハ確定判決ノ意義ニ解スヘキモノナルヲ以テ第一審判決アルモ其確定前ニ於テハ略式命令ノ效力ヲ失フモノニ非ス

一三六四

○被告カ略式命令豫告ニ對シ異議ノ申立ヲ爲シ通常ノ規定ニ依リ裁判ヲ受ケタル以上ハ豫告手續ノ違式ノ如キハ該裁判ノ瑕疵ト爲ルモノニ非ス

一〇六三

(同三三)

略式命令ハ正式裁判ノ申立ニ因リ其效力ヲ失フモノナレハ縱令該命令ノ豫告ニ關スル手續ニ違法ノ點アルモ之カ爲メニ正式裁判ヲ以テ言渡ス判決ノ瑕疵ヲ成ササルモノトス

八五七

○刑事略式手續法ニ依ル略式命令ノ請求ハ必ス公訴ノ提起ニ伴フヘキモノニシテ其請求アリトスルモ裁判所ノ意見ニ依リ通常ノ手續ニ從ヒ公判ヲ開キ裁判ヲ爲ス場合アルモノナレハ縱令裁判所ニ於テ略式命令ヲ發シ未タ之ニ對スル正式裁判ノ申立アラサルトキト雖モ其者ハ公判ニ付セラレタル者ト謂ハサルヘカラス

三〇一

刑法施行法

○刑法施行法ニハ舊刑法ノ刑ヲ新刑法ノ刑ニ變更スル旨ノ規定ナケレハ舊刑法ヲ適用スヘキ犯罪ニ對シテハ同法ノ刑名ヲ其儘存置スヘキモノ







(第七條)

〔第七條〕

○刑法施行法第七條第一項第一號ニハ舊刑法ニ依リ處刑セラレタル罪ハ刑法ニ於テモ依然罪ト爲ルヘキモノタルコトヲ要スル旨ノ規定ナケレハ刑法上罪トシテ罰スヘキモノニ非サルモ苟モ刑法施行前舊刑法ニ據リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ同條項ニ從ヒ刑法ノ累犯ニ關スル規定ヲ準用セザルヘカラス

四二

六五八

(第九條)

〔第九條〕

○刑法施行前ニ犯シタル數罪ト其施行後ニ犯シタル數罪トニ付キ同時ニ判決ヲ爲ス場合ニ於テ前者ニ對シ舊刑法ノ規定ヲ適用スヘキトキハ刑法施行法第九條ノ明文アルカ爲メ舊刑法第七十條第二項ハ之ヲ適用シ得サルモノトス

四四

七九九

(第十三條)

〔第十三條〕

○舊刑法施行當時ニ於テ罰金納付ノ義務確定シタル者ト雖モ其當時死亡セハ格別分納ノ許可ヲ得新刑法實施後尙ホ其支配ノ下ニ納付義務履行中死亡シタルモノナルトキハ刑法施行法第十三條ノ旨趣ニ從ヒ其後ノ履行ニ關シテハ新法ノ規定ニ準由スヘキモノトス

四五

五九七

(第十九條)

〔第十九條〕

○刑法施行法第十九條第一項ニ依リ他ノ法律ノ刑名ニ變更ヲ來シ刑法總則ノ適用上新舊二箇ノ刑ヲ生シタル場合ニ於テハ刑法第六條ニ從ヒ新舊ノ刑ヲ比照シ其輕キモノヲ適用シテ處斷セザルヘカラスト雖モ其刑ニ何等ノ變更ヲ生セザルトキハ犯罪當時ノ法律タル舊刑法ノ總則ヲ適用シテ處斷スヘキモノトス

四二

七五

○衆議院議員選舉法中罰則ノ刑名ハ刑法施行法第十九條ニ依リ刑法ノ刑名ニ變更セラレタルモノトス從テ同法違犯事件ニ付キ舊刑名ヲ其儘宣告シ被告ヲ輕禁錮ニ處シタル判決ハ不法ナリ

四三

二八七

○刑法施行法第十九條ニ所謂他ノ法律トハ同第一條ニ於ケル舊刑法以外ノ法律ヲ指稱ス從テ舊刑法ノ主刑ハ刑法ノ刑名ニ變更セラレタルモノニ非ス

四三

五九三

○傳染病豫防法違反事件ニ適用スヘキ刑ハ傳染病豫防法ニ定ムルモノナルヲ以テ其適用ニ付テハ刑法施行法ノ規定ニ依ルヲ以テ足り明治四十年勅令第二百十七號ヲ引用スルコトヲ要セザルモノトス

六

四〇四

(第二十一條)

〔第二十一條〕

○刑法施行前ヨリ施行セラレタル他ノ法律ニ定メタル刑ノ加減ハ舊刑法ノ加減例ニ從フヘキモノナルヲ以テ刑ノ加減ハ舊刑法ニ其規定ヲ缺ク



併合罪ノ加重ニ關スルモノヲ除キ總テ舊刑法ノ加減例ニ從フヘキモノトス

(同主旨)

特別法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ酌量減輕ヲ爲スヘキ場合ト雖モ刑法施行法第二十一條ニ從ヒ舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ヲ適用スヘキモノトス

(反對)

刑法施行法第二十一條ハ他ノ法令中刑ノ加重減輕ニ付キ特別ノ規定ヲ設ケタル場合ニ關スルモノニシテ一般ニ他ノ法令ノ刑ヲ加重減輕スヘキ場合ニ關スル規定ニ非ス

○齒科醫師法違反者ニ對シ減輕スルニハ舊刑法ノ加減例ニ依ルヘキモノナルニ刑法ニ依リタルハ擬律ノ錯誤ナリト雖モ舊刑法ニ從フトキハ被告ノ不利益ニ歸スルノ結果ヲ生スルヲ以テ原判決カ舊刑法ノ加減例ニ從ハサルコトヲ攻撃スル論旨ハ上告適法ノ理由ト爲ラス

(參照)

舊刑法第二百三十四條ヲ援用シテ定メタル市町村會議員選舉罰則第五條ノ刑ハ刑法施行法第二十一條ニ所謂他ノ法律ニ定メタル刑ニ該當スルヲ以テ該法條ノ刑ヲ加減スル場合ニ於テハ舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ヲ適用スヘキモノトス  
市町村會議員選舉罰則違反ノ場合ニ援用セラルル舊刑法第二百三十四條ノ刑ハ右選舉罰則違反ノ刑ニ外ナラサルヲ以テ刑法施行法ニ所謂他ノ法律ニ定メタル刑ニ該當ス從テ之ヲ加減スヘキ場合ニハ刑法施行法第二十一條ニ依リ舊刑法ノ加減例ニ依ラサルヘカラス

(第二十五條)

『第二十五條』

○刑法施行法第二十五條ニ掲クル舊刑法ノ規定ハ刑法ニ於テ之ヲ特別法ニ讓リ同法中其規定ヲ設ケサルヲ以テ當分舊刑法ノ規定ヲ其儘存續シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有セシメタルモノトス

(參照)

刑法施行法第二十五條ニ依ル舊刑法第二百二十九條第二項ノ犯罪ハ同法ニ定メタル詐欺取財ヲ以テ論スヘキモノナレハ該條項ノ規定ハ刑法ノ詐欺取財ニ關スル規定ニ變更セラレタルモノトス

(第二十九條)

『第二十九條』

○刑法施行法第二十九條ニ所謂短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪トハ現ニ犯人ニ科スヘキ法定刑ノ短期カ一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ヲ謂フモノナレハ罪質ハ短期一年以上ノ懲役ニ該ルモ刑法第六十五條第二項ニ依リ短期一月以上ノ懲役ニ處スヘキ場合ニ在リテハ他ノ法律ノ適用ニ付キ之ヲ舊刑法ノ重罪ト看做スヘキモノニ非ス

(第三十條)

『第三十條』

○業務上占有者タル身分ヲ有セサル者カ右身分ヲ有スル者ト共ニ刑法第二百五十三條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其身分ヲ有セサル者ハ同第

刑法施行法

三

七三七

四四

一三七

四三

一四五七

三

一〇八

四四

七〇七

四四

一〇九二

四二

一七一

四二

一七一

四五

七六三